



2019

暮らしの便利帳

かすみがうら市



生活ガイド

医療機関や生活に役立つ情報



行政ガイド

暮らしの手続き・健康・福祉など



かすみがうら市ガイド

わが街情報満載 自然・歴史など

INDEX

かすみがうら市ガイド	6
住所表記	32
組織・機構図	33
各課の主な業務	34
防災・防犯	35
手続き・届出・相談	40
税金	47
健康保険・医療福祉	53
国民年金	57
生活環境	58
農林業	65
子育て	66
福祉	68
教養・文化・スポーツ	77
議会	79
交通	80
公共施設	82
生活ガイド	89



つくば国際大学キャンパス

(産業社会学部) 社会福祉学科
(医療保健学部) 診療放射線学科・臨床検査学科
医療技術学科



つくば国際大学第2キャンパス

(医療保健学部) 理学療法学科・看護学科
保健栄養学科



つくば国際短期大学(保育科)



つくば国際大学東風高等学校

つくば国際大学高等学校



つくば国際大学東風小学校



つくば国際短期大学附属幼稚園



つくば国際保育園



つくば国際百合ヶ丘保育園



つくば国際松並保育園



つくば国際白梅保育園



つくば国際はるかぜ保育園



◆◆ 学校法人 霞ヶ浦学園 ◆◆



つくば国際大学

<http://www.ktt.ac.jp/tiu/>

E-mail info@tius.ac.jp

つくば国際大学
つくば国際短期大学
つくば国際大学高等学校
つくば国際大学東風高等学校
つくば国際大学東風小学校
つくば国際短期大学附属幼稚園
つくば国際保育園
つくば国際百合ヶ丘保育園
つくば国際松並保育園
つくば国際白梅保育園
つくば国際はるかぜ保育園

土浦市真鍋6丁目20番1号
土浦市真鍋6丁目7番10号
土浦市真鍋1丁目3番5号
かすみがうら市上土田690-1
守谷市百合ヶ丘1丁目4808-15
土浦市真鍋6丁目6番9号
土浦市真鍋新町8-16
守谷市百合ヶ丘1丁目2455番
守谷市松並1724番地1
つくば市面野井55-1
つくばみらい市小張2786-1

TEL 029-826-6000
TEL 029-821-6125
TEL 029-821-0670
TEL 0299-59-7516
TEL 0297-44-6771
TEL 029-826-5146
TEL 029-823-7404
TEL 0297-21-5355
TEL 0297-44-5022
TEL 029-886-3300
TEL 0297-38-6657

刊行にあたって

かすみがうら市は、関東の名峰筑波山系の南麓の山々から我が国第2位の面積を誇る霞ヶ浦の湖岸へと、なだらかな地形を有する風光明媚な田園都市です。

急速に変化する国内外の情勢の中、地方創生の大きな目的でもある子育て支援、地域産業の活性化、企業立地による雇用の拡大、自治体間の広域事業など、未来に向けて夢と希望の持てる「まちづくり」を進めております。

さて、このたびは、(株)サイネックスの協力により、各事業者の皆様と連携し、本誌「暮らしの便利帳」を刊行することができました。

この便利帳は、市の観光や特産品、文化財といった魅力ある地域の情報と、市の窓口での各種手続きや公共施設案内などの行政情報を集約したものです。

たいへん便利な情報誌ですので、ぜひ、ご家族皆様でご活用ください。

かすみがうら市長 坪井 透



INDEX

広告

あなたの街の電気屋さん

電気設備工事・設計・施工

防犯・防災機器・エアコン

各種アンテナ・太陽光発電

照明器具等の取付



元気でやる気のある方

従業員募集中!



ハウスメーカーのご相談承ります。

有限会社

佐賀電気工業

お気軽にご相談下さい。

かすみがうら市上福吉 376-16

TEL0299-59-3667

FAX0299-59-4046

<http://www.sagadenki.jp>

- 刊行にあたって…………… 1
- INDEX …………… 2
- ライフサイクルINDEX …… 4

かすみがうら市ガイド

- かすみがうら市って
こんなまち! …………… 6
- 霞ヶ浦の帆引き船 …………… 8
- 歳時記 …………… 10
- 歴史・文化 …………… 14
- 自然・景観 …………… 16
- くだもの狩りと特産品 …… 18
- かすみがうら市美味しいお店
…………… 22
- 湖山ウォレット …………… 23
- 庁舎案内 …………… 24
- 防災・安全 …………… 26

- 行政ガイドINDEX …………… 29
- あなたに必要な行政情報をお
届けるアプリ…………… 30

住所表記

- 住所表記(字名)一覧 …… 32

組織・機構図

- 組織・機構図 …………… 33

各課の主な業務

- 各課の主な業務 …………… 34

防災・防犯

- 防災の手引き …………… 35

- 休日夜間の急患 …………… 37
- 消防 …………… 37
- 防犯 …………… 37
- 空き家対策 …………… 38
- 県民交通災害共済 …………… 39

手続き・届出・相談

- 窓口業務のご案内 …………… 40
- 窓口における本人確認 …… 41
- 戸籍 …………… 41
- 住民登録 …………… 42
- 窓口延長サービス …………… 43
- 印鑑登録 …………… 43
- パスポート …………… 43
- マイナンバー …………… 44
- コンビニ交付 …………… 44
- 家庭児童相談 …………… 45
- 教育相談 …………… 45
- 法律相談 …………… 45
- 消費生活相談 …………… 46
- 行政相談 …………… 46
- 心配ごと相談 …………… 46
- 農地・就農相談 …………… 46

税金

- 市税 …………… 47

健康保険・医療福祉

- 国民健康保険 …………… 53
- 医療福祉(マル福)制度 …… 54
- 後期高齢者医療制度 …… 55

広告

母なる大地のなかで安らかな眠りを

樹木葬・庭園葬

四季折々の彩と風韻奏でる

真言宗豊山派 **金剛寺**

茨城県かすみがうら市牛渡 5187



029-897-0845

<http://www.kongo-ji.com>

獨鈷院
金剛寺
KONGO-JI

国民年金

- 国民年金57

生活環境

- ごみ58
- 上下水道61
- 火葬場62
- 公園62
- 道路63
- 都市整備63
- 自治組織64
- 保健衛生64

農林業

- 農業委員会65
- 農林業65

子育て

- 児童・母子福祉66
- ファミリーサポートセンター67
- 保育所(園)67
- 放課後児童クラブ67

福祉

- 障害者福祉68
- 生活保護70
- 高齢者福祉70
- 地域包括支援センター72
- 介護保険73
- 住み慣れた地域でいつまでも元気に74

教養・文化・スポーツ

- 学校教育77
- 生涯学習77
- スポーツ78

議会

- 議会79

交通

- 霞ヶ浦広域バス・乗合タクシー80

公共施設

- 主な公共施設82
- 公共施設使用料減免団体登録制度86
- かすみがうら公共施設等マップ87
- 避難所情報88

生活ガイド

- 生活ガイドINDEX89
- 病院・医院ガイドマップ90
- かすみがうら市の病院・医院94
- かすみがうら市の歯科医院95
- かすみがうら市商工会96
- リフォームの基礎知識98
- 葬儀について／お墓の形いろいろ101

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

広告

そろそろパソコン
楽しみませんか?
タブレット
も楽しみましょう!

生活を便利に! 認知症予防に!

タイピング、デジそろ、
(パソコンでそろばん)
プログラミング!!

楽しいから続けられる。身につく!

小学生～シニアまでのパソコン・タブレット教室、
各種 IT サポート、IT 機器販売、認知症予防活動支援

NAK トータルサポート(有)
かすみがうら市新治 1829-24
(ローソン千代田南店近く) ☎0299-56-5579

住宅に関することは
(株)桜井住宅設備におまかせ下さい

水廻りのお困りごと
住宅リフォーム
LPガスの販売及び配管工事

株式会社 桜井住宅設備

ENEOS

本 店 / かすみがうら市上稲吉1848
下稲吉店 / かすみがうら市稲吉5-3-12
工業団地店 / かすみがうら市上稲吉2014-3
湖北店 / 土浦市菅谷町1273-17
TEL/0299-59-2037 <http://www.sakurai-oil.co.jp/>

広告

プロの経験と技術でお客様のカーライフを万全にサポートいたします。
お客様に満足して頂く仕事をします。

車検
国家資格整備士が
お客様の愛車をしっかり点検。

钣金塗装
お客様の立場に立った保険をご提案します。
柔軟な対応力で事故の際にも安心。

新車・中古車販売
国産オールメーカー全車種に対応

有限会社 三和自動車
TEL0299-24-1324

茨城県かすみがうら市中志筑3
お気軽にご連絡下さい
かすみがうら市三和自動車 検索



知りたいとき
すぐ見つかる!

ライフサイクル INDEX

広告

**お子さんも安心
清潔抗菌の畳!!**



お陰様で創業100年★経産省公認の畳作り★

井坂畳店

フリーダイヤル 0120-517-617
〒300-0135 茨城県かすみがうら市加茂4477
FAX 029(828)1188 ★24時間年中受付★

農機具お売りください!
茨城全域出張買い取り OK!!

中古農機具
出張買取専門店
だから...

★買取可能機種が
豊富!!

★故障車でも
OK!!

★スピードで20
倍美に
即日現金化!!

※機種・状態によっては買取できない
場合もあります。

動かなくなった機種でも
無料引き取り OK!!
その他バイク、農機も OK!!

農機具王

LINE@で査定依頼!

LINE「友だち追加」からQRコードを読み取って登録してください!!

かんたん!無料

農機具王 茨城店 古物商 第 401160002819 号
〒315-0052 かすみがうら市下郷宮 750-1
【営業時間】 8:00 ~ 17:00 農機具王茨城 検索 **0299-56-4611**
水曜定休

誕生

- ▶ 出生届...P41
- ▶ 国民健康保険...P53
- ▶ 母子健康手帳...P64



育児

- ▶ 予防接種...P64
- ▶ 保育所(園)...P67
- ▶ ファミリーサポートセンター...P67

教育

- ▶ 教育相談...P45
- ▶ 放課後児童クラブ...P67
- ▶ 小学校...P77
- ▶ 中学校...P77
- ▶ 就学援助費制度...P77



成人

- ▶ 国民健康保険...P53
- ▶ 国民年金...P57



結婚

- ▶ 戸籍...P41
- ▶ 婚姻届...P42
- ▶ 住民登録...P42



広告




□ 税務・経理・財務・会計・決算に関する業務
□ 独立、開業支援に関する業務
□ 経営相談・コンサルティング

ひたち野総合税理士法人

かすみがうら市稲吉 2-20-25

9:00 ~ 17:00 まで対応しております。
(土曜・日曜・祝日除く) お気軽にご連絡ください。
TEL 029-832-1185 FAX 029-832-0468

引っ越しに関する届出

引っ越ししてきたら

市外へ引っ越ししていくとき

市内で住まいが変わったら

転入届 P42
引っ越ししてきた日から
14日以内に届出

転出届 P42
引っ越し日の
前後14日以内に届出

転居届 P42
引っ越しした日から
14日以内に届出



戸籍の届出・各種登録は、

市役所

届けてください



印鑑登録 P43

赤ちゃんが生まれたら

出生届 P41
生まれた日から
14日以内に届出

結婚したら

婚姻届 P42
届けた日から効力

家族が亡くなったら

死亡届 P41
死亡の事実を知った日から
7日以内に届出



- ▶税金…P47
- ▶ごみ…P58
- ▶上下水道…P61
- ▶公共施設…P82
- ▶霞ヶ浦広域バス…P80



- ▶国民健康保険…P53
- ▶国民年金…P57
- ▶各種健診…P64



- ▶後期高齢者医療制度…P55
- ▶国民年金…P57
- ▶高齢者福祉…P70
- ▶介護保険…P73

緊急時

- ▶防災…P35
- ▶火災…P35



広告

満 創業120年にわたり、
木造住宅一筋できた会社です



**新築及び増改築・内外装のリフォーム
水廻りのリフォーム・耐震診断**

長い経験を生かし、
良質な住宅造りに
取り組んでいきます

株式会社 宮本建設工業

かすみがうら市岩坪2204
TEL 029-896-1152 FAX 029-896-1157

一つの景色を作るのが
我々の仕事です

一般住宅・ビル・アパート
古家あく洗い・家具・銘木塗装
店舗・工場・建設車両・防水工事
足場工事・リフォーム全般

見積・
相談無料 **総合塗装業** 安心の
直接施工

(株)幸野塗装

☎(029) 831-6339

かすみがうら市栄倉6147-334

●第031381号

http://www.kouno-tosou.com 幸野塗装 検索

広告

土浦市神立鎮座
天録稻荷神社



ご祈禱のお申込み・お問い合わせは、
随時受け付けております



土浦市神立中央1丁目7-19
JR常磐線 神立駅(西口)徒歩3分)

☎029-875-7881

http://tenrokuinari.org/ 天録稻荷神社 検索

えいごが勉強に
楽しく遊んで覚える！

ファーストラーニング神立
こどもの成長に合わせた4段階のプログラム



神立イングリッシュスクール
楽しく学べて英語が身につく！
外国人講師による英会話スクール！

小学生
クラス
中学・高校
クラス
大学・社会人
クラス
デイト
タイム
クラス

満足度が高い子ども向け
「ロボットプログラミング教室」
ヒューマンアカデミー
教習室 ロボット教室神立校

かすみがうら市下宿吉 2638-37 TEL 0299-57-6210
http://firstlearningkandatsu.com/

畳替え後の定期点検と
安心見回りサービス!!



お陰様で創業100年★経産省公認の畳作り★

井坂畳店

フリーダイヤル
通話無料 ☎0120-517-617
〒300-0135 茨城県かすみがうら市加茂4477
FAX 029(828)1138 ★24時間年中受付★



かすみがうら市って こんなまち！

かすみがうら市は、わが国第2位の面積を誇る湖「霞ヶ浦」と筑波山系の南麓にはさまれた、総面積約156.60km²のまちです。温暖な気候と豊かな自然環境を生かし、果樹に代表される農産物や霞ヶ浦の水産物などの産地として、知られています。



▶市章



水辺や野山にいつまでも鳥が訪れる豊かな美しいまちのイメージとともに、かすみがうら市の未来へのはばたきを象徴しています。青を基調とした色使いと二重の輪は霞ヶ浦そのものと、新しく誕生した市域の調和を表しています。



▶市の位置

かすみがうら市は、首都東京へ約70km、県都水戸市へ約30km、筑波研究学園都市へ約10kmの距離に位置しています。

▶かすみがうら市 人口及び 世帯数



人口:42,267人 男性:21,452人 女性:20,815人
世帯数:17,126世帯 (2018.4.1現在)

広告



萩原園
HAGIWARAEN

我が子を育てるように
丁寧に栽培しています。

毎日の農場の状態チェックから苗木の成長過程において、長年培った苗木の栽培経験を活かし、萩原園にしか出来ない高品質な苗木の栽培を行っております。

すべて自社栽培ですので高品質でリーズナブルな価格で苗木を卸しております。

苗木栽培の熟練職人による
プロの品質管理！



産地直送だから、新鮮で高品質な苗木をお届けします。

株式会社 萩原園

かすみがうら市上土田 538-17
tel.0299-59-3123

(株)萩原園

検索

<http://hagiwaraen.com>



▶ かすみがうら市市民憲章

霞ヶ浦と常陸野の豊かなめぐみを受けるわたしたちかすみがうら市民は、魅力あるまちをめざして、ここに市民憲章をさだめます。

- 自然を愛し、水とみどりの美しいまちをつくりましょう。
- 互いに助け合い、安心して暮らせるまちをつくりましょう。
- スポーツと文化に親しみ、うるおいのあるまちをつくりましょう。
- 伝統がいき、若い力がのびるまちをつくりましょう。
- みんながかがやき、活力あふれるまちをつくりましょう。

市の花



紫陽花(あじさい)

小さな花が一つに集まり、さまざまな土地に順応して大きな花を咲かせる姿に、市民の和と繁栄への願いを込めています。

市の木



栗(くり)

古くから栽培され、全国有数の産地として知られており、枝もたわわに実る姿に、豊かなめぐみへの願いを込めています。

市の鳥



鶯(うぐいす)

春を告げる鳥として、心を和ませてくれる美しい鳴き声に、明るく希望にみちた将来への願いを込めています。

▶ シンボルデザイン

かすみがうら市は可愛いキャラクターを市のシンボルデザインとして、市内はもとより、全国へ向けて市の魅力を発信するために活用しています。



紫陽花(あじさい)



栗



鶯(うぐいす)



広告

あなたの愛車を完全トータルサポート!!

ダイハツ認定
ベストピット店
です

Repair and Sales
TAZAKI MOTORS

田崎モータース

www.tazaki-motors.com

新車・中古車販売 お気軽にお電話ください
車検・整備・保険 ☎ 0299-59-4519
パーツ販売・取付 かすみがうら市上佐谷 524

安全・良質な豚肉を食卓へ

豚のかしら肉・内臓の卸

仁平畜産株式会社

茨城県かすみがうら市東野寺 482-2
TEL 0299-24-2861

井坂プリント

茨城県かすみがうら市深谷 487-1
Tel/Fax 029-897-0249



写真提供:霞ヶ浦帆引き船・帆引き網漁法保存会

湖上にいきづく、風の旅人

魅力が
いっぱい!
かすみがうら

1

霞ヶ浦の帆引き船



写真提供:茨城県



写真提供:茨城県



帆引き船発祥の地

広告

総合建設業

この仕事、誰に頼んだらいいの?とお悩みなら
ご連絡下さい。何でもご相談に乗ります。

底工事・基礎工事・整地 / 造成工事・外構工事
造園工事・解体工事・左官工事・瓦工事
リフォーム工事・エクステリア工事

有限会社 歩

かすみがうら市上佐谷 1956-1
TEL 0299-59-6363
FAX 0299-59-6388



Kasumigaura Photo Gallery



帆引き船とは

～大きな帆をふくらませて走る「帆引き船」～

帆引き船を使った帆引き網漁は、明治13年(1880)、シラウオ漁を目的に旧霞ヶ浦町の折本良平によって考案されました。その後、ワカサギ漁の主役として昭和42年(1967)までの約100年間、霞ヶ浦漁業の花形として一世を風靡しました。

帆引き船は、帆を使い風の力によって船を横に流し漁をします。漁法は打瀬網漁に分類されますが、その操業方法は似て非なるものといえます。そのもっとも異なる点は、帆げたに結び付けられたつり縄にあります。

このつり縄の考案こそ折本良平最大の発明であり、帆引き船メカニズムの原点といってもよいでしょう。

帆引き船は風の原理を応用し船を横に流して漁を行う、珍しい漁業です。また、風のない日は漁をせず、霞ヶ浦の自然の摂理にかなう漁法でもあったのです。帆引き船は環境にやさしい文化遺産といえるでしょう。

帆引き船のメカニズム

帆引き船は力学的には風に似ているといわれています。

帆げたから結び付けられた三本のつり縄によって、曳航力だけでなく帆に揚力が生まれ、三つの力(風力・重力・抗力)のバランスによって安定した走行が可能となります。

帆引き船と風を比較してみると、風は風の上下面にはたらく風の流れの違いによって生じた揚力で空に上がります。帆引き船の場合つり縄を出し縄より短くすることで揚力を得やすくしています。

- 網(水圧) ⇒ 風系をもつ人
- つり縄とだし縄 ⇒ 風系
- 帆 ⇒ 帆本体
- 船(おもり) ⇒ 風の尻尾

上記の比較から一定の風さえあれば船が安定して横に流れることが理解できるでしょう。

帆引き船が動力船以前の小型で軽い船だった頃には、揚力によって浮力が増し、船が水面を滑るように流れることが実感できたといわれています。



帆引き船の発明者 折本良平

～画期的な発明「帆引き船」～

折本良平は坂二ノ宮に天保5年(1834年)に生まれました。家の屋号は「あいや」といわれ、先祖は藍染の仕事をしていたといわれています。

漁師を生業としていたわけではなく、時々大徳網の曳子などをしながら生計をたて、生活用具や農具などの改良や発明などに日々いそしんでいたといわれています。

折本良平がシラウオ漁を目的に、帆引き船を発明したのは明治13年、良平46歳の時でした。当時はシラウオ漁には大徳網が使われ、普通2～3隻の船を使い、20人以上の人手が必要でしたが、この発明により1隻の船で2人ほども漁が可能となりました。

良平は、帆引き船の発明を己の利益のみに固執することなく、自ら多くの漁師たちにその操業技術を伝えることで、霞ヶ浦の漁業は網元を中心とした組織的な操業から、家族を中心とした個人操業へと変化した。日雇いの賃金ではなく漁獲に見合った収入の道を開き、沿岸漁民の生活安定に大きな貢献をしました。

お問い合わせ

- H P** かすみがうら市観光協会HP
(観る)→(帆引き船)
- 問合せ先** かすみがうら市観光協会事務局(市観光商工課内)
平日: TEL 029-897-1111
休日: かすみがうら市交流センター
TEL: 029-896-1226

交通アクセス

- 交通** 常磐道土浦北ICから車で40分
歩崎公園(坂4784番地先)
- 問合せ先** かすみがうら市 観光商工課
TEL 029-897-1111 FAX 029-897-1243

広告

www.pfw1925.com

株式会社

WAKOU

トラック全般・钣金・塗装・架装
ウォーターブラスト剥離・
W B C システム・その他

〒315-0071 かすみがうら市市川 103-1
TEL 0299-56-4834 FAX 0299-56-4843



クルマの事ならお任せ下さい!

ガレージハナワ



販売・修理・車検整備

かすみがうら市稲吉 5-3-26
TEL 029-833-1870

魅力がいっぱい!
かすみがうら

2

歳時記

かすみがうら市の活気あふれる一年
皆さんで参加ください

夏 あゆみ祭り



歩崎公園を会場として、夏に行われる一大イベント。中央ステージや青空広場では、各種団体による踊りや演奏の披露、農水産物等の販売などをはじめ、イベントが盛りだくさん。湖上では、Eポート大会、観光帆引き船の合同操業や湖上打ち上げ花火など熱気あふれるイベントに多くの歓声があがり、夏の一日を鮮やかに演出します。

総合卸売



株式会社 シンドウ

本社 〒315-0052
茨城県かすみがうら市下稻吉 1671
TEL 0299-59-3611
FAX 0299-59-3610

R.S.K.MOTORS

車検 整備 販売 保険



お気軽にお問合せ下さい。
かすみがうら市高倉 791
TEL 0299-24-0853

大塚整骨院

医療保険取扱い
(骨折・脱臼の際は医師の同意が必要)

受付時間	月	火	水	木	金	土	日/祝
9:00～12:00	○	○	○	休	○	○	○
15:00～20:00	○	○	○	休	○	○	休

[定休日] 木曜日・日曜午後・祝日午後

かすみがうら市稲吉 3-3-7
☎029-832-0555

Kasumigaura Photo Gallery



秋 かすみがうら祭

かすみがうら市の秋の一大イベントといえば毎年11月3日に開催される「かすみがうら祭」。

かすみがうら市の豊かな文化・食・自然・伝統・歴史・遊び・音楽に触れ、まちの良さを発見・再発見する催しとして、市内外を問わず、たくさんの人が訪れます。

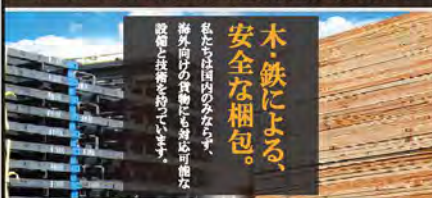


広告

Kasumiqaura Photo gallery



オーダーメイドの梱包で、安全な輸送を実現します。



有限会社 坂本材木梱包

- ・輸出梱包鉄枠製造、木枠梱包、大型機械梱包、精密機械梱包（水処理装置等）
- ・ベニヤ密閉製造
- ・木箱（短尺〜）国内用 / 国外用（蒸蒸木箱）
- ・各種木製パレット
- ・蒸蒸処理

〒300-0135 茨城県かすみがうら市加茂 4981-1
TEL 029-828-0775 FAX 029-828-1277

坂本材木梱包

検索

KOSTH

コッス楽器株式会社

自社ブランド
チューブラチャイム、グロッケン、マーチンググロッケン、ベルリラ、ディナーチャイム、鉄琴、卓上鉄琴、卓上木琴、標準音叉（和楽、洋楽、雅楽、物理、医療用）

グロッケン



沖縄記念公園

茨城県かすみがうら市上稲吉 1834-1

TEL.0299-56-7151

<http://www.kosth.jp/>

10月

第2土曜・日曜

～爽やか自転車祭り 2Days～

レイクサイドサイクルフェスタ

かすみがうら市ガイド

爽快な景色の霞ヶ浦を舞台にした自転車のお祭り2Daysイベント「レイクサイドサイクルフェスタ」。おなじみの自転車耐久レース「かすみがうらエンデュロ」に、エリア探索サイクリング「ライドハンターズ」、そして子供たちと家族で盛り上がるランニングバイクレース「ライダーマンキッズ」の3本立てに加え、つくば霞ヶ浦りんりんロード周辺のご当地グルメが集結する「霞ヶ浦まるごとグルメフェス」も同時開催します。老若男女、誰もが楽しめること間違いなしです。

かすみがうらエンデュロ
KASUMIGAURA ENDURO

霞ヶ浦の眺望が広がる自転車道をメインとした希少性の高いコースを使用する5時間の自転車耐久レースです。1周4.8Kmの周回コースの最大の特徴は、霞ヶ浦湖畔の1.8Kmのストレート。湖を望みながら爽やかな走りを楽しめます。



ライドハンターズinかすみがうら

ハンティングマップに示された「スポット」をまわり、獲得得点を競うサイクリング。得点は、スポットまでの距離やコース条件によって決められています。制限時間内にどのスポットをどのようにまわるのか作戦を立ててエリアを探索する新感覚のサイクリングです。



ライダーマンキッズ

ストライダーなどの足で蹴って進む「ランバイク」を使って行う2～6歳の未就学児を対象にしたレースです。年齢による走力差を考慮して、年齢別によるクラス分けやビギナークラスも設けていますので、レース体験のあるキッズはもちろん、初めての参加でも本格的なレースを楽しめます。

霞ヶ浦まるごとグルメフェス

レイクサイドサイクルフェスタのお楽しみといえば同時開催のグルメフェス。つくば霞ヶ浦りんりんロード周辺のご当地グルメが集結し会場を盛り上げます。レース参加者から応援のご家族、一般来場者まで、誰もが楽しめる恒例行事です。



豊かな緑よりよい自然環境作りを目指して

土木工事 / 舗装工事

建築工事 / 土砂等選別工事

茨城県知事許可(般-27)第29049号

有限会社

千代田エンジニアリング

茨城県かすみがうら市上稲吉 1262-51

TEL0299-59-5885

Kasumigaura Photo Gallery





かすみがうらの冒険は フルーツと自然を巡る旅

「かすみがうらライドクエスト」は、体験をテーマに地域を巡るサイクリングプログラムです。

自転車で観光スポットを巡りながら、霞ヶ浦の雄大な景色、旬のフルーツ狩り、地産の食材を使った料理体験など、一年を通じて美しい風景と地元の食といった地域の魅力を体験することができます。新鮮な季節の味覚やかすみがうらの魅力が詰まったヘルシー料理は、参加者の心と身体を癒します。

所在地 かすみがうら市坂4784番地先(市交流センター)
TEL 029-840-9010

地域の魅力を 体験するプログラム



詳しくは携帯電話・
スマートフォンのカメラで
QRコードを読みとってね!

交流人口の継続的な拡大、新たな産業化の実現・雇用の創出など、地域の活性化を目指すこととして、平成28年4月にかすみがうら市、株式会社筑波銀行、株式会社ステッチの3者が出資し「株式会社かすみがうら未来づくりカンパニー」を設立しました。

市交流センターを拠点に、地域資源を活用したサイクリングプログラム「かすみがうらライドクエスト」、地域産品を活用したレストラン「かすみキッチン」、農産物を活用した「かすみマルシェ」の運営、また、地域の方々との交流事業を展開するなど、地域に根付く文化、地域の価値を活かし、この土地で暮らす人たちと一緒に、かすみがうら市の未来を育てていきます。



かすみマルシェ

かすみキッチン



広告

広告

農業資材・梱包資材 プラスチックコンテナ・予冷庫

オリジナル化粧箱・段ボール作成します!
デザインから完成までお客様の立場になってご提案させていただきます

多目的防災網・棚資材・防鳥ネット
(梨・ブルーベリー・ハス田・その他)
パイプハウス資材
新設・張り替えもお任せください

株式会社 佐久商店
茨城県かすみがうら市上稲吉1904-1
TEL:0299-59-4588
<http://www.sakushouten.com/>

Kasumiqaura Photo Gallery



甘い豚肉に育ちました
蓮根豚
れんこんぶた

ミネラル豊富な茨城県産の生の蓮根を食べ育った丈夫な豚「蓮根豚」
広原畜産で一頭一頭を大切に育てたから、あっさりとした脂身にうまみの違いがわかる豚肉に育ちました

株式会社広原畜産 広原畜産 検査
かすみがうら市岩坪 2137-4 ☎029-896-8315



椎名家住宅 **所在地** かすみがうら市加茂4148

国指定
重要
文化財

椎名家は、寛永(1620年代)以前から、この地に住む旧家で、代々茂右衛門を襲名し、村役をつとめてきた家であり、かつては広大な屋敷でありました。現在でも周囲の一部に、土蔵をおもわせるような土塁と空堀がのこっています。

この椎名家住宅は、千葉県北部から茨城県南部にかけて分布する「ひろま型」で、「ねま」が「ひろま」の後方へ張り出す東関東民家の一典型といえます。

昭和45・46年に解体修理工事がおこなわれ、その際、差鴨居の柄から「延宝弐年壬子月3日此当主椎名茂右衛門37年」墨書が発見され、延宝2年(1674)の建築であることが判明しました。この紀年銘は、現在のところ東日本の民家として最も古いもので、解体修理工事において、建築当時の姿に復元されました。



県指定
文化財

木造地藏菩薩立像

この像は、像高99cmで一木造、両袖の部分に寄木したもので、右手に錫杖(しゃくじょう)を持っています。湾曲した眉下(まゆした)に慈眼を細く開き、鼻の座がすわり端厳な相で、腹帯は簡素で全体的に素朴なつくりです。平安時代の作と考えられています。

通称「腹帯地藏」と呼ばれ、安産信仰の対象として、近隣の人々から親しまれています。松学寺は、曹洞宗で寺伝によると明応2年(1492)の創建といわれています。

所在地 かすみがうら市戸崎1300

志筑城跡

鎌倉時代常陸南部の地頭職であった下河辺政義(後の益戸氏)の築城によるもので、子孫代々城主をつとめました。六代国行の時、南北朝争乱で南朝方に組し、府中城の大掾高幹と戦いをくり返し興国2年(1341)6月遂に破れ、その後廃城となりました。

慶長7年(1602)には、本堂茂親の領するところとなり、正保2年(1645)より明治の廃藩置県まで本堂氏が陣屋を構えていました。現在も、三方が深田に囲まれ、南側に自然の堀割を擁した天然の要害を見ることができます。

所在地 かすみがうら市中志筑



県指定
文化財

広告

かすみがうらを紐解く

歴史・文化

魅力がいっぱい!
かすみがうら 3

出島の椎

県指定
文化財



この椎は、長福寺の山門に向かって左側にうっそうと繁る古木で、樹高は15m、幹の周囲は7mにおよびます。樹齢700年といわれ四方に張った枝は力強く、樹の姿は見事でしたが、平成10年頃、スダジイバチやカミキリムシに食害され瀕死の状態に至りました。現在は、延命対策事業を講じて回復の兆しが見えております。

所在地 かすみがうら市下軽部289



県指定
文化財

名勝歩崎

歩崎は、霞ヶ浦の西方土浦入りと北方高浜入りとが一緒になる三叉沖(みつまたおき)に臨んだ景勝の地で、県指定第1号の名勝地にふさわしい眺望です。展望台からの眺めは、左に行方台地や天王崎を、正面に三叉沖を通して

はるかに鹿島の森や工業地帯を望み、右手に浮島や稲敷台地をおさめる実にすばらしい景観であります。

現在この地には、土浦藩主土屋相模守寄進の常夜灯、帆引き網漁法の発明者折本良平(おりもとりょうへい)の顕徳碑や東映映画「米」の記念碑、神戸節(寺神戸節義)の歌碑などが建っています。

昭和25年茨城百景に選定され、昭和34年水郷筑波国定公園の一部に指定されました。

所在地 かすみがうら市坂4784番地地先

約600年。48代に亘り、
連綿と法灯を守り続けています。

永代供養
水子供養承ります

真言宗豊山派

法蔵寺

かすみがうら市深谷1399
TEL.029-897-0592
www.houzouji.or.jp
法蔵寺 かすみがうら市 検索

自然豊かな
お薬師様のお寺

真言宗豊山派
醫王山 圓明院

かすみがうら市上佐谷338
TEL 0299-59-3897
Fax 0299-59-4156

永代供養のご相談を
承っております。

真言宗豊山派 東福寺

かすみがうら市田伏 2230-1
TEL:029-896-0391

風返稻荷山古墳出土品

風返集落の台地南端にあり、風返古墳群の中核をなす前方後円墳で、昭和39年に行なわれた発掘調査の結果、くびれ部から箱形石棺、後円部から複室構造の横穴式石室が発見されました。また、副葬品として、鞍金具(くらかなく)・雲珠(うず)・辻金具(つじかなぐ)・杏葉(ぎょうよう)・鏡板(かがみいた)などの馬具二組を始めとして、須恵器(すえき)や頭椎大刀(かぶつちのたち)など多数出土しました。これらの出土品は、市歴史博物館に収蔵されています。この古墳は七世紀前半に築いたものと推定されています。



県指定文化財



富士見塚古墳・富士見塚古墳出土品

西に筑波山、北と東に霞ヶ浦、南に菱木川の低地を臨む景勝の地にそびえ立つ、全長80m、高さが11.5mの市内最大の方後円墳です。周囲には、数基の円墳があり富士見塚古墳群をなしています。

平成2年に発掘調査が行なわれ、後円部に粘土槨2基、前方部に箱式石室が1基発見され、副葬品には、直刀・鉄鏃・金銅製馬具・管玉・ガラス玉などがありました。そのほか、周堀・墳丘裾部やくびれ部の張り出しから、円筒埴輪や形象埴輪が出土しており、6世紀前半の築造と考えられています。

平成4年にふるさと創生事業で、古墳公園と展示館を整備して、これらの保存公開をしています。

所在地 かすみがうら市柏崎1553-3

県指定文化財

木造不動明王立像

市指定文化財

この像は、像高が64.8cmでヒノキ材の寄木造、髪の毛を頭上で束ねるほか、左耳の前で束ねて弁髪(べんぱつ)とし、眼は、右が天を、左が地をにらみ、牙は口端から上下に出す忿怒(ぶんぬ)の形相です。

からだは裸で条帛(じょうはく)をかけ腰布などをまとい、右手に剣を、左手に悪をからめとる竊索(けんさく)を持ち、腰を右に捻(ひね)って岩座に立ち、火炎光背(かえんこうはい)を背負っています。全体的に丸い頭部と太造りの体部に充実した力があり、鎌倉時代末頃の作と推定されます。

所在地 かすみがうら市上稻吉72 福性寺



藤切り祇園祭

八坂神社を祀る深谷地内の5集落が、5年に一周する巡りで、上当(頭)・下当(頭)をつとめます。宵祇園の日の午後、御輿の小浜下りが始まり、その帰途に御輿が藤切り坂にさしかかると、下当(頭)の若衆が土手(頭)の上で藤づるを力いっぱいまわして、これをささぎります。上当(頭)の者は、薙刀で四苦八苦してこれを切り、次に、坂の上にある大魚をナタで切り、御輿が通ることができ藤切りの行事が終了します。

これには、幾多の困難をのりきる意味があり、疫病退散や五穀豊穡、民生安定を祈願する行事です。

深谷八坂神社の祭礼で、毎年7月第4土曜日の宵祇園の日に行なわれます。



市指定文化財

広告

Kasumiqaura Photo Gallery



各種相談承ります



真言宗豊山派

能圓寺

かすみがうら市大和田 859

TEL 029-898-2068

東国花の寺百カ寺

真言宗豊山派

五智山 南圓寺



かすみがうら市加茂 4476 TEL 029-828-0656

魅力がいっぱい！
かすみがうら

4

休日にはリフレッシュするなら
散歩に出かけよう！！

自然・景観



国定公園

歩崎公園

所在地 かすみがうら市坂4784番地先

歩崎は霞ヶ浦随一の景勝地として水郷筑波国定公園に指定され、展望台から望む三叉沖の眺めは定評があり、茨城百景や茨城の自然100選の一つに数えられています。

国定公園内には、歴史博物館、水族館、あゆみ庵（茶室）、民家園などとともに台地に森林公園、湖岸に園地が整備され、水辺と木々の緑が相まって絵のような光景が広がっています。



博物館

歴史博物館

霞ヶ浦漁業のシンボルであった帆引き船の模型や、当時の漁船で使用されていた道具等を展示しております。また、かすみがうら市の歴史を考古・歴史資料と共にパネル展示を通して紹介しております。

4階は周囲を360度見渡せる展望台となっております。霞ヶ浦はもちろん、霞ヶ浦大橋や筑波の山並、空気の澄んだ日には遠く富士山までの眺望が楽しめます。

所在地 かすみがうら市坂1029-1

TEL 029-896-0017

開館時間 午前9時～午後4時30分

休館日 毎週月曜日、年末年始（12月28日～1月1日）

※祝日が月曜日と重なる場合は開館し、翌日の火曜日が休館となります。



水族館

水族館

霞ヶ浦に生息する魚や、世界の淡水魚などを集めた水族館です。鑑賞するだけでなく、魚に直接触れるタッチ水槽があります。その他、360度観察できる円柱水槽、特殊な水温・水質にすむ魚が泳ぐ観察水槽、そして湖の中にあるような大型水槽など、魅力たっぷりです。

所在地 かすみがうら市坂910-1

TEL 029-896-0722

庭園

あゆみ庵・民家園



歴史博物館と水族館に挟まれた日本庭園には、なだらかな緑の階段をぬって流れる滝やひょうたん池、あゆみ庵と民家園があり静寂の世界へと誘います。あゆみ庵は、数寄屋造りの建物で茶室と座敷広間があり、ボランティアグループによるお茶のサービスでおもてなしをしています。

所在地 かすみがうら市坂888-2

TEL 029-896-0558

広告



新築からリフォーム、工場まで



株式会社 土屋工務店

〒300-0121 茨城県かすみがうら市栄倉 6087-1

Tel.029-831-5071 Fax.029-832-0343

E-mail. kk.tsuchiya@herb.ocn.ne.jp



Kasumi-gaura Photo Gallery



**公園 歩崎森林公園**

園内には、多種類の花木が育ち、四季折々に美しい表情を見せます。また、自然の起伏を生かして造られたせせらぎ、池、散策道など憩いの場所がたくさん。子どもたちには50mのローラーすべり台やアスレチックがあり、家族連れで満喫できます。

所在地 かすみがうら市坂地内

**公園 三ツ石森林公園**

里山の豊かな自然に触れることができる公園で、もりの小屋からは、市の全景はもちろん、牛久や鹿島方面まで見渡すことができます。園内は見晴らし広場や芝生広場、水の広場などの四季折々の花を楽しむ施設があります。

所在地 かすみがうら市上佐谷地内

**公園 雪入ふれあいの里公園**

山の地形を利用して作られた公園で、木のぬくもりが感じられるネイチャーセンターは、公園の玄関口となる施設です。森を模したジオラマ展示室や立体ハイビジョンシアター、テラス、園内観察カメラなどを備えています。季節の植物や樹木、池などが迎えてくれます。

所在地 かすみがうら市雪入452-1

TEL 0299-59-7000

公園**富士見塚古墳公園**

標高35mの墳頂からは、素晴らしい眺望を楽しむことができます。丘陵ふもとの展示館には、古墳から出土した家形・動物の埴輪や、発掘調査の説明パネル等が展示されています。

所在地 かすみがうら市柏崎1553-3

TEL 029-896-0174

**池****戸沢池**

静かな湖畔という表現がぴったりの戸沢池。池に突き出た小島には東屋があり、一息つける場所になっています。

所在地 かすみがうら市穴倉地内



広告

Kasumiqaura Photoallery



不動産賃貸業 有限会社 大山商事

かすみがうら市上稲吉 1943
TEL 0299-59-2633

**総合建設業****(有)万友工業**

土木工事一式・設備工事
(上下水指定)
造園工事・外構工事
(植栽、伐開造成)

かすみがうら市下志筑 1594-6

TEL 0299-59-7777

魅力がいっぱい!
かすみがうら 5

くだもの狩りと特産品

くだもの狩り

かすみがうら市の果樹園では、一年を通して果物狩りができます。
ご家族みなで是非お越しください。

6月中旬～8月中旬



ブルーベリー

かすみがうら市ではブルーベリー栽培が盛んで、多くの方たちに楽しんでいただいております。

「目に良いフルーツ」としてだけでなく、成人病や老化防止にも効果があるとされています。

8月中旬～10月中旬



ぶどう

かすみがうら市では、主に巨峰が栽培されています。

大粒で香りがよくて甘い、三拍子そろった巨峰。果皮離れがよく、食べやすいので多くの世代に人気のぶどうです。

8月中旬～10月中旬



梨(なし)

みずみずしくて甘いフルーツの王様。
かすみがうら市は、百年以上も前から梨が栽培され、県内でも指折りの梨栽培の地域です。梨は、水分が多く甘味と酸味の両方を持つため、疲労回復や夏バテにも効果があるといわれています。

観光協会のHPでは果樹園の案内もチェックできるよ!



9月上旬～10月下旬



栗(くり)

かすみがうら市産の栗は、ふっくらとして大きく、そして甘味のある栗です。
煮てよし、ゆでてよし、焼いてよし。胃腸を丈夫にしたり、血液の流れをよくしたりする効果があるといわれています。

9月上旬～11月下旬



柿(かき)

ビタミンがいっぱい入って栄養満点です。特にビタミンA・B・Cを多く含んでいます。

また、柿の含む成分には利尿作用があるため、「二日酔いに良い」といわれます。

12月下旬～5月下旬



いちご

甘くて元気な赤い実が特徴のかすみがうら市のいちご。

ビタミンCがたっぷり含まれており、風邪の予防や美肌効果に最適。

広告

マロンジャム

当農園産の栗の皮を用い、栗本来のナチュラルな風味を最も大切にしながら、ジャムとして完成させたものです。三層のジャムのいずれもが、栗の持つ美味しさを個性豊かに表現しています。



四万騎農園



栗実

長い年月をかけて育てあげる栗実は、同じ品種であっても、その味わいに、大きな差が生れます。当園の栗は、ひとつひとつに、四万騎農園の歴史と情熱が詰まっています。

〒315-0057 かすみがうら市上土田 1020-24

tel.0299-59-2038

私たちは、秋の収穫まで自然の中で栽培を行い、安全で美味しい栗を皆様にお届けしています。

独自の熟成方法により普通の栗の2倍から3倍の糖度を引き出しております。生産量が僅かなため直接ご来園いただくか(事前にご連絡ください)



焼き栗

焼き栗はすぐにお召し上がりください。残ったものもご飯に炊き込んで焼き栗ご飯がオススメです。

ショコロンでは、薪ストーブとアロマのお店もはじめました。薪ストーブはイギリスのESEE社及びカナダのハンプトンの薪ストーブを取り扱っております。薪ストーブの販売もしておりますので、ご興味のある方はお気軽にお問い合わせください。

かすみがうら市のふるさと納税返礼品にショコロンファームの栗・焼き栗が新たに追加されました。皆様のご来園心よりお待ちしております

茨城県かすみがうら市高倉92 TEL 080-5506-8004
ショコロンファーム <https://www.ichinosawa.jp/>





レンコン

霞ヶ浦周辺が日本一の産地であるレンコン。有機質に恵まれた土壌と安定した水温により、上質なレンコンが栽培されています。



シラウオ

獲れたてのシラウオは、無色透明で加熱すると身が白くなります。脂身が少なくとてもヘルシーで、カルシウムやミネラルが豊富に含まれており、新鮮なシラウオは、生のまましょうが醤油や酢味噌などで食べることができる大変貴重な魚です。

梅

梅の栽培が盛んであり、主に「白加賀」、「石川一号」、「加賀地蔵」、「露茜（つゆあかね）」などが生産されています。品質が良く、青梅としての出荷や加工用梅としても評価を得ています。すももと交配させた「露茜」は、実そのものが赤く梅シロップなどに用いると、鮮やかな赤色になる特徴があります。



米

古くから稲作が盛んなかすみがうら市。市内各地でコシヒカリを中心に、おいしいお米が生産されています。



ワカサギ

公魚（ワカサギ）という名前は、江戸時代にさかのぼり、年貢の一部として幕府に納められた公儀御用魚が由来とされています。骨も柔らかく丸ごと食べられるため、天ぷらやフライ、塩焼きや素焼き、佃煮や甘露煮などに調理されます。



かすみがうら市産「ふくまる厳選米」

ハレの日の食事やお祝いに！めでたいお米の贈り物

～食の安心・安全を願う農家の思いが詰まったお米です～

茨城県は稲作が盛んですが、コシヒカリやあきたこまちなど、他地域でも広く栽培されている品種が中心です。茨城県オリジナル品種の「ふくまる」は、この地方の気候や土壌に合わせて開発された米で、生産者にとっても待ちに待った存在でした。

かすみがうら市では、その温暖な気候と栽培に適した土壌のもと、減農薬、減化学肥料で安全を追求した「ふくまる」の特別栽培を実施しています。

育てられた米のうち、粒の大きさが2mm以上で、米の食味に影響するタンパク質の含量を6.5%以下に抑えたものを「ふくまる厳選米」と命名。安心や安全を意識した栽培を行い、食感・食味にもこだわっています。



佃煮

霞ヶ浦でとれたワカサギ、エビ、ハゼ、その他の小魚等を材料にした佃煮は、味の良さ、品質の良さで知られています。



広告

美味しさを食卓へ



川えび正油煮

川えびを正油に生み出す深い味は、ご飯のおともはもちろんお酒の肴にもお楽しみいただける一品です。



わかさぎ煮干

鮮度の良いわかさぎを塩で茹でて、天日干ししました。そのまま、まるかじりしてください。



川えび甘煮

川えびを色鮮やかに、甘めの味付けで炊き上げました。えびの旨みをお楽しみください。

手作りをモットーに

鮒 正

営業時間 8:00～17:00

かすみがうら市田伏2408

☎029(896)0351

△貝塚忠三郎商店

1910年創業 霞ヶ浦名産 変遷される伝統の味 佃煮・煮干・甘露煮製造卸



Garden Park Shell



かすみがうら市坂 687

代表 029-896-0028

工場 029-896-0504

直営店 Garden Park Shell 050-7528-0028

京成百貨店 029-231-1111

ホームページ: <http://www.chuuzaburo.jp/>

淡水魚の事ならお任せ下さい

霞ヶ浦とともに創業明治37年



取扱品目
わかさぎ佃煮
小えび甘露煮
しらす紅梅煮
生炊小女子佃煮
いなご甘露煮
あさり佃煮
しじみうま煮
他、多数取扱

まるだいの佃煮・惣菜

Ⓢ小沼水産株式会社

代表取締役 小沼 和 幸

本社工場 かすみがうら市田伏470-2

電話 029(896)1111代 FAX 029(896)1120

小沼水産



かすみがうら市が誇る産物や観光資源などを象徴する「湖山の宝」には様々な推奨品が認定されています。それぞれが、地域食材をふんだんに使用したこだわりの一品です。ご自宅用としてももちろんのこと、お土産や贈答用として大変喜ばれる商品です。



レンコンチーズ
クリームパン
ブルーベリーチーズ
●手作りパン パンプキン



梨のキャラメルパウンド
ブルーベリーパウンド
●パティスリープレザン



炭火烧
●花見せんべい吾妻屋



霞ヶ浦フィッシュ&チップス
●(株)安部



海老レンコン佃煮
●(株)安部



かすみロール(蓮根)
●(株)かすみがうら未来づくりカンパニー



わかさぎと
レンコンのつまれ
●(株)島田商店



中村さん家のしらうおスープ
中村さん家のおつまみしらうお
●(株)中村商店



ゆで落花生「おおまさり」
●(株)久松哲男商店

広告

日本の食卓に、
いつまでも佃煮文化を
届けていきたい

●株式会社島田商店
かすみがうら市牛渡2623-1
☎029-897-1618
島田商店 かすみがうら市 検索

Kasumigaura Photo Gallery



ブルーベリー
リキュール「霞恋」
●かすみがうら市
焼酎づくり推進協議会



霞ヶ浦帆船引き船模型
●かすみがうら市歴史博物館



太陽のめぐみ
「サンマロン」
●志士庫園芸農業協同組合



霞ヶ浦産
えび入り揚げもち
●花見せんべい吾妻屋

飲むブルーベリー
ブルーベリージャム
ブルーベリーアイス
●ブルーベリーやすだ



わかさぎ白焼き甘露煮
●榎安部



紅あずまチップス
●(株)サンパタータかすみがうら店



熟成焼いも焼酎
「美並の恵」
●(株)サンパタータ
かすみがうら店



わかさぎかりんとう
●(株)島田商店



三色芋甘納糖
栗甘納糖
落花生甘納糖
●(株)久松哲男商店



やきいも 熟成紅はるか
熟成 焼き栗
(ポロッとむけるおいしい焼き栗)
●(株)久松哲男商店



蓮根豚
●(株)広原畜産

Kasumiqaura Photo gallery



広告

～生産から加工まで～
茨城の“おいしい”を
作っています。

農事組合法人 マルツボ

〒315-0052 かすみがうら市下郷 329-4

TEL: 0299-59-4595

FAX: 0299-59-4000



筑波山の良質な土、霞ヶ浦の良質な水、この自然
の大地を味方につけ、子供を育てよう一つ一つ
丁寧に育てた野菜や果物をお届けします。

かすみがうら市 美味しいお店

宮本牛乳店



小松崎麴店



かいつか



広告

宅配・卸・販売

森永乳業100

宮本牛乳店

森永宅配センター

お気軽にお問合わせください

かすみがうら市柏崎 704

TEL 029-896-1914

千代田みそ
小松崎麴店



かすみがうら市高倉 98

TEL 0299-23-8434

広告

蔵出
焼芋
かいつか

また食べたくなる。
極上の焼き芋。

かすみがうら本店 工場直売所

営業時間/9:30~18:00 茨城県かすみがうら市男神240-18
定休日/年中無休(臨時休業有) TEL.029-897-2388
〈通信販売〉全国発送承ります。 ☎ 0120-98-8763

イオン土浦店
茨城県土浦市上高津367
イオン1F
TEL.029-886-5230
営業時間/9:00~20:00
定休日/年中無休(臨時休業有)

つくば店
茨城県つくば市松野木93-18
TEL.029-893-2175
営業時間/10:00~18:00
定休日/年中無休(臨時休業有)

流山おおたかの森店
千葉県流山市駒木276-1
TEL.04-7186-7227
営業時間/10:00~18:00
定休日/年中無休(臨時休業有)

オンラインはこちら ▶



かすみがうら市 湖山ポイント(地域ポイント)事業



かすみがうら市ガイド

湖山ウォレット

アプリ配信中!



湖山ウォレットは、地域のお店とお客さんを「湖山ポイント」でつなげる新しいコミュニティツールです。アプリを使ってポイントを取得・交換できるほか、サイトを通して観光情報やイベント、ポイントを利用できるお店の情報を確認できます。また、お店側はサイトを通して情報発信ができるので、より多くの方に来店してもらえるチャンスが増えます。ぜひ、ダウンロードして湖山ウォレットをご活用ください!



ウォレット機能とは...

湖山ポイントの取得や交換、交換履歴の確認などができます。



ウォレットメニューから「湖山ポイントコミュ」サイトへ!

取扱店(登録店舗)の情報やイベント、観光情報をマップやリストで確認したり、カテゴリごとに検索できます。

※ポイント付与対象イベントなどの情報は「催し」でチェック!



「湖山ポイント」
市ホームページ



お店は

「湖山ポイントコミュ」サイトを通して店舗情報を発信できます!
新たな顧客へのPRチャンスが広がります。

利用者は

かすみがうら市が実施するポイント付与対象のイベントなどに参加してポイントをゲット!
かすみがうら市内の登録店舗で1ポイント1円としてお会計に使用できます!



利用可能な登録店舗(平成 31 年 1 月 1 日現在)

- 魚野川 ●お芋屋さんのお店サンバタータ ●海鮮処なかやま ●かすみマルシェ
- 蔵出・焼き芋かいつか ●櫻井自動車 ●ショロンファーム ●チヨダ園芸
- めし宴処うお作 ●パティスリープレザン (五十音順)



「湖山ウォレット」を使うためには、お手持ちのスマートフォンかタブレット端末に「湖山ウォレットアプリ」をインストールして、アカウントを作成します。



IOS版 9.0 以上



Android 版 4.4 以上



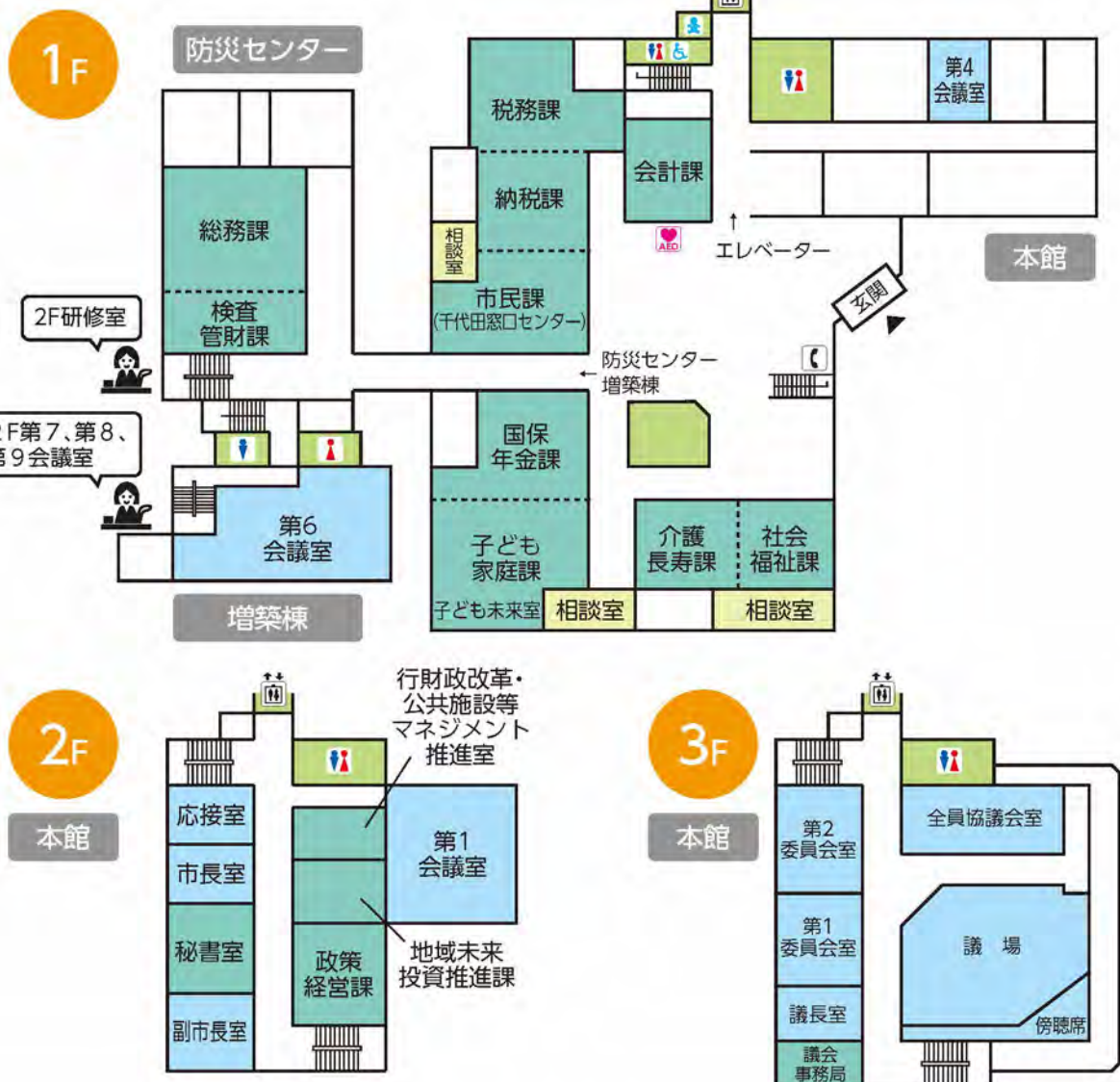
庁舎案内

(平成30年4月1日現在)

千代田庁舎

〒315-8512 かすみがうら市上土田461番地
TEL 0299-59-2111/029-897-1111※

※右ページに説明があります。



広告

相続税の申告 (書面添付しますので安心です)

税務相談 相談料1時間4千円 (税別) 予約制

会社の税金の申告

日曜・祝日も休まず営業しています。

ひるた としろう

蛭田敏郎税理士事務所

〒315-0052

かすみがうら市下稻吉2637-6

所長直通電話 090-8645-1794

霞ヶ浦庁舎

〒300-0192

かすみがうら市大和田562番地

TEL 0299-59-2111

029-897-1111

※市役所へのダイヤルについては「2つ」あり、
どちらにおかけになっても同じ所につながります。

また、千代田庁舎と霞ヶ浦庁舎間は内線電話で転送されるようになっているため、電話連絡をいただく際にはご自宅等と【同じ市外局番の番号】へかけられた方が、電話料金の負担が軽く済みますのでご利用ください。

千代田庁舎



霞ヶ浦庁舎



1F



かすみがうら市ガイド

広告

地域のために 未来のために

筑波銀行は、より充実した金融サービスのために、そして、もっと豊かな日々の暮らしのために。
地域エリアの皆様とともに、未来に向かって力強く前進いたします。



筑波銀行は地域振興支援プロジェクト「あゆみ」に取り組んでいます。

<https://www.tsukubabank.co.jp>

筑波銀行

検索する

千代田支店

かすみがうら市稲吉 2-10-3

029-831-4512

ATM 営業時間 平日 08:00~21:00
休日 09:00~19:00

霞ヶ浦出張所

かすみがうら市西成井字大平 2557-28

029-896-2222

ATM 営業時間 平日 08:00~19:00
休日 09:00~19:00



筑波銀行

平成30年 10月1日現在



防災・安全

いざという時のために日頃から
家族で確認しておきましょう。



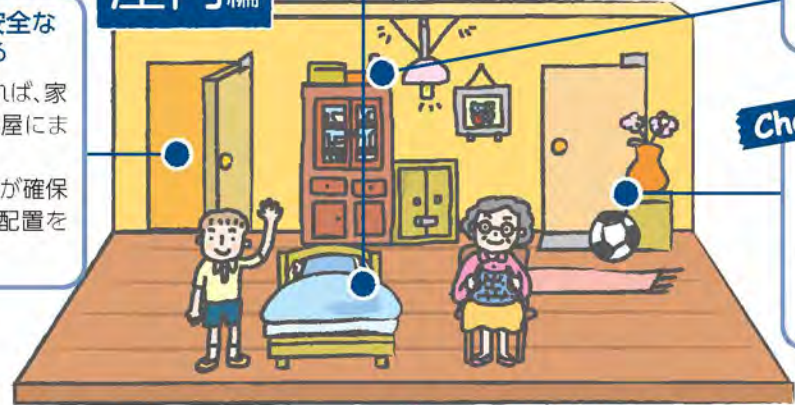
家の内外の危険 箇所を **チェック**



Check!

- ☐ **逃げ場となる安全な空間を確保する**
- 部屋数に余裕があれば、家具は出入りが少ない部屋にまとめておきましょう。
- 少しでも安全な空間が確保できるように、家具の配置を工夫してみましょう。

屋内編



Check!

- ☐ **子どもやお年寄りがいる部屋 寝室には家具を置かない**
- 子ども・お年寄り・病人などが逃げ遅れる可能性があります。寝ている時に地震に遭うと倒れてきて危険ですので、家具を置かないようにしましょう。

Check!

- ☐ **家具や電化製品の転倒・落下を防ぐには**
- 家具や照明は鎖やL字金具などを使用して固定しましょう。家電は可能な限り低い位置で固定しましょう。

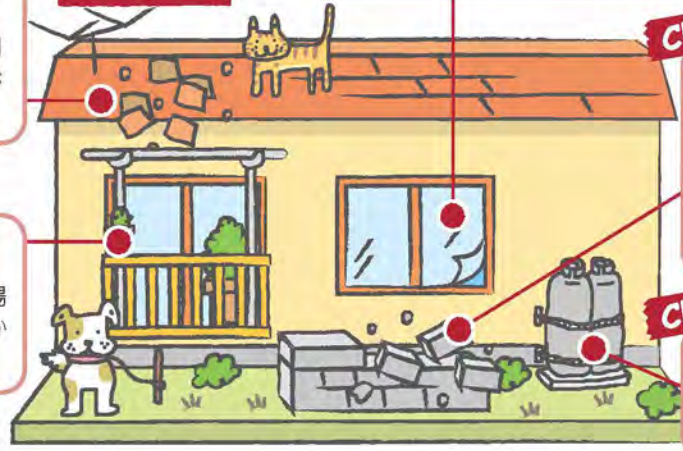
Check!

- ☐ **出入口や通路に物を置かないようにする**
- 玄関や出入口に繋がる通路には、避難の妨げになるような物を置かないようにしましょう。

Check!

- ☐ **屋根**
- テレビのアンテナは固定し、屋根瓦は補強しておきましょう。

屋外編



Check!

- ☐ **窓ガラス** ガラスが割れても飛び散らないように、フィルムを貼っておきましょう。

Check!

- ☐ **ブロック塀・門柱**
- 基礎がしっかりしていないもの、鉄筋が入っていないものは補強しましょう。鉄筋が錆びていたり、ブロックがひび割れている場合は補修しておきましょう。

Check!

- ☐ **ベランダ**
- 落下する危険がある場所には、植木鉢などを置かないようにしましょう。

Check!

- ☐ **プロパンガス**
- ガスボンベが倒れないように、鎖で固定しておきましょう。

わが家の防災メモ



いざという時に慌てないように、あらかじめ記入しておきましょう。

避難所				
	家族が離ればなれになった時の集合場所			
家族の連絡先・データ	氏 名	携帯電話	会社・学校	会社・学校の電話

災害発生!そのときどうする?

大きな災害が発生したら、冷静に判断するのは難しいものです。しかし、一瞬の判断が生死を分けることもあります。災害時でも「あわてず、落ち着いて」行動するために、以下の行動ポイントを確認しましょう。



地震発生時の行動ポイント

地震発生

- ☐ 机の下などにもぐり、自分の身の安全を確保する。
- ☐ 火の始末をする。
- ☐ ドアや窓を開けて、出口を確保する。

1～2分

- ☐ 火元を確認し、出火していたら初期消火をする。
- ☐ 家族の安全を確認する。
- ☐ 靴をはく。(ガラスの破片などから足を守る。)
- ☐ 非常持ち出し品を用意する。
- ☐ 山崩れに注意をする。

3分

- ☐ 協力して応急救護を行う。
お年寄り、体の不自由な人、けが人などに声をかけて、助け合いましょう。
- ☐ 余震に注意をする。
※大きな地震の後には余震が発生する。

5分

- ☐ ラジオなどで正確な情報を確認する。
- ☐ 電話の使用はなるべく控える。
- ☐ 家屋倒壊などの恐れがあれば避難する。
- ☐ ブロック塀や瓦やガラスなどの落下物に注意する。
- ☐ 車は使わず徒歩で避難場所に避難する。

5～10分

- ☐ 保育所(園)・幼稚園や小・中学校に子どもを迎えに行くために自宅を離れる場合は、行き先を書いた連絡メモを目立つ場所に残す。
- ☐ 再度出火防止を確認する。ガスの元栓を閉め、電気ブレーカーを落とす。

風水害時の行動ポイント



避難の目安となる情報



避難準備 高齢者等 避難開始

お年寄りなど避難行動に時間がかかる方は、早めに避難場所への避難を開始しましょう。一般の方は、家族との連絡、非常用持ち出し品の準備、避難行動の準備を始め、テレビやラジオなどの気象情報を確認しましょう。

避難勧告

川の水が増水し、災害が起こる可能性が高まっています。一般の方も早めに避難場所へ避難を開始しましょう。

避難指示 (緊急)

川の水が溢れ、堤防が決壊する洪水災害の危険性が非常に高い状況です。必ずすぐに避難場所へ避難しましょう。

わが家の災害時連絡先リスト

家族で**防災会議**をしましょう

年 月 日

わが家の緊急時の避難(集合)場所
一時避難所
避難所

緊急のときのわが家の主要連絡先
名前
電話番号
メール

安否情報を取り次いでくれる人(遠方の親戚や友人)の連絡先
名前
電話番号
メール

避難時の心得

日頃から避難経路や避難場所を確認しておきましょう。

避難所情報はP88で確認できます。

正しい情報の収集と自主的な避難を

ラジオ・テレビで最新の災害情報に注意をしましょう。山間部や沿岸部の近くに住んでいる人は早めに避難しましょう。



危険な場所には近づかない

増水した川や湖の様子を見に行くのは大変危険です。絶対にやめましょう。



事前に避難経路の確認を

避難場所までの経路は、事前に確認しておきましょう。避難場所へ向かう道は、狭い路地や壁ざわ、川べりなどは避けましょう。



避難する前には

避難する前に、電気・ガスなどの火元を確認しましょう。また、避難先や安否情報を書いた連絡メモを残しておきましょう。



避難の呼びかけがあれば速やかに避難を

人的被害が迫った場合には、市役所や消防団から避難の呼びかけをする場合があります。呼びかけがあった場合には、すぐに避難してください。



車での避難は控えて

避難場所へは徒歩で避難してください。車での避難は緊急車両の通行を妨げる原因となりますので、やめましょう。



子供やお年寄りなどの避難に協力を

子供やお年寄り、体の不自由な人などは、避難に時間がかかります。近所のお年寄りなどの避難に協力をしましょう。また、日本語が不自由な外国人の避難にも協力をしましょう。

避難に遅れた場合には

もし避難に遅れ、危険が迫ってきた場合は、近くの丈夫な建物の3階以上(2階でも可)に逃げましょう。



非常持ち出し品



- ☐ **食料品など**
食料、飲料水(1日3L、3日分)
ナイフ、缶切り



- ☐ **日用品**
手袋(軍手)、ちり紙
ローソク、マッチ・ライター
ロープ、懐中電灯、携帯ラジオ
生理用品、石けん・歯磨きセット

- ☐ **その他**
笛、携帯用カイロ
保険証コピー

- ☐ **衣類など**
衣類、タオル、毛布
寝袋、下着類、上着
雨具

- ☐ **安全対策**
ヘルメット
防災ずきん
救急セット
常備薬
底の厚い靴



- ☐ **貴重品**
現金(小銭)、預金通帳、印鑑
重要書類の番号を記したもの

- ☐ **あると便利な物**
ウェットティッシュ、マスク、
ビニール袋、携帯用浄水器
食品用ラップ

- ☐ **赤ちゃん用品**
哺乳ビン・ミルク
紙おむつ・衛生用品
母子手帳など

☐

☐

☐

☐



行政ガイド INDEX

住所表記 32

- 住所表記(字名)一覧 …32

組織・機構図 33

各課の主な業務 34

防災・防犯 35

- 防災の手引き …35 ● 休日夜間の急患 …37
- 消防 …37 ● 防犯 …37 ● 空き家対策 …38
- 県民交通災害共済 …39

手続き・届出・相談 40

- 窓口業務のご案内 …40 ● 窓口における本人確認 …41
- 戸籍 …41 ● 住民登録 …42 ● 窓口延長サービス …43
- 印鑑登録 …43 ● パスポート …43
- マイナンバー …44 ● コンビニ交付 …44
- 家庭児童相談 …45 ● 教育相談 …45 ● 法律相談 …45
- 消費生活相談 …46 ● 行政相談 …46
- 心配ごと相談 …46 ● 農地・就農相談 …46

税金 47

- 市税 …47

健康保険・医療福祉 53

- 国民健康保険 …53 ● 医療福祉(マル福)制度 …54
- 後期高齢者医療制度 …55

国民年金 57

- 国民年金 …57

生活環境 58

- ごみ …58 ● 上下水道 …61
- 火葬場 …62 ● 公園 …62 ● 道路 …63
- 都市整備 …63 ● 自治組織 …64
- 保健衛生 …64

農林業 65

- 農業委員会 …65 ● 農林業 …65

子育て 66

- 児童・母子福祉 …66
- ファミリーサポートセンター …67
- 保育所(園) …67 ● 放課後児童クラブ …67

福祉 68

- 障害者福祉 …68 ● 生活保護 …70 ● 高齢者福祉 …70
- 地域包括支援センター …72 ● 介護保険 …73
- 住み慣れた地域でいつまでも元気に …74

教養・文化・スポーツ 77

- 学校教育 …77 ● 生涯学習 …77 ● スポーツ …78

会議 79

- 議会 …79

交通 80

- 霞ヶ浦広域バス・乗合タクシー …80

公共施設 82

- 主な公共施設 …82
- 公共施設使用料減免団体登録制度 …86
- かすみがうら公共施設等マップ …87
- 避難所情報 …88



あなたに必要な行政情報をお届けするアプリ

～かすみがうら市をもっと身近に～



プッシュ
通知で
見逃さない

興味の
ある分野に
しばって
お知らせ

【市民の方にこそ役立つアプリ！】

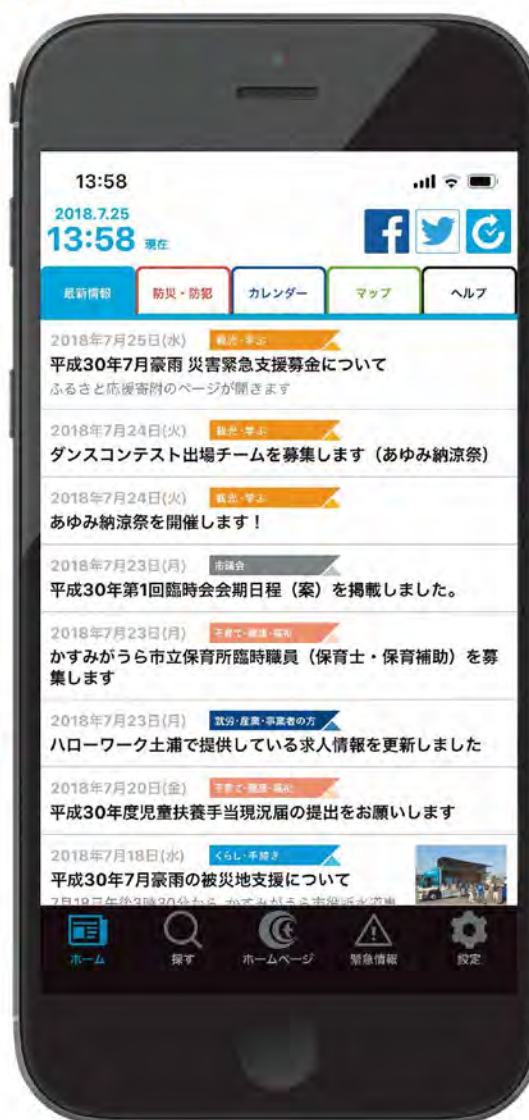
本アプリは、かすみがうら市が公式にリリースした市民のためのアプリです。暮らしやイベント情報などのお役立ち情報をお届けします。くらし情報、イベント情報、緊急情報、ゴミ収集日や休日緊急当番医などといった情報を掲載しております。暮らしをより良くするために、お役立ち情報を「いつでも」「手軽に」入手できるこのアプリをダウンロードしておいてはいかがでしょうか。かすみがうら市が大好き。かすみがうら市に住み続ける。だからかすみがうら市を知り尽くしたい！かすみがうら市で生活していくのがもっと便利に、もっと楽しくなるでしょう。

ダウンロードはこちらから

iOS版



Android版



みなさんの子育てを「かすみっ湖」で応援します！



詳しい内容はかすみがうら市ホームページからご覧いただけます！

かすみっ湖アプリも
ご活用ください！



かすみっ湖アプリとは

●子育て支援アプリ

市が発信する様々な子育てに関する情報を、「いつでも」「どこでも」「手軽に」入手することができる無料のアプリです。是非ご利用ください。

●アプリならではの便利な機能

▶市からのお知らせ

アプリのプッシュ通知機能により、市からの子育てに関するお知らせをお届けします。
登録いただいた生年月日に基づき、利用者に寄り添った情報をお届けします。

▶成長記録

子供の成長記録をつけたり、予防接種の履歴を記録することができます。

▶子育てカレンダー

市の子育て向けイベント情報のほか、マイルストーンとしても活用することができます。

ダウンロードはこちらから

かすみっ湖
ホームページ

iOS版

Android版





住所表記



住所表記(字名)一覧

住所表記

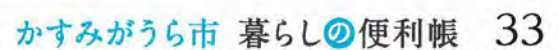
霞ヶ浦地区	郵便番号
有 河(あるが)	300-0212
安 食(あんじき)	300-0205
一の瀬(いちのせ)	※現在郵便番号は ありません
一の瀬上流(いちのせじょうりゅう)	
岩 坪(いわつぼ)	300-0203
牛 渡(うしわた)	300-0213
大和田(おおわだ)	300-0124
男 神(おがみ)	300-0132
柏 崎(かしわざき)	300-0201
上大堤(かみおおつつみ)	300-0127
上軽部(かみかるべ)	300-0123
加 茂(かも)	300-0135
坂(さか)	300-0214
穴 倉(ししくら)	300-0121
志戸崎(しとざき)	300-0211
下大堤(しもおおつつみ)	300-0131
下軽部(しもかるべ)	300-0204
田 伏(たぶせ)	300-0202
戸 崎(とざき)	300-0136
中 台(なかだい)	300-0133
西成井(にしなるい)	300-0122
深 谷(ふかや)	300-0134
三ツ木(みつぎ)	300-0125
南根本(みなみねもと)	300-0126

千代田地区	郵便番号
粟 田(あわだ)	315-0078
飯 田(いいだ)	315-0063
市 川(いちかわ)	315-0071
稲吉一丁目(いなよしいちちょうめ)	315-0054
稲吉二丁目(いなよしにちょうめ)	
稲吉三丁目(いなよしさんちょうめ)	
稲吉四丁目(いなよしよんちょうめ)	
稲吉五丁目(いなよしごちょうめ)	315-0053
稲吉東一丁目(いなよしひがしいちちょうめ)	
稲吉東二丁目(いなよしひがしにちょうめ)	
稲吉東三丁目(いなよしひがしさんちょうめ)	
稲吉東四丁目(いなよしひがしよんちょうめ)	
稲吉東五丁目(いなよしひがしごちょうめ)	315-0055
稲吉東六丁目(いなよしひがしろくちょうめ)	
稲吉南一丁目(いなよしみなみいちちょうめ)	
稲吉南二丁目(いなよしみなみにちょうめ)	315-0052
稲吉南三丁目(いなよしみなみさんちょうめ)	
大 峰(おおみね)	315-0064
上稲吉(かみいなよし)	315-0056
上佐谷(かみさや)	315-0065
上志筑(かみしづく)	315-0076
上土田(かみつちだ)	315-0057
五反田(ごたんだ)	315-0061
下稲吉(しもいなよし)	315-0052
下佐谷(しもさや)	315-0067
下志筑(しもしづく)	315-0074
下土田(しもつちだ)	315-0058
高 倉(たかくら)	315-0077
中佐谷(なかさや)	315-0066
中志筑(なかしづく)	315-0075
新 治(にいはいり)	315-0051
西野寺(にしのでら)	315-0073
東野寺(ひがしのでら)	315-0072
山 本(やまもと)	315-0068
雪 入(ゆきいり)	315-0069
横 堀(よこぼり)	315-0062





■ …その他





各課の主な業務

(平成30年4月1日現在)

各課の主な業務

	課室名	主な業務
●	地域未来投資推進課	地方創生、企業誘致、地域活性化DMO
●	行財政改革・公共施設等マネジメント推進室	行財政改革、公共施設の最適化
●	政策経営課	政策総合調整、総合計画、地域計画、予算編成、予算執行管理、財政計画、公共交通、統計、秘書
★	情報広報課	情報化施策、電子自治体、広報
●	総務課	選挙、情報公開、法制、人事、危機管理
●★	検査管財課	財産管理、契約、検査
●	税務課	市県民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税
●	納税課	市税・国保税・後期保険料の収納管理
★	市民協働課	広聴活動、市民活動支援、男女共同参画、移住定住、行政相談、消費生活相談、婚活事業、緑化推進事業
★	生活環境課	環境対策、衛生、空家等対策、交通安全、防犯
●	国保年金課	国民健康保険、医療福祉(マル福)制度、後期高齢者医療制度、国民年金
●★ ■	市民課	戸籍、印鑑登録、住民登録、パスポート、その他の窓口
●	社会福祉課	社会福祉、援護事務、生活保護、障害福祉
●■	介護長寿課	高齢者福祉、介護保険、地域包括支援センター
●	子ども家庭課	児童・母子福祉、家庭児童相談、保育所、児童館、放課後児童クラブ
■	健康づくり増進課	保健センターの運営・健康増進・各種検診・各種予防接種

配置 ●は千代田庁舎、★は霞ヶ浦庁舎、■はその他

	課室名	主な業務
★	都市整備課	都市計画、開発関係、建築関係、都市公園等管理
★	農林水産課	農政、産業振興、農村整備
★	観光商工課	観光・商工、自転車・企画推進
★	道路課	道路・橋梁の整備、河川・排水路の整備、道路等の維持・管理
■	下水道課	公共下水道、農業集落排水、浄化槽、下水道料金
■	水道課	水道事業、水道施設、水道料金
★	学校教育課	学校教育、教育施設、教育指導
■	生涯学習課	社会教育
■	霞ヶ浦中地区公民館	公民館講座
■	千代田中地区公民館	公民館講座
■	下稲吉中地区公民館	公民館講座
■	歴史博物館	文化振興、文化財の保護・普及、資料等の調査・保存、ジオパーク
■	図書館(本館・千代田分館)	図書館資料の貸出し(図書・雑誌・AV資料)
■	スポーツ振興課	スポーツ振興、施設の維持・管理
●	会計課	現金等の出納保管、指定金融機関
●	議会事務局	議会庶務、議事・調査
★	農業委員会事務局	農地権利移動・農地転用の審査許可、農地利用最適化の推進、農業者年金
★	監査委員事務局	監査委員の監査等の庶務
■	消防本部	消防、救急救助、通信指令、予防、危険物、消防団



千代田庁舎



霞ヶ浦庁舎

※最新の各課の主な業務はホームページからご覧いただけます。



Kasumigaura Photo Gallery





防災・防犯

防災の手引き

① 火災・救急車

火災・救急・救助は119番

◆119番通報は落ち着いて

119番をするときは、住所、近くの目標物、状況、「火事」か「救急」かをはっきりと正確に告げて下さい。

◆一般電話から119番通報

水戸市のいばらき消防指令センターに接続され、その後、災害現場の受け持ち消防署に出場指令がかかります。

- (1) 火災か・救急かを伝える
- (2) 要請場所の住所・氏名・目標物等を伝える
- (3) 交通事故等の場合は所在、道路名、目標物（負傷者数 交差点名や付近の著名な建物を告げると救急隊も到着しやすい）を伝える
- (4) 見たままの状況を伝える
- (5) 電話している本人の氏名と電話番号を伝える

◆災害情報テレホンサービス（自動音声案内）

【☎0299-59-1190】

火災発生時は、消防署に問い合わせが殺到するため、上記テレホンサービスをご活用いただきますようお願いいたします。

② 住宅用火災警報器

消防本部

つけましたか？『住宅用火災警報器』

かすみがうら市「火災予防条例」の規定により、平成18年6月1日から全ての新築住宅に住宅用火災警報器等の設置が義務付けられました。設置する場所は次のとおりです。

- ① 就寝の用に供する居室
 - ② ①が存する階の階段（①が避難階の場合を除く。）
 - ③ ①が存する階から2階下の階の階段（①の1階下の階の階段に住宅用火災警報器等の設置されている場合を除く。）
 - ④ ①が存する階（避難階に限る。）から2以上うえにある階に居室がある場合のその最上階の階段
 - ⑤ ①から④までに該当しない階で7㎡以上の居室が5以上ある階の廊下（廊下が存在しない場合は階段）
- 自動火災報知設備又はスプリンクラー設備等が設置されている場合は、住宅用火災警報器等の設置の必要性はありません。
- 新築以外の既存住宅及びアパート等は、平成23年6月1日から住宅用火災警報器等の設置が義務付けられました。

【お問い合わせ先】

住宅用火災警報器相談室

0120-565-911（フリーダイヤル）

かすみがうら市消防本部（予防課）

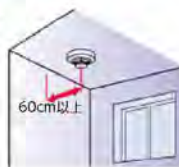
☎0299-59-0119

※取付位置の注意点

〈天井の場合〉

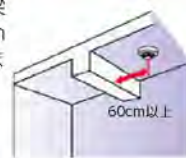
▼通常の壁面からの取付位置

火災警報器の中心を壁から60cm以上離します。



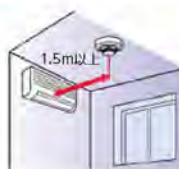
▼梁などがある場合の取付位置

火災警報器の中心を梁から60cm以上離します。



▼エアコンなどの吹き出し口付近の取付位置

換気扇やエアコンの吹き出し口から1.5m以上離します。



〈壁面の場合〉

天井から15～50cm以内に火災警報器の中心がくるように取り付けます。



③ 消火器のリサイクル

平成22年から、廃消火器リサイクルシステムの運用が始まりました。

消火器を廃棄する場合は、廃棄する際にリサイクルシールを利用者（排出者）が購入して貼り付けます。

また、平成22年から製造された消火器は、製品の出荷時にリサイクルシール付きで販売されます。

廃消火器リサイクルシステムに関する情報は下記のアドレスをご覧ください。

消火器リサイクル推進センター

<http://www.ferpc.jp/>

リサイクル窓口検索

<http://www.ferpc.jp/accept/>

広告

カギと防犯のSOS

- 防 犯 カ メ ラ
- ホームセキュリティ機械警備システム
- 防 犯 合 わ せ ガ ラ ス
- 入 退 室 管 理 シ ス テ ム

安全で快適な生活をトータルプロデュース

土浦防犯センター

☎0120-091690

土浦市小松1-12-35

<http://kagipro-tsuchiura.com>



防災・防犯

災害情報の入手先

信頼できる情報を入手し、噂やデマに惑わされず、落ち着いて行動しましょう。

防災情報提供センター

防災情報提供センター
http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/

川の水位情報

国土交通省 川の防災情報 <http://www.river.go.jp>
情報携帯端末(1モードなど) <http://www.i.river.go.jp>

気象情報

気象庁ホームページ <http://www.jma.go.jp>
天気・気象情報サイト(日本気象協会) <http://tenki.jp>

災害用伝言ダイヤル(171)について

大災害に際し、被災地との通話が困難になった場合、災害用伝言ダイヤルが使用できます。

171

をダイヤルした後、
ガイダンスに従ってください。

災害用伝言板サービス

災害発生時などに、携帯電話を利用して安否情報を登録でき、携帯電話やパソコンから確認することができます。

- NTTドコモ
(日本語版) <http://dengon.docomo.ne.jp/top.cgi>
(英語版) <http://dengon.docomo.ne.jp/Etop.cgi>
- KDDI:au
<http://dengon.ezweb.ne.jp/>
- ソフトバンクモバイル
<http://dengon.softbank.ne.jp/J>
- ワイモバイル
<http://dengon.ymobile.jp/info/>

古くなった消火器をリサイクル・廃棄するにはどうすればいいの？

回収方法により窓口をお選びください。

引き取りを依頼する場合は…？

特定窓口

消火器の引き取りを行える消火器販売店で、日本全国に約3,500社あります。

※リサイクルシールのほか、運搬・保管費用が必要です。

直接持ち込む場合は…？

特定窓口

※リサイクルシールのほか、運搬・保管費用が必要です。

or

指定引取場所

消火器工業会が設営したもので、日本全国に約200ヶ所あります。

※リサイクルシールが必要です。(シールを販売していない場所があります)

お近くの特定窓口または、指定引取場所をお探しの際は

消火器リサイクル窓口

検索

(消火器リサイクル推進センター/リサイクル窓口検索)

郵送する場合は…？

※法人は利用できません。

電話での事前申込みが必要です。

申し込みをせずに郵便局へ持ち込んでも対応できません。

全国一律 2,310円(リサイクルシール代含む)で、回収を依頼できます。

※一部離島を除きます。

伝票と消火器発送用の専用箱が届きますので、その際代引きにてお支払いください。

ゆうパック専用コールセンター(郵送のみのお問い合わせとなります。)

0120-822-306



防災・防犯

休日夜間の急患

① 救急車を呼ぶときは・・・！

⇒35ページの【防災の手引き】参照

② 休日・夜間の診療当番医

休日・夜間の診療当番医は市HPや広報かすみぐらうらに掲載しています。

③ その他の休日夜間診療の医療機関をお探しの方は・・・

【茨城県救急医療情報コントロールセンター】

☎029-241-4199

オペレーターが、お近くの医療機関をご案内しています。

月～土 午前9時～午後5時30分

※歯科の案内は行なっていません。

詳しくお知りになりたい場合は下記にてご確認ください。

＜茨城県救急医療情報システム＞

<http://www.qq.pref.ibaraki.jp/>

携帯電話サービスのアドレスは以下のとおりです。

http://www.qq.pref.ibaraki.jp/mobile/mb_index

【茨城こども救急電話相談】

月～土 午後5時30分～翌朝9時

休日（日曜・祝日・12月29日～1月3日）午前9時～翌朝9時

プッシュ回線の固定電話、携帯電話から #8000

すべての電話から ☎03-5367-2367

関連パンフレット（PDF）

<http://www.qq.pref.ibaraki.jp/static/documents/manual/kodomo.pdf>

【茨城おとな救急電話相談】

月～土 午後5時30分～翌朝9時

休日（日曜・祝日・12月29日～1月3日）午前9時～翌朝9時

プッシュ回線の固定電話、携帯電話から #7119

すべての電話から ☎03-5367-2365

関連パンフレット（PDF）

<http://www.qq.pref.ibaraki.jp/static/documents/manual/otona.pdf>

【消防署でも休日夜間の病院などを紹介します】

西消防署 ☎0299-59-0119

東消防署 ☎029-897-0119

④ 中毒センター（中毒110番・電話サービス）

中毒110は化学物質（タバコ・家庭用品など）、医薬品、動植物の毒などによって起こる急性中毒について、実際に事故が発生している場合に限定し情報提供しています。

一般市民専用電話（情報提供料：無料）

大 阪 ☎072-727-2499

365日 24時間

つくば ☎029-852-9999

365日 午前9時～午後9時

※医師及び医療機関の皆様からのお問い合わせに対して、情報提供料は有料（1件につき2,000円）となりますので、ご了承ください。

タバコ誤飲事故専用電話（情報提供料：無料、自動音声対応による一般向け情報提供）

☎072-726-9922 365日 24時間

一般市民の方は無料になりますので、ご活用ください。

消 防

消防本部 ☎0299-59-0119

① 消防車を呼ぶときは・・・！

⇒35ページの【防災の手引き】参照

② 市内の最新火災情報はこちらまで

災害情報テレホンサービス（自動音声案内）

【☎0299-59-1190】

火災発生時は、消防署に問い合わせが殺到するため、上記テレホンサービスをご利用いただきますようお願いいたします。

③ 市内の消防に関しては

・かすみぐらう市消防本部

☎0299-59-0119

・かすみぐらう市西消防署

☎0299-59-0119（上土田501）

・かすみぐらう市東消防署

☎029-897-0119（栄倉2410-6）

防 犯

生活環境課（霞ヶ浦庁舎）

◆防犯装備品貸出のご案内

地域住民の集まりや自治会・ボランティア等、地域の方が一体となった自主防犯活動を支援するため、かすみぐらう市では防犯活動装備の貸与を行っています。

【対象】

自主防犯活動を目的とした、地域住民の集まりや自治会

【貸与品】

防犯チョッキ、防犯腕章、帽子、ホイッスル、防犯合図灯

【申込方法】

装備の貸与をご希望の場合は、所定の貸与申請書および事業計画書に、自主防犯活動に従事する者の名簿を添えて生活環境課窓口にお申し込みください。



防
災
・
防
犯



【装備の貸与数】

装備の名称	貸与数	適用
防犯チョッキ	自主防犯活動に従事する登録者数の2分の1以内の数とする。	ただし、1組織20着を限度とする。
防犯腕章	自主防犯活動に従事する登録者数の2分の1以内の数とする。	ただし、1組織20枚を限度とする。
帽子	自主防犯活動に従事する登録者数の2分の1以内の数とする。	ただし、1組織20個を限度とする。
ホイッスル	自主防犯活動に従事する登録者数の2分の1以内の数とする。	ただし、1組織20個を限度とする。
防犯合図灯	自主防犯活動に従事する班数とする。	ただし、1組織5本を限度とする。

空き家対策

① 空き家バンク制度のご案内

生活環境課(霞ヶ浦庁舎)

かすみがうら市では、市内の空き家の有効活用を行い、良好な住環境の確保と定住促進による地域活性化を図るため、空き家情報登録制度「空き家バンク」を設けました。空き家を所有し、貸したい・売りたいと考えている方・かすみがうら市に住みたいと考えている方はご利用ください。

1. 貸したい・売りたい(物件登録)

【物件登録できる方】

空き家の所有権があり、売却又は賃貸を行うことができる方。ただし、空き家については、次に掲げる事項のいずれかに該当する建物を除きます。

- ・現に賃貸又は分譲を目的としている建物
- ・現に宅地建物取引業者が媒介又は代理の対象としている建物
- ・老朽、損傷等が著しい建物
- ・大規模な修繕が必要と認められる建物
- ・市税を滞納している者が所有している建物
- ・暴力団若しくは暴力団員、またそれらと密接な関係を有し、若しくは社会的に非難される関係を有する者が所有している建物

【物件登録から契約までの流れ】

- 1 所定の物件登録申込書、物件登録カード、同意書に必要事項を記入の上、生活環境課窓口で申請してください。
- 2 宅建業者の立会いのもと、物件の状況を調査させていただきます。
- 3 現況調査を終え、登録することが適切と認められた場合に、物件を登録させていただきます。
- 4 登録後、ホームページや移住希望者問合せに対し、物件情報を紹介させていただきます。

- 5 登録した物件について、利用申し込みがあった場合、連絡させていただき、宅建協会の仲介により契約交渉となります。

※法律で定めた仲介手数料がかかります。

2 住みたい(利用登録)

【利用登録から契約までの流れ】

- 1 所定の利用登録申込書、誓約書に必要事項を記入の上、申請してください。
- 2 申請書を確認後、登録させていただきます。
- 3 利用登録通知を郵送させていただきます。
- 4 希望する物件があれば、所定の空き家バンク物件交渉申込書に記入の上、申請してください。
- 5 宅建協会の仲介により、物件所有者との契約交渉となります。

詳しくは、下記ホームページをご確認ください。

《かすみがうら市空家バンク》

http://www.kasumigaura-akiya.jp/akiya_info/



② 移住支援事業費補助金制度のご案内

市民協働課(霞ヶ浦庁舎)

空き家バンク制度を通じて成約した物件をリフォーム工事する場合、その費用について20万円を上限に補助する制度を行っています。

【対象】

以下にすべて該当する方

- ・空き家の売買契約日又は最初の賃貸契約日から1年を経過していない利用登録者
- ・対象となる工事について、同一年度内で本市の他制度による補助を受けていない方
- ・移住の日において満20歳以上満65歳未満の方で、人数が2人以上の世帯

【申請の手続き】

所定の移住支援事業費補助金交付申請書に以下の書類を添えて、市民協働課で申請してください。

- ・世帯全員の住民票の写し
- ・前年度分の市区町村民税に滞納がないことを証する書類
- ・工事見積書の写し
- ・工事施工予定箇所の位置及び工事内容の詳細がわかる書類の写し
- ・工事施工予定箇所の写真
- ・空き家の売買契約書又は賃貸契約書の写し

※工事期間が補助年度末である3月31日を超過する場合や、補助金の交付決定前に工事に着手した場合は、補助対象外となります。

【対象となる工事】

番号	補助対象工事
1	基礎、土台、柱の修繕・補強工事
2	外壁、屋根、庇、樋、内壁、天井、床の設置・修繕工事
3	塗装工事
4	給排水、換気、電気、ガス、通信等の設備工事
5	間取りの変更、増築等模様替え工事
6	玄関、居室、台所、洗面所、浴室、便所を改良する工事
7	建具の取替え等の工事
8	ベランダ、バルコニー、外構の設置・修繕工事

県民交通災害共済

生活環境課(霞ヶ浦庁舎)

県民交通災害共済は、県内に在住の方が交通事故により災害を受けた場合の救済を目的とする共済制度です。

【加入できる方】

かすみがうら市の住民基本台帳に記載されている方であれば誰でも加入できます。

【加入申込み先】

生活環境課(霞ヶ浦庁舎)、市民課(千代田庁舎)、中央出張所

【会費】

一般 900円 中学生以下 500円

共済期間は、4月1日から翌年の3月31日までです。

※4月1日以降に加入した場合、共済期間は加入日の翌日から次の3月31日までとなります。

※9月30日以降に加入した場合は、加入金は上記の半額となります。

【対象となる交通事故】

○共済期間中の自動車、バイク、自転車等車両運転中及び乗車中における事故(転倒含む)

○共済期間中の歩行中に走行中の車両と接触した等の事故

※国内の道路上での事故が対象となります。

【見舞金の請求】

請求時には、次の書類と印鑑をお持ちください。

○県民交通災害共済会員証(事故日の含まれる共済期間のもの)

○運転免許証(免許の必要な車両を運転中の事故のとき)

○交通事故証明書(自動車安全運転センター発行のもの)
交通事故証明書がない場合は、交通事故申立書により9等級までの制限支給となります。

○診断書(指定の様式または治療の事由・経過・治療日・治療実日数が記載してある診断書)

【請求場所】

生活環境課(霞ヶ浦庁舎)、市民課(千代田庁舎)、中央出張所

【共済見舞金の区分】

等級	災害区分	見舞金額
1	死亡	100万円
2	治療実日数181以上の傷害	30万円
3	治療実日数151以上の傷害	25万円
4	治療実日数121以上の傷害	20万円
5	治療実日数 91以上の傷害	15万円
6	治療実日数 61以上の傷害	10万円
7	治療実日数 41以上の傷害	8万円
8	治療実日数 21以上の傷害	6万円
9	治療実日数 8以上の傷害	3万円
10	治療実日数 3以上の傷害	2万円
身障	身体障害者1級・2級該当	50万円

※平成30年4月1日現在



防災・防犯

Kasumigaura Photo gallery





手続き・届出・相談

窓口業務のご案内

市民課(千代田窓口センター・霞ヶ浦窓口センター・中央出張所)

業務内容	千代田窓口センター		霞ヶ浦窓口センター	中央出張所
	平日 午前8時30分～ 午後5時15分	窓口延長時 (毎週木曜日・除祝日) 午後5時15分～ 午後7時	平日 午前8時30分～ 午後5時15分	平日 午前8時30分～ 午後5時15分
戸籍の届出の預かり ※1 (出生・死亡・婚姻・離婚など)	○	○	○	△※2
住民異動届 ※3 (転入・転出・転居など)	○	×	○	○
戸籍の証明書 (謄本・抄本・除籍など)	○	○	○	○
戸籍の附票・謄抄本	○	○	○	○
身分証明書	○	○	○	○
住民票謄抄本・諸証明	○	○	○	○
印鑑登録申請 ※4	○	○	○	○
印鑑登録証明書	○	○	○	○
軽自動車税用住所証明書	○	○	○	○
パスポート交付申請 ※5	○	×	×	×
パスポート受取り ※6	○	○	×	×
外国人の在留関連事務および 特別永住者の関連事務	○	×	×	×

・上記の取扱い日は、年末年始(12/29～1/3)を除きます。(戸籍の届出を除く)

・窓口延長業務は、千代田窓口センターのみ行います。

・各種申請・手続きの際には、本人確認ができる身分証明書(運転免許証など)をお持ちください。

① 戸籍の届出の預かり

・千代田窓口センターおよび霞ヶ浦窓口センターでは、休日や夜間でも戸籍の届出を宿直・日直がお預かりします。

・休日・夜間にお預かりした戸籍の届出は、次の開庁日に書類審査し、不備がなければ届出にさかのぼり受理となります。届出に伴う手続きや不備がある場合は、通常の開庁時間に来庁していただく必要があります。

広 告

土地や建物の名義変更及び会社設立の手続きについて説明します。

司法書士 市ノ澤 創

茨城620号 簡裁代理業務認定番号 1301305 号

※説明の際は、手続きにおけるメリット・デメリット(リスク)の両面をわかりやすく説明します。費用はあらかじめ概算費用をお伝えいたしますので実際に依頼されるかどうかは見積をご覧になってから判断頂いて構いません。相談は随時可能となっており、相談費用は頂いておりません。かすみがうら市志筑地区で生まれ育ち現在も同地区に住んでおり、地域特有の問題についてもご説明いたします。事務所 石岡市鹿の子四丁目5番1号

TEL0299-56-4333

② 中央出張所での戸籍の届出

- ・中央出張所での戸籍の届出は、**出生、婚姻および転籍のみ**の受付となります。
- ・受付は、夜間・休日はできません。

③ 住民異動届

- ・転入・転出・転居などの住民異動届(マイナンバーカード・住民基本台帳カードを利用した異動も含む)は窓口延長時はできません。受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分までとなります。

④ 印鑑登録申請

- ・即日登録できるのは、官公署が発行した顔写真付きの身分証明書を持参した本人が申請した場合、またはかすみがうら市で印鑑登録している方が、登録申請人本人であることを保証し申請した場合に限られます。
- ・代理人による申請は、照会書による印鑑登録事実確認を行うため、即日登録はできません。

⑤ パスポート交付申請

- ・取扱い窓口は**千代田窓口センターのみ**となります。
- ・受付時間は午前8時30分から**午後5時まで**です。

⑥ パスポート受取り

- ・取扱い窓口は**千代田窓口センターのみ**となります。
- ・受付時間は午前8時30分から**午後5時まで**です。但し、**木曜日のみ午後7時まで**延長します。

コンビニ交付サービスをご利用ください

平成28年3月1日(火)からコンビニでの住民票謄抄本及び印鑑登録証明書の交付サービスを開始しました。

早朝から深夜まで(午前6時30分～午後11時)、全国の指定のコンビニ(マルチコピー機を設置した店舗に限ります)で住民票謄抄本及び印鑑登録証明書が受け取れます。ぜひご利用ください。

※コンビニ交付を利用するには、利用者証明用電子証明書の搭載されたマイナンバーカードの取得と暗証番号の事前設定が必要です。

窓口における本人確認

市民課(千代田窓口センター・霞ヶ浦窓口センター・中央出張所)

第三者のなりすましによる虚偽の戸籍届出や住民異動届、証明書の不正取得を防止するため、住民異動の届出や各種証明書の交付申請に際して、来庁された方の本人確認を行なっていますので、ご理解とご協力をお願いします。

◆本人確認の方法

次のいずれかの身分証明書などを提示してください。

1. 1点で本人を確認できるもの
運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、在留カード(写真付き)、住民基本台帳カード(写真付き)、身体障害者手帳、その他官公署が発行した顔写真付きの身分証明書
2. 2点組み合わせで本人を確認するもの(イ+イまたはイ+ロ)
イ、健康保険証、年金手帳、年金証書、在留カード(写真なし)、学生証(写真付き)など
ロ、本人名義の預金通帳、キャッシュカード、社員証など

戸籍届出(婚姻届・離婚届など)には上記1の身分証明書等、住民異動届(転入・転出・転居届)の申請には上記1または2の身分証明書等が必要です。(身分証明書等の提示がない場合でも戸籍届出は可能ですが、後日、市役所から確認の通知をします。)

※パスポートの交付申請時の本人確認書類は、上記と異なります。詳しくはお問合せください。

手続き・届出・相談

戸 籍

市民課(千代田窓口センター・霞ヶ浦窓口センター・中央出張所)

種類	届出期間等	届出人	必要なもの	留意事項
出生届	生まれた日を含め14日以内	父または母、同居者、出産に立ち会った医師、助産師の順	・出生証明書(届書の右半分「出生証明書」に医師が記入・署名または記名・押印してあるもの) ・届出人の印鑑 ・母子健康手帳 ・新生児連絡票 ・口座番号のわかるもの	・名前は丁寧に書いてください ・子の名につけられる文字は常用漢字、人名用漢字、ひらがな、カタカナです
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	親族、同居者、家主、地主または家屋・土地の管理人、後見人等	・死亡診断書(届書の右半分「死亡診断書」に医師が記入・署名または記名・押印してあるもの) ・届出人の印鑑	・火葬の予約などは斎場に直接お問い合わせください

種類	届出期間等		届出人	必要なもの	留意事項
婚姻届	届出の日から効力があります		夫および妻	・届出人(夫と妻それぞれの届出時の氏名)の印鑑 ・届出人の本人確認書類 ・戸籍謄本(本籍が本市以外の方) ・親の同意書(未成年の方) ・マイナンバーカードまたは通知カード	・成年の証人2人の署名押印が必要です ・住所の異動を行う場合は開庁時に住民異動届が必要です
離婚届	協議離婚	届出の日から効力があります	夫および妻	・届出人の印鑑 ・届出人の本人確認書類 ・戸籍謄本(本籍が本市以外の方) ・マイナンバーカードまたは通知カード	・成年の証人2人の署名押印が必要です(協議離婚の場合のみ) ・未成年の子がいる場合は、親権者を定めてください ・配偶者が婚姻中の氏を引き続き名乗りたい場合は、別に届出が必要です
	裁判離婚	裁判の確定の日から10日以内	裁判の申立人	・戸籍謄本(本籍が本市以外の方) ・裁判離婚の場合はその謄本および確定証明書 ・届出人の印鑑 ・届出人の本人確認書類 ・マイナンバーカードまたは通知カード	・配偶者が婚姻中の氏を引き続き名乗りたい場合は、別に届出が必要です
養子縁組届	届け出の日から効力があります		養親、養子、法定代理人(養子が15歳未満の場合)	・届出人の印鑑 ・届出人の本人確認書類 ・戸籍謄本(本籍が本市以外の方) ・家庭裁判所の許可審判書謄本(許可が必要な場合のみ) ・マイナンバーカードまたは通知カード	・成年の証人2人の署名押印が必要です ・養子縁組届は様々なケースがございます。詳しくはお問い合わせください
転籍届	届出の日から効力があります		戸籍の筆頭者とその配偶者	・届出人の印鑑 ・戸籍謄本(市内で転籍する場合は不要)	・筆頭者、配偶者以外の方が本籍を異動したい場合は、分籍届を届出ください(成年者に限る)

※届出の際に、届出人が来庁できない場合は、あらかじめ届出人が記入した届出書を代理の方が持参してください。
 ※「届出期間」がないものは、届出の日から法律上の効力が発生します。
 ※時間外にお預かりした届書の審査は翌開庁日になります(受理日はお預かりした日)。届書審査に際し、お問い合わせすることもありますので、昼間連絡のつく電話番号を届書に必ず記入してください。

住民登録

市民課(千代田窓口センター・霞ヶ浦窓口センター・中央出張所)

土日祝日および年末年始(12/29～1/3)ならびに窓口延長時は受付していませんのでご注意ください。

種類	届出期間	届出人	必要なもの
転入届	転入した日から14日以内	異動者本人または同一世帯員	・届出人の印鑑 ・届出人の本人確認書類 ・転出証明書 ・マイナンバーカードまたは通知カード ・国民年金手帳(加入者)
転出届	転出日前後14日以内	異動者本人または同一世帯員	・届出人の印鑑 ・届出人の本人確認書類 ・かすみがうら市民カード(印鑑登録証) ・住民基本台帳カード(取得者) ・マイナンバーカードまたは通知カード ・国民健康保険証(加入者)
転居届	市内で住所を移した日から14日以内	異動者本人または同一世帯員	・届出人の印鑑 ・届出人の本人確認書類 ・マイナンバーカードまたは通知カード ・国民健康保険証(加入者)
世帯変更届 (世帯主変更、世帯合併、世帯分離)	変更があった日から14日以内	異動前または異動後の世帯主	・届出人の印鑑 ・届出人の本人確認書類 ・マイナンバーカードまたは通知カード ・国民健康保険証(加入者)

※届出人が来庁できない場合は委任状が必要となります。

窓口延長サービス

千代田庁舎

- ◆**日 時** 毎週木曜日 午後7時まで(祝日・年末年始を除く)
- ◆**延長窓口** ・税務課 ・国保年金課 ・納税課
・市民課千代田窓口センター
- ◆**取扱業務** 1 戸籍・住民票等証明書の交付(住民票謄抄本、印鑑登録証明書、戸籍謄抄本など)
2 税務証明書の交付(土地、家屋、所得、課税、納税など)
3 パスポートの交付(申請は除く)

- 4 マイナンバーカードの交付
5 印鑑登録手続き
6 戸籍の各種届出の預かり
7 市税・国保税・後期高齢者医療保険料の納付および納税相談

※霞ヶ浦窓口センターおよび中央出張所では実施していません。

※転入・転出・転居の住民異動届はお受けできません。
平日の午前8時30分～午後5時15分の間に来庁ください。

印鑑登録

市民課(千代田窓口センター・霞ヶ浦窓口センター・中央出張所)

◆印鑑登録について

印鑑を登録するには、本人であることが確認できる官公署が発行した顔写真付きの身分証明書(運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど)と登録する印鑑、登録手数料(初回登録の場合は無料)をご用意ください。

印鑑を登録した方には「印鑑登録証」を交付します。

区分	持参するもの	注意事項
本人が申請する場合	・登録する印鑑 ・官公署が発行した顔写真付きの身分証明書(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、在留カードなど) ・登録手数料(初回は無料)	左記の身分証明書がない場合は、次の方法でお願いします。 ①郵便で確認通知を本人宛に送付し後日登録 ②市内に印鑑登録のある方を保証人とし、その保証人が、登録してある実印と印鑑登録証・身分証明書を持参して登録申請者と同伴する。
代理人が申請する場合	・登録する印鑑 ・委任状 ・代理人の印鑑 ・身分証明書 ・登録手数料(初回は無料)	手続き後、郵便で確認通知を本人宛に送付するため、登録まで数日必要です。

◆登録できる印鑑

住民基本台帳に記録されている「氏名」または「氏」もしくは「名」を表しているもの。

印影が鮮明で変形していない印鑑で、大きさが一辺の長さが8mm以上25mm以内の正方形に収まるもの。なお、一つの印影を共用して登録することはできません。また逆彫は登録できません。

パスポート

市民課(千代田窓口センター)

平日の午前9時～午後5時の間(土・日・祝日および年末年始(12/29～1/3)を除く)千代田窓口センターでのみ取り扱います。

◆申請に必要な書類等

必要書類	申請の区分	新規申請 (初めて、期限切れ等で失効済み)	有効期間が残っている場合の申請		
			有効期間残1年未満での新規作成 (氏名、本籍の都道府県名の変更なし)	氏名、本籍の都道府県名が変わった場合	
				新規作成	記載事項変更旅券
申請書 1通		○	○	○	○
戸籍抄(謄)本 1通 (提出の日前6か月以内に作成されたもの)		○	原則不要	○	○
					査証欄の増補 増補 不要

申請の区分 必要書類	新規申請 (初めて、期限切れ等で失効済み)	有効期間が残っている場合の申請			
		有効期間残1年未満 での新規作成 (氏名、本籍の都道府県名の変更なし)	氏名、本籍の都道府県名が変わった場合		査証欄の 増補
			新規作成	記載事項 変更旅券	
写真 1枚 (提出の日前6か月以内に撮影したもの)	○	○	○	○	不要
申請者本人を確認できる書類 (有効なもの コピーは不可) 1点又は2点	○	不要 (旅券で確認)	不要 (旅券で確認)	不要 (旅券で確認)	不要 (旅券で確認)
前回発行の旅券 (期限切れ又は有効な旅券)	○ (期限切れの旅券)	○ (有効な旅券)	○ (有効な旅券)	○ (有効な旅券)	○ (有効な旅券)

※新規作成の場合は、10年用と5年用があります。20歳未満の方は5年用となり、また、法定代理人の同意・署名が必要です。

※代理申請も出来ませんが、その場合申請者本人の自署と代理人の自署が必要な部分があります。さらに、申請者本人を確認できる書類の原本の提示も必要です。

※本人確認書類についての詳細は、お問合せください。

◆受領について

●旅券の受領は、年齢に関わりなく、必ず本人が来庁ください。(ただし増補申請は代理受領ができます。)

●受領に必要なもの

①申請の際にお渡しした旅券引換書(受理票)②所定の手数料(収入印紙と茨城県収入証紙)

●ご注意

交付予定日は、申請日から数えて8日目以降です(土・日・祝日、年末年始(12/29～1/3)は含めない)。

6カ月以内に必ずお受け取りください。

◆手数料

申請の区分	手数料額	内訳	
		収入印紙	茨城県 収入証紙
10年旅券	16,000円	14,000円	2,000円
5年旅券	11,000円	9,000円	2,000円
申請時12歳未満	6,000円	4,000円	2,000円
記載事項変更旅券	6,000円	4,000円	2,000円
査証欄の増補	2,500円	2,000円	500円

マイナンバー

市民課(千代田窓口センター)

平成27年10月から個人番号法が施行され、市内に住民票を有するすべての方(外国人を含む)に異なる12桁の番号(マイナンバー)を記した「通知カード」が送付されました。

マイナンバーは社会保障、税、災害対策などさまざまな行政手続きの際に必要なとなりますので大切に保管してください。

◆マイナンバーカード

マイナンバーカードは、住民の皆様からの申請により無料で交付されるプラスチック製のカードです。

カードのおもて面には本人の顔写真と氏名、住所、生年月日、性別が記載されていますので、本人確認のための公的身分証明書として利用できます。

カードの裏面には、マイナンバーが記載されていますので、税・社会保障・災害対策の法令で定められた手続きを行う際の番号確認に利用できます。

また、ICチップに電子証明書などの機能を搭載しており、e-TAXのほか、コンビニ交付を利用して休日に住民票などの証明書を取得できるようになるなどさまざまなメリットがいっぱいです。

コンビニ交付

市民課(千代田窓口センター)

かすみがうら市では、マイナンバーカードを利用したコンビニでの証明書交付サービスを実施しています。住民票謄抄本、印鑑登録証明書を夜間や休日でも取得できる大変便利なサービスです。ぜひご利用ください。

◆利用時間 午前6時30分～午後11時(12月29日～1月3日及びメンテナンス時を除く)

◆証明書の種類 住民票謄抄本(マイナンバーの入ったものを除く)

印鑑登録証明書

◆対象コンビニ 全国の指定のコンビニ(マルチコピー機を設置した店舗に限ります)

相談

家庭児童相談

子ども家庭課(子ども未来室)

0～18歳までのお子さんの健やかな成長のため、さまざまな相談に応じています。児童福祉に関する専門の家庭児童相談員やハートフル相談員等が、相談に応じています。

一人で抱え込まず、お気軽に相談してください。相談上の秘密は厳守されます。安心して相談してください。

内 容:

- 子どものしつけや性格や生活習慣など育児全般について
- ことばの遅れなど発達について
- 親子関係・兄弟関係など家族関係について
- 保育所・幼稚園・学校生活に関して
(いじめ、不登校、人間関係など)
- 子どもの非行について
- 養育が困難など家庭環境の不安について
- 子どもへの虐待について
- 配偶者からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)について
- その他

実 施 日:月曜日～金曜日(祝日年末年始は除く)

時 間:午前8時30分～午後5時

費 用:無料

対 象:かすみがうら市民

場 所:千代田庁舎 子ども家庭課内

そ の 他:電話・来所・訪問などご相談に応じます

教育相談

学校教育課(霞ヶ浦庁舎) ☎029-897-0996

就学、進学やいじめ、不登校など教育に関する悩みなどの相談をお受けしています。

個人の秘密は固く守りますので、お気軽にご相談ください。

教育支援
センター

かすみがうら市中佐谷1205
千代田高齢者センター内
☎0299-59-1230

法律相談

社会福祉課

内 容:弁護士による法律に関する相談

実 施 日:月2回(第2木曜日、第4木曜日)

※日程は変更となる場合があります。

時 間:午後1時～午後4時(相談時間30分)

用:無料

対 象:かすみがうら市民

場 所:第2木曜日 働く女性の家

第4木曜日 あじさい館

受 付:要予約 実施月の初日から受付

(月の初日が閉庁日の場合は翌開庁日から)

受付時間 午前8時30分～午後5時15分

予約受付先:社会福祉課

そ の 他:より多くの市民が平等に相談を受ける機会が確保されるようにするため、同じ案件での再相談はご遠慮ください。



手
続
き
・
届
出
・
相
談

広 告

暮らしの法律問題、法律トラブルはございませんか？

借金問題、離婚、遺言・相続・遺産分割、売買・賃貸借、交通事故、労働問題、刑事事件、少年事件、犯罪被害、消費者問題、建築紛争、会社・事業の再生・承継

まずはお気軽にご相談ください

TEL 029-875-6961

・受付時間 9:00～18:00(土・日・祝日除く)

・弁護士の日程を調整させて頂きますのでご希望の日時をご相談ください。

・勤務の関係で平日では都合がつかない方のために、土曜相談も応じております。事前にご予約ください。

・公的機関による各種援助制度があります。弁護士にご相談ください。

尾池・伊藤法律事務所

弁護士 尾池 誠司・弁護士 伊藤 しのぶ(茨城県弁護士会所属)

かすみがうら市稲吉2-21-45エムズビル102 JR神立駅から徒歩 約5分

<http://oikeito.sakura.ne.jp/>

尾池・伊藤法律事務所 検索



消費生活相談

市民協働課(霞ヶ浦庁舎)

内 容:かすみがうら市消費生活センターでは、市内在住の方を対象に、商品やサービスの契約・解約のトラブル、商品の危険・安全性、多重債務など、消費生活に関係する相談・あっせんを行い、安心安全な消費生活へのお手伝いをいたします。また、市民の皆さんからの情報提供もお願いします。

実 施 日:月～金(年末年始・祝祭日は休み)

時 間:午前9時から12時
午後1時から4時

費 用:無料

対 象:かすみがうら市民

場 所:霞ヶ浦庁舎(消費生活センター)月・火・木・金
勤労青少年ホーム(出張相談窓口)(水曜日のみ)木・金は相談者の都合により対応いたします。

行政相談

市民協働課(霞ヶ浦庁舎)

内 容:行政相談委員は、総務大臣から委嘱された民間の有識者です。皆さんの身近な相談相手として、国、県、市などへの行政サービスに関連する苦情、行政の仕組みや手続きに関する問い合わせなどに対応しています。毎日の暮らしの中で、困っていること、望んでいることをお気軽にご相談ください。行政相談委員が相談に応じます。

実 施 日:5月と10月に相談所を開設します。

時 間:(日時が決まりましたら、広報などでお知らせします。)

費 用:無料 事前予約不要・秘密厳守となります。

対 象:かすみがうら市民

場 所:随時相談委員が応じています。

心配ごと相談

市社会福祉協議会 ☎029-898-2527

内 容:心配ごとに関する相談

実 施 日:月2回

時 間:午後1時30分～午後3時

費 用:無料

対 象:かすみがうら市民

農地・就農相談

農業委員会・農林水産課(霞ヶ浦庁舎)

内 容:農地及び就農に関する相談

実 施 日:随時対応(開庁日に限る)

費 用:無料

対 象:かすみがうら市に農地がある方、またはかすみがうら市で就農する方

場 所:農業委員会・農林水産課窓口

広 告

助川正男司法書士事務所

土浦市下高津1丁目17番4号

☎029-823-2927

司法書士 助川正男

司法書士 吾妻稔樹

業務内容

不動産登記一般

相続登記

会社設立

役員変更登記

広 告

大山司法書士事務所

土地家屋調査士

相続・贈与・不動産登記

会社設立・役員変更登記

お気軽にご相談ください

かすみがうら市下稻吉1868-11

(司法書士) 0299-37-7710

(土地家屋調査士) 0299-59-0502

相続・贈与
遺言・売買登記など
お気軽にご相談下さい

山本司法書士事務所

司法書士 山本 修

かすみがうら市安食1770-1

☎029-896-1470

近藤有哉司法書士事務所

司法書士 近藤 有哉

不動産の相続

成年後見

相続放棄

かすみがうら市内での
初回無料出張相談に応じます

かすみがうら市安食 6147-190

TEL 029-886-5908

近藤有哉司法書士事務所

検索



税金

市税

税務課(千代田庁舎)

◆市民税・県民税

市民税には、個人市民税と法人市民税があります。個人市民税は1月1日現在市内に住んでいる方に、前年の所得に応じ課税されます。法人市民税は、法人である企業の収益に応じて課税されます。

①市・県民税

◆市・県民税

●市・県民税が課税となる方

1. 課税年度の1月1日現在、かすみがうら市に住んでいる方(一定の収入のある方)
2. かすみがうら市には住んでいないが、市内に事業所・事務所・家屋のある方

●市・県民税が課税とならない方

1. 1月1日現在で生活保護法による生活扶助を受けている方
2. 未成年者、障害者、寡婦(夫)で、前年中の合計所得が125万円以下の方

●年の途中で引越した場合の市・県民税は？

市県民税については、毎年、課税年度の1月1日現在市内に住所のある方で、前年の1月から12月までの一定額以上の所得があった方に対して課税されます。したがって、年の途中で市外へ転出された場合でも、その年の市県民税は1月1日現在の居住地の市町村へ納めることになります。

●年の途中で亡くなった場合の市・県民税は？

転出の場合と同様に、年の途中で亡くなられた方の場合も、課税年度の1月1日現在で居住していた市町村へ1年分の市県民税が課税されます。この場合、相続人が代わって納めることになります。

●市・県民税の特別徴収

特別徴収とは、お勤めの会社等を通して、毎月の給与から一定額を差し引き納付する方法です。

特別徴収の方は、1年間の税額を6月から翌年5月までの12回に分けて、毎月の給料から差し引かれ納付されます。なお、県内すべての市町村で平成27年度から市・県民税特別徴収義務者の一斉指定を実施しています。

※特別徴収をしていたが、会社等を退職した場合、残りの税額は、退職時に会社等を通しての一括納付、または、退職後に個人納付(普通徴収)することになります。

●特別徴収関係書類の提出

次のような場合には、給与支払者(会社等)が書類を作成して提出していただくことになります。

・特別徴収義務者が、退職により給与から差し引くことができなくなる場合や転勤により別の事業所で特別徴収を継続する場合

⇒特別徴収にかかる給与所得者異動届出書

・給与支払報告書提出後、退職により次年度の特別徴収ができなくなる場合

⇒給与支払報告にかかる給与所得者異動届出書

・普通徴収該当者を特別徴収に切り替える場合

⇒市・県民税特別徴収への切替申請書

・次年度の課税資料として1月31日までに提出する場合

⇒給与支払報告書

・特別徴収を行なう事業所の名称・所在地が変更になった場合

⇒特別徴収義務者所在地・名称変更届出書

◆市・県民税の申告

●申告とは・・・

前年中(1/1～12/31)に得た所得を申告するもので、この内容が市・県民税や国民健康保険税などの基礎資料となります。所得証明や納税証明などの諸証明もこの申告に基づいて発行されますので、必ず期限までに申告してください。

広告

大橋税理士事務所

事業の経営は？
不動産を売ったら？
相続、贈与があったら？

税金の相談は税理士へ

お気軽にご相談ください！！

かすみがうら市稲吉5-24-12

TEL 029-832-5005

IP 050-5805-3122

E-mail o-t-a@wonder.ocn.ne.jp

Kasumigaura Photo Gallery



●申告をする方

- ・営業、農業、不動産、利子、配当、給与、年金、原稿料、講演料、雑、一時、譲渡などの所得がある方
- ・主たる給与のほかに収入のある方
- ・給与所得のみでも、勤務先が税務課に「給与支払報告書」を提出していない方

※農地を所有している方で、耕作(自作、他作)をして収穫があった方は、収支計算による農業所得の申告が必要となります。また、出荷していなくても、収穫物があった場合には農業所得が生じます。

●申告期間・会場

毎年2月中旬から3月中旬頃まで実施しています。詳細日程は、事前に当市ホームページ、広報誌などでご確認ください。

●申告書について

当市では原則として市・県民税の申告書は送付しません。なお、自署申告をされる方は、1月下旬に税務課(千代田庁舎)、霞ヶ浦窓口センター、中央出張所の窓口で受け取りになるか、市ホームページから申告書をダウンロードしてご利用ください。

※事業所得がある方は、収支内訳書が必要です。

●申告の不要な方

- ◇所得税の確定申告書を提出した方
- ◇給与所得の年末調整をした方で、勤務先が税務課に「給与支払報告書」を提出した方
- ◇当市に居住し、既に年末調整または確定申告している方の扶養となっている方

●申告期間に市の会場で申告を受けられない内容

- ・青色申告の方
- ・贈与税の申告をする方
- ・相続税の申告をする方
- ・消費税の申告をする方
- ・譲渡所得、株式などの申告をする方
- ・過年度分の申告をする方
- ・その他高度な判断を要する内容

※上記については税務署での申告となります。

②法人市民税

●法人市民税

市内に事務所・事業所などがある法人などが自ら申告納付する税金で、資本金などの金額と市内の従業者数に応じて算出する「均等割」と、国税である法人税額を基準として算出する「法人税割」があります。

●納税義務者

法人市民税の納税義務者は次のとおりです。

納税義務者	納める税	
	均等割	法人税割
市内に事務所・事業所がある法人	課税	課税
市内に事務所・事業所がないが、寮・宿泊所などがある法人	課税	非課税
市内に事務所・事業所がある公益法人等または人格のない社団で収益事業を行わないもの	課税	非課税

●法人の設立と事業所の開設、事業年度・納税地・その他の変更

事務所を設立した場合や、既に届けている内容に変更のある場合は、「法人の設立等に関する申告書」に必要書類を添付の上、提出してください。

⇒法人の設立等に関する申告書

●税率

均等割 資本金等の金額と市内の従業者数に応じて税率(年額)が定められています。

資本金等の金額	均等割の税率	
	従業員数	
	50人超	50人以下
50億円超	3,600,000円 300,000円/月	492,000円 41,000円/月
50億円以下10億円超	2,100,000円 175,000円/月	
10億円以下1億円超	480,000円 40,000円/月	192,000円 16,000円/月
1億円以下1千万円超	180,000円 15,000円/月	156,000円 13,000円/月
1千万円以下	144,000円 12,000円/月	60,000円 5,000円/月

法人税割 課税標準税額×12.1%(税率)

2019年10月1日以降に開始する事業年度8.4%

③固定資産税

1月1日現在、かすみがうら市に土地・家屋・償却資産(事業用)を所有する、法人および個人に課税されます。

固定資産税とは、毎年1月1日(「賦課期日」と言います。)に、土地、家屋、償却資産(これらを総称して「固定資産」と言います。)を所有している人が、その固定資産の価格をもとに算定された税額を固定資産の所在する市町村に納める税金です。

課税標準額×1.4%(税率)=税額

●固定資産の種類

土地:田・畑・宅地・山林・鉱泉地・池沼・牧場・原野・その他の土地

家屋:住宅・事務所・店舗・工場・倉庫・その他の家屋

償却資産:会社および個人で工場や商店などを営んでいる方が、その事業のために用いることができる機械・器具・備品などです。

○例)構築物・機械および装置・船舶・航空機・車両および運搬具・工具・器具・備品

●固定資産税を納める人(納税義務者)

原則として固定資産の所有者です。

土地・家屋の所有者:登記事項証明書または固定資産課税台帳に所有者として登記または登録されている方

償却資産の所有者:償却資産課税台帳に所有者として登録されている方

※所有者として登記(登録)されている方が賦課期日前に死亡している場合などには、賦課期日現在で、

その土地・家屋を現に所有している人が納税義務者となります。

※共有の場合は、共有者全員が納税義務者となり、納税通知書は代表者の方に送付します。

●固定資産税の縦覧と閲覧

【縦覧】

土地・家屋の納税者の方が課税されている土地または家屋の価格を縦覧できます。

期間は、4月1日から第1期の納期限までとなり、税務課(千代田庁舎)、霞ヶ浦窓口センターにて実施します。

【閲覧】

納税義務者の方が所有している土地・家屋の価格などが記載されている固定資産課税台帳の閲覧ができます。

通常、閲覧手数料は1回について300円ですが、縦覧期間(4月1日から第1期の納期限まで)は無料です。

閲覧場所:税務課(千代田庁舎)・霞ヶ浦窓口センター・中央出張所

●新築住宅に対する固定資産税の減額措置等

新築された住宅については、新築後一定期間、固定資産税が減額されます。

【対象住宅】

専用住宅や併用住宅であること。(併用住宅については、居住部分の割合が2分の1以上のもの。)床面積が50㎡(一戸建以外の貸家住宅にあっては40㎡)以上280㎡以下。

【対象床面積】

居住用として用いられている部分の床面積が120㎡に相当する部分についてまで減額。

【減額】

減額対象床面積に相当する固定資産税額の2分の1が減額。

【減額される期間】

- 一般の住宅…新築後3年度分
(長期優良住宅は5年度分)
- 3階建以上の中高層耐火住宅等
…新築後5年度分
(長期優良住宅は7年度分)

※長期優良住宅については申告書の提出が必要となります。

【その他の減額措置】

住宅の耐震改修、バリアフリー改修、省エネ改修、長期優良住宅改修等に伴う工事を行なった場合、それぞれの一定要件をみたした家屋について、固定資産税額が減額されることがあります。詳しくは税務課までお問い合わせください。

●免税点

同一区域内に所有する土地・家屋・償却資産の課税標準額が次の金額に満たない場合には、固定資産税は課税されません。

- 土地: 30万円
- 家屋: 20万円
- 償却資産: 150万円

●次のような場合、届出をしてください

【家を新築(増築)したとき】

税務課資産税担当が、固定資産評価にお伺いしますのをご連絡ください。

内容は、家の間取りと部屋ごとの使用材料などの確認をさせていただきます。

なお、新築(増築)した家屋の固定資産税は、完成した年の翌年度から課税となります。

【家を取り壊したとき】

年の途中に所有者が変更になっても、同年の固定資産税は、1月1日現在の前所有者に課税されます。同様に、取り壊した家屋の固定資産税についても、そのまま課税されますが、翌年から減額となりますので、税務課(千代田庁舎)までご連絡ください。登記済の建物を取り壊した時は、法務局で滅失登記をしてください。

【固定資産の所有者が死亡したとき】

所有者が死亡した場合には、その義務は相続人に受け継がれることとなっています。その相続人とされる方は、市に申告または報告することが義務付けられていますので税務課へ提出してください。また、固定資産の登記手続きは、法務局にお問い合わせください。

⇒相続人代表者指定届

【未登記家屋の所有者が変更したとき】

所有者を変更した旨の届出を税務課(千代田庁舎)へ提出してください。

⇒未登記家屋所有者変更届

【事業用資産(償却資産)を所有しているとき】

償却資産の申告が必要となりますので、賦課期日現在に所有する償却資産を1月末日までに税務課(千代田庁舎)へ申告してください。

⇒償却資産申告書

【住所を変更したとき】

住所を変更した旨の届出を税務課(千代田庁舎)へ提出してください。

海外等へ居住するとき

市内居住者を管理人に指定し、納税をしてもらうことができます。

(ただし、納税管理人になることへの同意を得られている事が前提となります)

⇒納税管理人申告書

●登記手続

水戸地方法務局土浦支局 ☎029-821-0783

④軽自動車税

4月1日現在、かすみがうら市を主たる定置場所とする、原動機付自転車、軽自動車、二輪の小型自動車及び小型特殊自動車を持っている方に課税されます。

軽自動車税は4月1日現在、原動機付自転車(125cc以下)、小型特殊自動車、二輪の小型特殊自動車および軽自動車を所有している方に課税されます。

普通自動車と異なり、年の途中に廃車しても、月割り課税による還付はされません。



税金



税金

●申告場所

原動機付自転車、小型特殊自動車

(ナンバー:かすみがうら市****など)

※かすみがうら市税務課

☎0299-59-2111/029-897-1111

軽自動車(三輪・四輪)

(ナンバー:土浦40****、土浦50****など)

※軽自動車検査協会茨城事務所 土浦支所

☎050-3816-3106

軽自動車(二輪)、二輪の小型特殊自動車

(ナンバー:土浦****、1土浦****など)

※茨城運輸支局 土浦自動車検査登録事務所

☎050-5540-2018

●原動機付自転車、小型特殊自動車の登録と廃車

(125ccを超える軽自動車(二輪車含む)については、上記の各申告先へお問い合わせください。)

登録は、購入(譲受)してから15日以内に「販売証明書」「譲渡証明書」と印鑑を準備の上行なってください。様式は市HPからのダウンロードもご利用になれます。(手続場所/税務課(千代田庁舎)、霞ヶ浦窓口センター)

⇒軽自動車税申告(報告)書兼標識交付申請書

廃車は、使用しなくなった日から30日以内に「標識」「標識交付証明書」と印鑑を準備の上行なってください。様式はダウンロードもご利用になれます。

(手続場所/税務課(千代田庁舎)、霞ヶ浦窓口センター、中央出張所)

⇒軽自動車税廃車申告書兼標識返納申請書

盗難・紛失の場合には、速やかに警察に届出をして、廃車手続きをしてください。

●軽自動車の減免について

身体に障がいのある方などが所有する軽自動車で、一定の要件を満たす場合、軽自動車税が減免されます。申請方法など詳しくはお問い合わせください。

⑤ 国民健康保険税

国民健康保険税は、国民健康保険に加入している方の世帯主に課税される税金で、医療費、後期高齢者支援金および介護納付金の支払いに使われます。

※40歳以上64歳以下の方は、介護保険分と併せて課税されます。

⑥ 市税等の納期

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市・県民税			1期		2期		3期		4期			
固定資産税	1期			2期		3期		4期				
軽自動車税		全期										
国民健康保険税				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
後期高齢者医療保険料				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	

⑦ 口座振替をご利用ください

市税等を銀行などの金融機関で、口座振替により納付することができます。口座振替は、納期ごとに金融機関へ出向く必要もなく、とても便利です。

口座振替は、納期限日に指定の預貯金口座から自動的に納付できる便利な制度です。

手続は...

◇口座振替(自動振込)依頼書を金融機関・郵便局に提出してください。

◇依頼書は、市役所(千代田庁舎、霞ヶ浦庁舎)、中央出張所、市内の取扱金融機関及び郵便局に用意してあります。

《口座振替取扱金融機関・郵便局のご案内》

筑波銀行、常陽銀行、三菱UFJ銀行、りそな銀行、埼玉りそな銀行、東日本銀行、茨城県信用組合、水戸信用金庫、中央労働金庫、水郷つくば農業協同組合、茨城県信用漁業協同組合連合会、ゆうちょ銀行(郵便局)

⑧ 口座振替のできる市税など

市・県民税(普通徴収分)、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、配食サービス利用者負担金、保育料、児童クラブ(延長保育)負担金、下水道事業受益者負担金・分担金、上・下水道使用料

※市・県民税(特別徴収)、法人市民税の口座振替はできません。

⑨ 納期限内納付にご協力をお願いします

市税等の納付を忘れて納期限を過ぎますと、未納扱いとなります。

未納になると、本来納付すべき税額のほかに、督促手数料や延滞金も納付しなければなりませんので、納期限内納付にご協力をお願いします。

※税金を未納のままにしておくと、差押等の滞納処分を受けることがあります。

※領収証の再発行はできませんので、大切に保管してください。

⑩ 税の証明

必要とする証明書の取扱窓口が異なる場合がありますので、ご確認の上、ご請求ください。

種類		手数料		取扱窓口
固定資産税	☐ 登載証明書	300円	5筆(棟)まで300円、6筆(棟)以上は1筆(棟)につき60円加算	千・税務課 霞・窓口センター 中央出張所
	☐ 評価証明書			
	☐ 公課証明書			
	☐ 課税台帳記載事項証明書			
	☐ 資産証明書	300円	現況確認を伴う場合は、500円	千・税務課 霞・窓口センター
	現況証明書			
	専用住宅証明書			
	滅失証明書			
閲覧	☐ 土地家屋償却資産課税台帳(名寄帳)	300円		千・税務課／霞・窓口センター 中央出張所
	土地台帳			千・税務課
	公図			千・税務課 霞・窓口センター
	■ 申告用課税証明書	無 料		
市民税	■ 所得証明書	300円	軽自動車用は無料	千・税務課 霞・窓口センター 中央出張所
	■ 課税証明書			
	■ 非課税証明書			
	■ 申告書の写し			
	所在証明書			
納税	■ 固定資産税	300円	車検用は無料	千・税務課 霞・窓口センター 中央出張所
	■ 市・県民税			
	■ 軽自動車税			
	■ 法人市民税			
	■ 国民健康保険税			
	■ その2(未納がない証明)			

注) 千・税務課→税務課(千代田庁舎) 霞・窓口センター⇒霞ヶ浦窓口センター

● 委任状が必要な場合(上記一覧表にて)

☐ の証明書を本人(代表者)以外が申請する場合

■ の証明書を本人もしくは同一世帯員以外の方が申請する場合

● 申請の際に必要なもの

本人の場合 ・本人を確認できる書類(官公署発行の顔写真付きの身分証明書(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、在留カードなど))

代理人の場合 ・代理人を確認できる書類 ・委任状が必要な場合は、委任状(または代理人選任届)

法人の場合 ・窓口に来た方を確認できる書類 ・委任状(代理人選任届)または代表者印

Kasumigaaura Photogallery



●郵送による請求方法

申請方法

1. 税務証明交付申請書をダウンロードするか、もしくは便箋等に以下の必要事項を明記したものを同封ください。

◇記載内容

【共通事項】

- ▽申請をしたい証明、年度、通数
- ▽申請（使用）目的
- ▽申請者名、生年月日、押印
- ▽現住所
- ▽日中連絡のとれる連絡先

【市民税関係の証明書の場合】 ※共通事項に加えて

- ▽かすみがうら市にお住まいの時の住所

【資産税関係の証明書の場合】 ※共通事項に加えて

- ▽土地・家屋の別
- ▽物件の所在地

【法人市民税関係の証明書の場合】 ※共通事項に加えて

- ▽事業年度

2. 手数料分の郵便小為替をご用意ください。
3. 返信用封筒に宛先を記入の上、切手を貼付してください。
4. 本人確認書類の写し
(免許証などの写真付き身分証明書など)
5. 上記1～4を封筒に入れ、下記まで郵送してください。

〒315-8512 かすみがうら市税務課

⇒税務証明書交付申請書

※申請は、本人のみとなります。

※市民税関係の場合、必要年度の1月1日現在かすみがうら市に居住していた方が対象となります。

※証明書は、申請書が届いた当日（閉庁日を除く）発行する事を原則としていますが、送付日数がかかりまのでご了承ください。お急ぎの場合は、速達でご請求ください。

⑪ 税に関するお問い合わせ先

●固定資産税・市民税・軽自動車税は…

かすみがうら市税務課

☎0299-59-2111

●国民健康保険税は…

かすみがうら市国保年金課

☎0299-59-2111

●不動産取得税・自動車税など 県民税は…

茨城県土浦県税事務所

☎029-822-7203 (納税・証明窓口・口座振替)

☎029-822-7205 (自動車税・納税相談)

☎029-822-7212 (県民税・事業税)

☎029-822-7216 (不動産取得税)

●所得税・相続税など 国税は…

土浦税務署

☎029-822-1100



Kasumigaura Photo Gallery





健康保険・医療福祉

国民健康保険

国保年金課(千代田庁舎)

① 国民健康保険の加入・脱退等手続き

※手続きの際は本人確認書類(運転免許証等)の提示をお願いします

※届出は必ず14日以内に

	このようなとき	必要なもの
加入するとき	ほかの都道府県から転入してきたとき	・印鑑 ・転出証明書 ※転入の手続きをとってください
	職場の健康保険をやめたとき、被扶養者から外れたとき	・印鑑 ・職場の健康保険をやめた日のわかる証明書(資格喪失証明書、退職証明書など) ・職場の健康保険の被扶養者に該当しなくなった日のわかる証明書(資格喪失証明書など)
	子どもが生まれたとき	・印鑑 ・保険証
	生活保護を受けなくなったとき	・印鑑 ・保護廃止決定通知書
	外国人が加入するとき	・外国人登録証明書 ・パスポート
脱退するとき	ほかの都道府県へ転出するとき	・印鑑 ・保険証
	職場の健康保険に加入したとき、扶養者になったとき	・印鑑 ・保険証 ・加入した健康保険証もしくは資格証明書(加入者、加入日がわかるもの)
	加入者が亡くなったとき	・印鑑 ・保険証
	生活保護を受けるようになったとき	・印鑑 ・保険証 ・保護開始決定通知書
	外国人が脱退するとき	・保険証 ・外国人登録証明書
変更手続きが必要なとき	県内(市内含む)で住所が変わったとき	・印鑑 ・保険証 ・転入の場合には、転入前の市町村の転出証明書
	世帯主・氏名等が変わったとき	・印鑑 ・保険証 ・年金証書
	高校・大学進学にあたり、他の市区町村に転出するとき	・印鑑 ・保険証 ・在学証明書
	卒業や中退により、学生の身分を失ったとき	・印鑑 ・学生でなくなったことを証明する書類(卒業証明書など) ・保険証
その他	保険証をなくしたとき(あるいは汚れて使えなくなったとき)	・印鑑 ・使えなくなった保険証など

● 出産育児一時金

被保険者が出産した場合に40万4千円を支給します。(産科医療保障制度対象分娩は42万円)

出産費については、病院へ直接分娩費用を振込む直接支払制度があります。

● 葬祭費

被保険者が死亡した場合に5万円を支給します。(喪主のわかる会葬礼状または領収書の写しを添付)

● 療養費

コルセットなどの補装具代や、保険証を持たずに受診するなど一旦全額自己負担した場合は、申請し審査で決定すれば自己負担分を除いた分が支給されます。

● 高額療養費

1ヶ月の医療費の自己負担額が高額になったとき、申請して認められれば限度額を超えた分が支給されます。70歳未満と70歳以上では自己負担限度額が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。



健康保険・医療福祉

医療福祉(マル福)制度

国保年金課(千代田庁舎)

医療福祉制度(マル福)とは、一定の条件を満たした方が健康保険を使って医療機関等にかかった場合、一部負担金を助成する制度です。

また、次のようなときには届け出が必要です。

- ・健康保険証の種類・記載内容が変わったとき。
- ・住所・氏名が変わったとき。
- ・転出するときや母子・父子家庭でなくなったとき、障害の程度が変更になったとき。
- ・振込先が変わったとき。

※有効期限が切れた受給者証は返却願います。

◆【注意事項】お子さんが保育所・幼稚園・小学校・中学校・高校等へ通っている保護者の方へ

学校など(保育所を含む)の管理下における災害(負傷など)については、学校など(保育所を含む)で加入する日本スポーツ振興センター災害共済給付制度が優先です。

よって、学校管理下で発生した災害(負傷など)で医療機関などへ受診する場合は、健康保険証だけを提示して受診し、後日、学校など(保育所を含む)を通じて日本スポーツ振興センター災害共済給付制度へ請求してください。この場合は、医療福祉費助成の対象となりません。

なお、日本スポーツ振興センター災害共済給付制度の範囲外の場合は、医療福祉費で助成しますので、償還払いの申請をしてください。

① 対象となるのは？

かすみがうら市に住所がある方で、各種健康保険に加入されている方のうち、次のいずれかに該当する方です。ただし、それぞれ扶養人数などに応じた所得の制限があり、これを超える所得のある方は受給できません。

種類	対象者	期間	更新の時期
妊産婦	母子手帳を交付された妊産婦	母子手帳交付日の月の初日から出産日(流産を含む)の翌月の末日まで	なし
小児	0歳から高校生年齢相当までの児童 ※ひとり親家庭マル福と重複した場合は、小学校6年生まで「小児マル福」が優先となります ※高校生年齢相当の方は、平成30年10月1日から入院のみが助成対象となります。	出生の日から高校3年生の学年末まで(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	誕生月の下旬(1日生まれは誕生月の前月の下旬)
ひとり親家庭(母子・父子)	離婚、死別などにより配偶者のない方で、18歳未満の児童を監護している方およびその児童 配偶者が重度心身障害者マル福を受給している方と監護されている児童	児童が18歳になる学年末まで(重度心身障害者の場合や、高校在学の場合などは20歳まで)	毎年6月下旬
重度心身障害者	身体障害者手帳1級、2級もしくは内部障害3級の交付を受けている方(内部障害…心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルス、肝臓機能障害) 療育手帳の判定がマルAまたはAの方 身体障害者手帳3級かつ療育手帳の判定がBの方 障害年金1級を受給している方 特別児童扶養手当1級の支給対象となった児童 ※65歳以上75歳未満の方は後期高齢者医療制度に加入が要件	左記の障害の状態でなくなるまで	毎年6月下旬

※平成31年度に一部制度変更が予定されています。詳しくはお問合せください。

Kasumigaura Photo Gallery



② 助成を受けるためには、受給者証の交付申請が必要です

申請の際には、以下の書類を持参のうえ、市役所窓口にて申請してください。申請が遅れた場合、原則としてさかのぼりいたしません。

種類	健康保険証 (対象者の名前が 入ったもの)	印鑑	所得控除額が わかる証明書※1	口座番号の わかるもの※2	母子手帳	ひとり親である ことを証明する 書類※3	障害の程度を 証明する書類※4
妊産婦	○	○	○	○	○	—	—
小児	○	○	○	○	—	—	—
ひとり親家庭	○	○	○	○	—	○	—
重度心身障害者	○	○	○	—	—	—	○

※1 かすみがうら市に転入された方や住所登録のない方は、所得証明書または課税(非課税)証明書が必要です。1月1日に住所登録のあった市町村で発行されます。(総所得、扶養人数、所得控除が記載されているもの) 源泉徴収票は不可。

※2 振込口座(妊産婦:本人)(小児:扶養義務者)(ひとり親家庭:母または父)

※3 児童扶養手当証書・戸籍謄本など

※4 身体障害者手帳・療育手帳・障害年金証書・特別児童手当証書または認定通知書など。

※平成31年度に一部制度変更が予定されています。詳しくはお問合せください。

後期高齢者医療制度

国保年金課(千代田庁舎)

●対象者について

- ・75歳以上の方
- ・一定の障害があると認定された65歳以上75歳未満の方

●保険証について

- ・茨城県後期高齢者医療広域連合から被保険者証(保険証)が一人ひとりに交付されます。
- ・保険証の有効期間は原則として8月1日から翌年7月31日までの1年間で、更新の際は、毎年7月末までに簡易書留により被保険者へ郵送します。ただし、保険料の納付状況により、有効期限及び更新時期が異なる場合があります。

●保険料の納め方

- ・保険料は、年金からの天引き(特別徴収)又は納付書による納付(普通徴収)の2通りに分かれますので、市役所から送付する通知の内容をご確認ください。
- ・納付書による納付は、金融機関に「口座振替依頼書」を提出することにより、口座振替の方法にすることができます。
- ・年金天引きによる納付は、「徴収方法変更申請書」を国保年金課に提出し、金融機関に「口座振替依頼書」を提出することで、普通徴収(口座振替)の方法に変更することができます。(保険料の納付状況により変更できない場合があります。)

●医療機関での自己負担について

- ・医療機関での自己負担は1割です。ただし、現役並み所得者は3割となります。

- ・現役並み所得者…同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の後期高齢者医療制度の被保険者がいる方。ただし、年収が下記のいずれかに該当する方は、国保年金課へ申請することにより、1割負担となります。

※被保険者が世帯に1人の場合…総収入の額が383万円未満

※被保険者が世帯に2人以上の場合…総収入の合計が520万円未満

※被保険者が世帯に1人で、同じ世帯に70歳以上75歳未満の方がいる場合…被保険者と70歳以上75歳未満の方の総収入が520万円未満

●医療費が高額になった時について

- ・1か月(同じ月内)の医療費の自己負担額が次ページの自己負担額を超えた場合、申請して認められると限度額を超えた分が高額療養費として、茨城県後期高齢者医療広域連合から支給されます。
- ・高額療養費の該当となる場合は、診療を受けた3～4か月後に、茨城県後期高齢者医療広域連合から申請書類が届きますので、国保年金課へ申請してください。
- ・手続きに必要なもの…高額療養費支給申請書、印鑑、保険証、被保険者の通帳(本人以外の口座を指定する場合は委任状が必要)



所得区分	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)	
現役並み所得者	—	課税所得	690万円以上 252,600円+(医療費-842,000円)×1% ☆4回目以降の場合 140,100円
	—		690万円未満380万円以上 167,400円+(医療費-558,000円)×1% ☆4回目以降の場合 93,000円
	—		380万円未満145万円以上 80,100円+(医療費-267,000円)×1% ☆4回目以降の場合 44,400円
一般	18,000円 年間(8月~翌年7月)の限度額144,000円	57,600円 ☆4回目以降の場合 44,400円	
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円	

☆当月を起点に過去12カ月以内に世帯単位の限度額を超えた支給が3回以上あった場合、4回目以降の自己負担限度額が下がります。(ただし、保険者が変わった場合は回数通算はされません。)

同一医療機関でのひと月の保険適用分にかかる支払いが上表を越える場合は、所得区分が「一般」の方若しくは「現役並み所得者のうち課税所得が690万円以上」の方を除き、認定証が必要となりますので、申請してください。(保険証の更新時に保険証と一緒に交付されている場合は、申請の必要はありません。)

・手続きに必要なもの…印鑑、身分証明書

※低所得者Ⅱ…世帯全員が住民税非課税の場合

※低所得者Ⅰ…世帯全員が住民税非課税で、所得が一定基準以下の場合

●高額医療・高額介護合算療養費制度(1年で計算します)

医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、医療保険と介護保険の両方の自己負担を年間(毎年8月~翌年7月末まで)で合算し、下記の限度額を超えた場合にその超えた分が支給されます。

現役並み所得者	課税所得	690万円以上	2,120,000円
		690万円未満380万円以上	1,410,000円
		380万円未満145万円以上	670,000円
一般			560,000円
低所得者Ⅱ			310,000円
低所得者Ⅰ			190,000円

・手続きに必要なもの…高額介護合算療養費等支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書、印鑑、被保険者と介護受給者の通帳(本人以外の口座を指定する場合は委任状が必要)

※2年を過ぎると時効になり、申請できなくなります。

●コルセット等の補装具を作ったとき

・医師の指示によりコルセット等の補装具を作ったときは、申請して認められると、自己負担分を除いた額が支給されます。

・手続きに必要なもの…保険証・医師の作成指示書・補装具の領収証・印鑑・本人口座の通帳(本人以外の口座を指定する場合は委任状が必要)

●葬祭費について

・被保険者が亡くなったときは、葬祭を行った方へ葬祭費が支給されますので、国保年金課で申請の手続きをしてください。

・手続きに必要なもの…亡くなった方の保険証・葬祭を行った方の印鑑・葬祭を行った方の口座の通帳(本人以外の口座を指定する場合は委任状が必要)・会葬礼状又は葬祭の領収証の写し

●交通事故にあったとき

・交通事故など、第三者の行為によってけがや病気になった場合、届け出をすることにより、後期高齢者医療制度で医療費を立て替え、後日、加害者へ請求することになります。

・手続きに必要なもの…保険証・印鑑・事故証明書等





国民年金

国民年金

国保年金課(千代田庁舎)

20歳から60歳までの方は、国民年金に加入しなければなりません。

加入対象者 第1号被保険者…農林漁業、自営業、学生の方など

第2号被保険者…厚生年金保険、共済組合に加入している方

第3号被保険者…第2号被保険者に扶養されている配偶者

希望すれば加入できる人(任意加入被保険者)

・日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の方

※昭和40年4月1日以前生まれの方については、受給資格期間等を満たすことができる場合は70歳まで加入できます。

・日本国籍を有する者で外国に在住している日本人(20歳以上65歳未満)

・日本国内に住所を有する60歳未満の退職年金や老齢年金の受給権者

学生を対象とした保険料納付の猶予や、経済的な理由による保険料納付の免除などが適用される制度があります。

①こんなときは届出を…

届出をする際には、本人確認ができるものを持参してください。(運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど)

◆国民年金に入るとき

内容	届出に必要なもの	届出先
20歳になったとき 【資格取得届書(20歳適用)】	印鑑 ※第3号被保険者(厚生年金や共済組合等に加入している配偶者に扶養されている方)は、配偶者の勤務先に提出します。	国保年金課
会社をやめたとき	・退職年月日のわかる書類 ・印鑑 ・年金手帳 ・マイナンバーがわかるもの	
会社員である配偶者の扶養からはずれたとき	・資格喪失年月日のわかる書類 ・印鑑 ・年金手帳 ・マイナンバーがわかるもの	
海外から転入したとき	・印鑑 ・パスポート ・(マイナンバーがわかるもの、年金手帳)	
任意加入するとき 上記希望すれば加入できる人の場合	・印鑑 ・年金手帳 ・金融機関口座の分かるもの ・金融機関口座届出印 ・マイナンバーがわかるもの	

◆国民年金をやめるとき

内容	届出先
会社へ就職した	お勤め先の会社
配偶者に扶養されるようになった	配偶者のお勤め先

◆その他

内容	届出に必要なもの	届出先
第1号被保険者が年金手帳をなくしたとき	・印鑑 ※第2号(会社員)、第3号(会社員の扶養者)の場合は、会社へお問い合わせください。 ・マイナンバーがわかるもの	国保年金課
障害基礎年金を受給したとき	・印鑑 ・年金証書 ※法定免除の提出が必要です。	
保険料を納められないとき 【保険料免除・納付猶予申請書】	・印鑑 ・年金手帳 ・雇用保険被保険者離職票等 ・公務員またはこれに準ずる方は退職辞令書 ・マイナンバーがわかるもの	
学生の方で保険料を納められないとき 【学生納付特例申請書】	・印鑑 ・学生証の写しまたは在学証明書 ・マイナンバーがわかるもの ※退職し学生になった方は、雇用保険被保険者離職票等が必要です	
免除された保険料を納付(追納)するとき	・印鑑 ・年金手帳 ・マイナンバーがわかるもの ※国民年金保険料追納申出書の提出が必要です。 ※追納は口座振替およびクレジット納付はできません。	

※マイナンバーがわかるもの…通知カード、個人番号カード、個人番号記載の住民票など



生活環境

ごみ

生活環境課(霞ヶ浦庁舎)
環境クリーンセンター ☎0299-59-4649

① ごみの収集

- ・ごみは、収集当日の午前8時までに集積所に出してください。
- ・事業系ごみは、許可業者に依頼するか自己搬入してください(有料)。
- ※ごみの収集日・出し方については、各庁舎にて配布している「ごみ収集カレンダー」または市ホームページの「イベントカレンダー」→「ごみカレンダー」を参照ください。

② ごみの分類

ごみの分類は「ごみ収集カレンダー」裏面に記載されている「ごみの分類表」に従ってください。市ホームページ「くらし・手続き」→「ごみ・リサイクル」→「ごみの分類」からも確認できます。

③ 生ごみ処理容器等設置事業補助

一般家庭から出る生ごみの減量を図るため、生ごみ処理容器の購入費の一部に対し補助金を交付します。
(対象容器および補助金額)

コンポスト容器	1世帯2基まで1基当たり4,000円を限度 (補助率4分の3)
EMiばかし容器	1世帯2基まで1基当たり2,000円を限度 (補助率4分の3)
電気式生ごみ処理機	1世帯1基のみ20,000円を限度 (補助率4分の3)

④ 資源物回収事業補助

再資源として利用できる資源物の積極的な集団回収を促進するため、補助金を交付します。

広告

【補助対象者】

子ども会など、町内会、自治会および他地域住民で組織された団体であり、かつ、回収を自ら実施し、営利を目的としない団体で、あらかじめ資源物を回収する団体として市に登録した団体とする。(団体の構成員は、原則として10人以上とする。)

【補助金額】

補助金額は、資源物の回収を実施した団体に対して、年間基本額として5千円のほか、回収した資源物の総重量に1kg当たり5円を乗じた金額とする。ただし、1団体あたり3万5千円を上限とする。また、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

補助の申請方法等については、生活環境課にお問い合わせいただくか、市ホームページ「くらし・手続き」→「ごみ・リサイクル」→「ごみの減量化・リサイクル」から確認できます。

⑤ 環境クリーンセンターのご案内

◆環境クリーンセンターへの自己搬入およびごみ処理手数料について

自己搬入ごみの受付時間	
月～金曜	午前8時30分～午前11時30分 午後1時～午後4時30分
土曜	午前8時30分～午前11時45分まで
休日	日曜、祝日、振替休日、12月29日～翌年1月3日

※本人確認書類(運転免許証など)を持参してください。
※車両から降ろしやすいように分別して積載してください。

【ごみ処理手数料】

ごみの種類	手数料額
家庭ごみ	10kgにつき100円
事業系ごみ	10kgにつき200円
高分子ごみ	10kgにつき500円

「社会に貢献するための技術集団」を経営理念とし
設計・製作・据付までの一貫した企業活動を
展開してまいります

従業員随時募集

事業内容

プラント関係・産業機器関係
工作機械関係・配管/治工具関係
特殊/施策/機械加工関係
有限会社 ワークサポート
かすみがうら市深谷 332-1
TEL 029-898-3551

地域に支えられ地元で 40 年
これからも皆様の生活を守ります



**不用品の回収
遺品の整理**
有限会社千代田衛生
かすみがうら市上稲吉 17-3
TEL.0299-59-2358

◆取り扱わないごみについて

・以下のものは、環境クリーンセンターでは取扱いできません。集積所へ出さず、以下の方法でリサイクルおよび処理をしてください。

エアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機

郵便局で家電リサイクル券を購入します

お近くの家電小売店に引き取りを依頼します
※家電製品の買い替えや、その小売店で購入した製品に限って回収を行う場合が多いのでご注意ください

指定引き取り場所に持ち込むか、許可業者に回収を依頼します

指定引き取り場所

市内指定引き取り場所

かすみがうら市央倉5685-1
イバラキ流通サービス株式会社
☎029-832-1800

リサイクル手数料(1台あたり)	
エアコン	972円程度
テレビ	〈15型以下〉1,836円程度
	〈16型以上〉2,916円程度
冷蔵庫	〈170L以下〉3,672円程度
	〈171L以上〉4,644円程度
冷凍庫	〈170L以下〉3,672円程度
	〈171L以上〉4,644円程度
洗濯機	2,484円程度
衣類乾燥機	2,484円程度

※機種によって料金が異なる場合がありますので、事前にメーカー等に確認してください。

※収集運搬業者については、生活環境課に問い合わせてください。

パソコン

①メーカーのリサイクル窓口で電話で申し込んでください。または、メーカーのホームページを参照してください。

②簡単に梱包し、メーカーから送付されたゆうパック伝票を貼付して郵便局に回収を依頼します。

※平成15年10月以降に販売されたパソコンについては、無料で引き取られます。それ以前に販売されたパソコンについては、回収再資源化料金が発生します。

※マウス・キーボード・ケーブルなどの付属品は、パソコンと一緒に排出された時のみ併せて回収します。

※倒産したメーカー、事業撤退したメーカーのパソコン、自作のパソコンは、パソコン3R推進協会へ問い合わせてください。

〔一般社団法人パソコン3R推進協会〕

☎03-5282-7685

産業廃棄物	許可を得ている産業廃棄物処理業者へ依頼してください
建築廃材(コンクリートがれき・ブロック・鉄骨・材木等)	専門の処理業者へ依頼してください
ガスボンベ・消火器等	販売店へ処理を依頼してください
薬物・劇物・塗料・オイル等	販売店へ処理を依頼してください

広告

じゅんかんコンビニ

QUOカードなどと交換できる

ご家庭にある不要な資源物を

ポイントに!!

■ 鉄・非鉄・リサイクル処理施設 ■ 廃自動車解体・破砕処理施設 ■ 産業廃棄物中間処理施設 ■ 一般廃棄物中間処理施設

資源と環境を大切にしています



株式会社 **やまたけ**



土浦営業所 茨城県かすみがうら市加茂5303-6
TEL 029-828-0721(代) FAX 029-828-0723
E-mail tsuchiura@yama-take.co.jp
URL <http://www.yama-take.co.jp>

本 社 東京都足立区西新井5-35-13

三郷営業所 埼玉県三郷市上彦名522



◆小型家電リサイクル法対象品目の処分方法

携帯電話や携帯ゲーム機等の小型家電製品には、再資源化できる希少金属が多く含まれています。そのため、小型家電リサイクル法(使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律)により、資源のリサイクルを促進しなければならないこととなっております。

- ①「粗大ごみ」の回収日に集積所に出す。
- ②生活環境課窓口または環境クリーンセンターに設置された回収ボックスに入れる。

◆蛍光灯などの水銀使用廃製品について

蛍光灯や水銀体温計などに使用されている水銀は、破損により人体に悪影響が懸念されることから、平成29年4月1日から拠点回収を実施しています。

また、不燃ごみとしての回収も行いますが、ごみ集積所に出すときは、購入時に入っていた箱に入れるなど破損させないように気を付けましょう。

※拠点回収とは…市町村などが設置する回収拠点に住民が廃棄物を持ち込み、それを市町村などが回収する方法。

- ・回収拠点
千代田庁舎・霞ヶ浦庁舎・中央出張所(働く女性の家)
- ・対象となる水銀使用廃製品
蛍光管、ボタン電池、水銀体温計、水銀温度計、水銀血圧計など

拡大図



環境クリーンセンターのお問い合わせ先

☎0299-59-4649

住所:かすみがうら市上佐谷31-1

案内図は上記のとおり



新治地方広域事務組合環境クリーンセンター

Kasumigaura Photogallery



上下水道

① 上水道

水道課(水道事務所)

☎029-897-1346(上下水道お客様センター)

水道の給水開始または中止する場合は、届出が必要となります。

各種変更手続

水道の使用に下記の異動が生じた場合は、変更手続きが必要となります。

- 1.所有者を変更するとき
- 2.使用者を変更するとき
- 3.用途・口径を変更するとき

水道料金

[月々の水道料金(メーター使用料含む)]※平成30年4月1日現在

	基本料金(1ヶ月につき)		超過料金(1m ³)		メーター使用料	
	水量	料金	水量	料金	1個につき	
一般用 および共用 営業用 団体用	0m ³	1,620円	1～10m ³ まで	48.6円	口 径	使用料
			11～30m ³ まで	205.2円	13mm	54.0円
			31～50m ³ まで	226.8円	20mm	108.0円
			51～100m ³ まで	259.2円	25mm	118.8円
			101m ³ 以上	270.0円	30mm	183.6円
臨時用				810円	40mm	216.0円
					50mm	1,080.0円
					75mm	1,404.0円

(計算式)

基本料金 + (超過水量 × 超過料金) + メーター使用料 = 水道料金

※水道料金の1円未満は切り捨てる。

備考

- 1.営業用とは、法人、料理飲食店、旅館等営業に使用するものをいう。
- 2.団体用とは、官公署、学校、福祉施設、事業場等において使用するものをいう。
- 3.臨時用とは、臨時に使用するものをいう。

加入分担金

新たに水道を引いたり、口径の変更を行なう場合に負担していただくものです。 ※平成28年4月1日現在

量水器口径	13mm	97,200円
	20mm	162,000円
	25mm	194,400円
	30mm	280,800円
	40mm	356,400円
	50mm	810,000円
	75mm	810,000円

生活環境

広 告

電気・給排水・土木
リフォーム・工事一式

かすみがうら市
上下水道指定工事店

(株)木村電気

代表 木村 一正

かすみがうら市稲吉5-21-14

☎(029)831-8740
(FAX)831-4878

水をきれいに



排水管、水回り、清掃、点検なら

SERVICE 株式会社
JK 受水槽管理サービス

〒300-0121

かすみがうら市栄倉 6198-116

Tel.029-875-3174

受水槽管理サービス

検索



給排水衛生設備工事
土木工事業・とび土工事業・管工事業
舗装工事業・水道施設工事業

(株)千代田機工

かすみがうら市下郷部 1239

TEL 029-896-0654

かすみがうら市 上・下水道指定工事店

つくば市 上・下水道指定工事店

土浦市 上・下水道指定工事店

湖北水道企業団 指定工事店

石岡市 上・下水道指定工事店

小美玉市 上・下水道指定工事店

行方市 上・下水道指定工事店

茨城県南水道企業団 指定工事店

牛久市 下水道指定工事店

龍ヶ崎市 下水道指定工事店

取手地方広域下水道組合 指定工事店

阿見町 上・下水道指定工事店

美浦村 上・下水道指定工事店

② 下水道

下水道課(水道事務所)

下水道および農業集落排水使用料金

(税込)

基本料金(10m ³)	1,188円
超過料金(1m ³ につき)	超過料金(1m ³ につき)
11～ 20m ³	129.6円
21～ 30m ³	140.4円
31～ 50m ³	151.2円
51～ 100m ³	162.0円
101～ 500m ³	172.8円
501～1000m ³	183.6円
1001m ³ ～	194.4円

※平成30年4月1日現在

(計算式)

基本料金 + (超過水量 × 超過料金) = 下水道料金

※下水道料金の10円未満は切り捨てる。

● 自家水および水道水・自家水併用

自家水(井戸)のみを使用している場合および水道水(市の水道)と自家水(井戸)を併用で使用している場合の下水道使用料金は、1人あたり6m³を使用したとして世帯人員分で算定します。

(例) 世帯人員が5人の場合は、5人 × 6m³ = 30m³使用したことになります。

● お住まいの人数に変更があった場合には、すみやかに「公共下水道・農業集落排水処理施設使用世帯員数変更届」を提出してください。

● 下水道を守るための正しい使用のお願い

・台所では

調理くず(野菜・肉や魚のくず)は水をよく切りごみとして出してください

⇒対処法(三角コーナーや水切りネットの利用、排水口へネットを付けることで取り除けます。)

・洗面所、お風呂場では

髪の毛はごみとして出してください。

⇒対処法(排水口へネットを付けることで取り除けます。)

・廃油を流さないで(下水道管のつまりの原因)

⇒対処法(調理に使用した油は、固めたり、新聞紙などでふき取って、ごみとして出してください。)

火葬場

火葬場

地区	施設名	電話番号
千代田地区	石岡地方斎場	0299-22-6828
霞ヶ浦地区	霞ヶ浦聖苑	0299-55-2710

公園

都市整備課(霞ヶ浦庁舎)

都市整備課で管理している公園をご案内します。

都市公園

施設名	所在地
大塚ファミリー公園	下稲吉1873-3
逆西第一児童公園	稲吉2-6-25付近
稲吉ふれあい公園	稲吉4-10付近
桜塚公園	下稲吉2607-72

その他の公園

施設名	所在地
第2常陸野公園	中佐谷671-1
フルーツ公園通り	稲吉二丁目

都市公園、第2常陸野公園の使用については、行為許可申請が必要です。

広 告

- ◇浄化槽清掃・し尿汲み取り
- ◇浄化槽保守点検
- ◇排水管清掃(オゾン水高圧洗浄)
- ◇一般廃棄物収集運搬
- ◇産業廃棄物収集運搬

〈本 社〉 石岡市東田中482
 〈事務所〉 石岡市染谷1846-50
 〈営業所〉 かすみがうら市下稲吉1628-1

有限 環境保全
 会社

TEL 0299-24-3106
 FAX 0299-24-3176

浄化槽のことならお任せください!

排水管の詰り・においが気になる時は高い殺菌効果のあるオゾン水高圧洗浄がおすすめです。

Kasumigaura PhotoGallery



道路

道路課(霞ヶ浦庁舎)

① 道路の使用手続き

市道で下記のようなことを行う場合には、市の許可が必要です。

- ・市道に水道管、下水道管等を埋設する場合。
- ・車両等の出入りのため、市道の舗装や道路施設等を変更する場合。
- ・工事等により、足場、仮囲い、資材置場等として市道を使用する場合。

※国道及び県道についても同様に、国土交通省、茨城県への許可手続きが必要となります。

② 道路境界の確認

私有地と道路、水路など、公共用地との境界を明確にしたい場合は、個人において境界測量を実施することとなります。境界立会については道路課へ申請してください。

③ 道路の破損等を発見したら

市道が陥没していたり法面が崩れたりなど、道路の破損を見つけた際は、道路課までご連絡ください。

④ 側溝内の土砂清掃

市が管理する道路側溝(U字溝)に土砂が堆積し雨水があふれている場所を見つけた場合には、道路課までご連絡ください。

また、行政区等で市道の側溝清掃を実施して頂ける場合には、土嚢袋の支給や回収を道路課で行いますので、ご連絡ください。

⑤ 私有地からの樹木の枝払い

道路上の樹木の張り出しは歩行者や車両の通行の妨げになりますので、安全確保のためにも樹木の管理にご協力をお願いします。なお、作業をする場合は、歩行者や車両の安全を十分確保し樹木からの転落に注意してください。また、電線等がある場所での作業は危険を伴いますので、東京電力やNTTへ連絡してください。

都市整備

都市整備課(霞ヶ浦庁舎)

◆屋外広告物

屋外広告物とは、常時又は一定の期間継続して、屋外で、公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、広告旗、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいいます。屋外広告物を表示するときは、原則として市長の許可を受けることが必要です。

また、茨城県屋外広告物条例により、どんな場合であっても表示することができない広告物、広告物を表示してはいけない場所や物件、許可を行うにあたっての基準等が定められています。

◆公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出

次の土地について、有償で譲渡しようとするときは、土地所有者は譲渡しようとする日の3週間前までに市長へ届出してください。

土地の区分	届出が必要な面積
都市計画施設等の区域	200㎡以上
上記以外の市街化区域	5,000㎡以上
上記以外の都市計画区域 (市街化調整区域を除く)	10,000㎡以上

◆公有地の拡大の推進に関する法律に基づく申出

次の土地について、地方公共団体等による買取りを希望するときは、土地所有者は市長へ申出ができます。

土地の区分	申出ができる面積
都市計画施設等の区域	200㎡以上
都市計画区域	

◆国土利用計画法に基づく届出

次の土地について、売買、一時金を伴う地上権や賃借権の譲渡又は設定、交換等の取引を行ったときは、権利取得者(譲受人)は契約締結日から2週間以内(契約締結日を含む)に市長へ届出してください。

土地の区分	届出が必要な面積
市街化区域	2,000㎡以上
市街化区域以外の都市計画区域	5,000㎡以上
都市計画区域外の区域	10,000㎡以上



生活環境

自治組織

市民協働課(霞ヶ浦庁舎)

行政区とは？

かすみがうら市では、一定の地域に住む人々によって自主的につくられた自治会等の組織(団体)を総称して「行政区」、その代表者を「行政区長」と呼んでいます。行政区は、快適で住み良いまちづくりを推進するため、地域における様々な問題解決に取り組み、地域住民との交流と親睦を深めながら連帯意識の向上に努めています。言い換えれば、住み良いまちづくりの最前線基地といえます。

行政区の活動

◆行政情報の伝達

市の広報誌やお知らせ等の配布・回覧

◆環境美化の推進

地域内の清掃、ゴミ集積所の設置及び管理

◆防災・防犯活動

危険箇所の確認と情報提供

避難箇所の確保と周知

自主防災組織の活動

防犯灯の設置や管理

◆交通安全活動

危険箇所の確認

カーブミラーの管理

◆住民同士の交流と親睦、互助活動

お祭り・運動会等の地域行事の開催

災害(地震、火事、水害)や不幸に見舞われた時のお互いの助け合い

◆社会福祉活動

各種募金への協力

行政区の組織

◆行政区

かすみがうら市では、約180の行政区が活動しています。

行政区の組織は、地域を基盤として結成されており、その地域をいくつかの常会や班、組等に分けて自主的な活動が行われています。

◆区長会

行政区長全員によって組織された任意団体で、事業の実施、情報交換、親睦など横の連携や行政との連絡調整を行っています。

保健衛生

健康づくり増進課(霞ヶ浦保健センター)

☎029-898-2312

市民の健康づくりの拠点施設として、各種健康診査、健康教育、健康相談、予防接種などの保健事業を総合的に実施しています。

母子保健

妊娠がわかったら

妊娠の届出をしてください	母子健康手帳ほか教材を交付します。(予防接種や健診結果など、母と子の健康状態を記録する手帳や受診票などです。)
妊婦教室	安心して丈夫な赤ちゃんを産み育てるための教室です。ご家族で参加してください。

赤ちゃんが生まれたら

新生児、乳児訪問指導	母と子の健康、発育状態をみるため、新生児および乳児の家庭を訪問します。
健康診査	4カ月、1歳6カ月、2歳、3歳の子どもさんを対象に健康診査を行ないます。

予防接種

乳幼児	BCG、水痘、四種混合、麻しん風しんなどの予防接種を行ないます。
小学生	二種混合、日本脳炎の予防接種を行ないます。
高齢者・1歳～中学3年生	インフルエンザの予防接種を行ないます。
高齢者	肺炎球菌の予防接種を行ないます。

健康診査

特定健康診査(特定健診)	40歳～74歳の国民健康保険加入者 40歳～74歳の社会保険被扶養者
後期高齢者健診	後期高齢者医療保険加入者
成人健康診査	年度年齢19歳以上40歳未満を対象に行ないます。(職場・病院等で受診できる方は除きます。)
各種がん検診	胃、大腸、肺、子宮・乳、前立腺がん等の検診を行ないます。

※日程や場所・対象年齢などは、健康カレンダーをご覧ください。その他の内容等詳しくは、保健センターへお気軽にお問い合わせください。

※健康カレンダーは保健行事の年間予定が書かれたもので、保健センターのほかに市ホームページや市役所・出張所にも備え付けてありますのでご利用ください。



農業委員会

農業委員会事務局(霞ヶ浦庁舎)

●農業委員会とは

「農業委員会等に関する法律」に基づいて設置される行政委員会です。

農業委員会の意思決定は、農業委員からなる総会などで行われます。

◆農地の売買及び貸借について

農地を耕作目的で売買、贈与、貸借等(権利の設定・移転)をする場合には、農地法第3条許可申請により農業委員会の許可を受ける必要があります。

これらの許可を受けないと売買、贈与、貸借等は効力が生じません。

◆相続等により農地の権利を取得した時

相続等により農地の権利を取得した時は、農地の所在地の農業委員会にその旨を届出することが必要となります。

※この届出は農業委員会に権利取得の内容等を知らせるものであり、権利取得の効力を発生させたり、保全したりするものではありません。

◆農地の転用許可申請・届出について

農地を農地以外にすること、農地の形状などを変更して住宅、工場、商業施設、道路等にすることを『農地転用』と言います。また、この『農地転用』には農地の形状を変更しない場合でも、資材置場、駐車場のよう、耕作目的以外に使用することも含まれます。

農地転用について、農地の所有者自らが農地を農地以外のものにする場合、農地法第4条許可(市街化区域は農地法第4条届出)が必要です。

また、農地の所有者と転用事業を行う者の間で所有権移転・賃貸借権・使用貸借権等、権利の設定を行ない、農地を農地以外のものにする場合、農地法第5条許可(市街化区域は農地法第5条届出)が必要です。

◆賃貸借の合意解約について

農地の賃貸借契約について、貸し手と借り手、双方の合意により解約する場合は、農業委員会へその旨を通知(届出)することが必要です。

●その他主な業務

- ・農地の利用集積、集約について
- ・遊休農地の発生防止、解消について
- ・農業者年金について

農林業

農林水産課(霞ヶ浦庁舎)

◆農地の利用権の設定届出について

農業経営基盤強化促進法に基づき、農地所有者(貸し手)と農業者等(借り手)との間で、農地の貸し借りができる事業です。

【届出対象者】

農地所有者(貸し手)と農業者等(借り手)が連名で農用地利用集積計画に必要な事項を記入し、届出をします。※計画届出後、農業委員会総会で審議、決定され、公告後に賃貸借権が設定されます。

【メリット】

- ①公的機関が仲介するので、安心して農地の貸し借りができます。
 - ②賃貸借期間が満了すれば、離作料を支払うことなく、確実に所有者に農地が返還されます。
- ※引き続き、賃貸借を希望する場合は、再度、同様の手続きを行うことにより、再設定することができません。

◆森林の土地の所有者届出について【事後届出】

森林法に基づく、森林の土地の所有者となった方は届出が必要となります。

【届出対象者】

個人、法人によらず、売買契約のほか、相続、贈与、法人の合併などにより、森林の土地を新たに取得した方
※ただし、国土利用計画法に基づく届出を行った場合は提出不要

【届出期間】

土地の所有者となった日から90日以内

【届出先】

取得した土地のある市町村の長

【添付書類】

登記事項証明書(写しも可)又は土地売買契約書など権利を取得したことが分かる書類の写し、土地の位置図

◆森林の伐採及び伐採後の造林届出について【事前届出】

森林法に基づく、森林の伐採及び伐採後の造林届出が必要となります。

【届出対象森林】

霞ヶ浦地域森林計画対象民有林

【届出対象者】

森林所有者や立木を買い受けた者など

※立木を伐採する者と伐採後の造林を行う者が異なる場合は連名届出

【届出期間】

- ①伐採及び伐採後の造林届出
伐採を始める90日から30日前まで
- ②伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書
造林が完了した日から30日以内

【届出先】

伐採及び造林する森林のある市町村の長

【添付書類】

土地の位置図、伐採面積がわかる書類、小規模林地開発概要書(転用・開発をする場合のみ)





子育て

児童・母子福祉

子ども家庭課(千代田庁舎)

◆児童手当

中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方が支給対象となります。

【支給額】

児童の年齢	児童手当の額(1人当たりの月額)
3歳未満	一律 15,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円(第3子以降15,000円)
中学生	一律 10,000円

※児童を養育している方の所得制限があり、所得制限限度額以上の場合、特例給付として月額一律5,000円を支給します。

◆児童扶養手当

父母の離婚・父または母の死亡などによって、父または母と生計を同じくしていない児童について手当を支給する制度です。その目的は、ひとり親世帯等の生活の安定を図り、自立を促進することにあります。「児童」とは、18歳に達する日以後、最初の3月31日(18歳の年度末)までにある児童をいいます。ただし、心身におおむね中度以上の障害(特別児童扶養手当2級と同じ程度以上の障害)がある場合は、20歳未満までとなります。

なお、受給者、児童ともに国籍は問いません。

【手当の対象となる児童】

1. 父母が婚姻を解消した児童
2. 父または母が死亡した児童
3. 父または母が政令で定める程度の障害の状態にある児童
4. 父または母が生死が明らかでない児童
5. 父または母が1年以上遺棄している児童
6. 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
7. 父または母が1年以上拘禁されている児童
8. 母が婚姻によらないで生まれた児童
9. 母が児童を懐胎したときの事情が不明である児童

※手当の額は、児童数および所得により異なります。なお、所得制限があります。

◆チャイルドシート貸出のご案内

子ども家庭課では、乳幼児の保護者を対象にチャイルドシートの貸出を行っています。

【対象者】

本市に住民登録があり、6歳未満の乳幼児を養育している保護者または妊婦の方です。妊婦の方は出産予定日1ヶ月前から貸出ができます。

【貸出期間】

2年(里帰り出産の場合、3ヶ月) 1世帯で1台の利用を限度とします。

【費用】

無料 ただし、返却時にはクリーニングをしていただきます。

【申請方法】

所定の申請書に必要事項を記入し、窓口にて申し込んでください。

申請受付窓口: 子ども家庭課(千代田庁舎) / 中央出張所 / 霞ヶ浦窓口センター(霞ヶ浦庁舎)

◆いばらき子育て家庭優待制度

茨城県では、社会全体で子育て家庭を応援するため、優待制度があります。

県が配布する「いばらきKidsClub」カードを協賛店舗等で提示すると、協賛店舗等が独自に設定した優待サービスを受けられるという制度です。

なお、優待サービスの内容は、茨城県少子化対策課HPをご覧ください。

カードの配布は、妊娠中の方や在宅のお子さんのいるご家庭については、下記の窓口でお渡ししますのでご利用ください。

対象	妊娠中の方や18歳未満の子どものいる家庭(保護者1人につき1枚)
配布窓口	千代田庁舎 (子ども家庭課) 霞ヶ浦庁舎 (市民課霞ヶ浦窓口センター) 中央出張所 霞ヶ浦保健センター 地域包括支援センター
持ち物	母子手帳(妊娠中の方のみ)
協賛店舗等	茨城県少子化対策課HPをご覧ください http://www.kids.pref.ibaraki.jp/kids/pc/

広 告



子育て

社会福祉法人 廣山会
プルミッコ保育園

- 心身ともに健康で豊かな感性を持った
- 自分で考え、自分で行動する子
- 友だちと一緒にいることの喜び、友だちを大切にする子

児童クラブプルミッコ

「児童クラブプルミッコ」は、保護者の方に安心して働いて頂くために、放課後、及び休校日にお子様をお預かり致します。対象児童は、「要保護児童等不在」を原則とした小学校1年生～6年生(障害児童含む)です。

茨城県かすみがうら市稲吉南2-9-1
TEL 029-834-7003
www.premierhitachino.com

幼保連携型認定こども園

ゆめふくらむ 学び舎

月曜日～土曜日は、朝は午前7時00分から、午後は7時00分まで延長保育や預かり保育を含めて開園しています。

毎週土曜日は、自由登園日です。(午前7時～午後7時まで開園)

学校法人 狩野学園
認定こども園 神立幼稚園
かすみがうら市稲吉 2-18-8
TEL 029-831-0328 神立幼稚園

社会福祉法人 聖朋会
美並未来みなみ保育園

明るく元気な子
素直な子
思いやりのおる子

かすみがうら市上大堤210-1
TEL 029-897-2770
美並未来みなみ保育園

ファミリーサポートセンター

子ども家庭課(社会福祉協議会)

地域において、育児の援助を受けたい方(依頼会員)と援助を行いたい方(援助会員)が会員となる相互援助の会員組織です。依頼会員と援助会員の調整は、センターのアドバイザーが行います。

【お問い合わせ】

かすみがうら市ファミリーサポートセンター(社会福祉協議会)あじさい館内

【会員資格】

- ・依頼会員 市内在住、在勤の方(生後6か月から、小学校終了までのお子さんの保護者)
- ・援助会員 市内在住、20歳以上の健康な方で子育て支援に意欲のある方(研修終了後会員登録)

【利用料金】

- ・午前9時～午後5時まで 600円/時間
- ・上記以外の時間帯 800円/時間

※平成30年4月現在

【活動内容】

- ・学校行事、冠婚葬祭の際の子どもの預かり
 - ・保育施設等への子どもの送迎
 - ・子どもの預かり
- ※宿泊を伴う預かり、早朝・夜間等の緊急の預かり、病児・病後児の預かりは行いません。

保育所(園)

子ども家庭課(千代田庁舎)

市内には公立3ヶ所、私立5ヶ所の保育所(園)のほか、私立2ヶ所の認定こども園があります。

保育所(園)は保護者が働いていたり、病気などのため家庭において保育が必要な児童を、保護者にかわって保育することを目的とした施設です。

また、認定こども園は保育所(園)と同様に保育を行うほか、教育を目的とした施設でもあるため、希望する内容に応じた受入が可能な施設です。

◆保育所等の入所案内

保育所等へ入所するにはどのようにしたらよいのか？詳しくは、保育所等入所のご案内をご覧ください。

区分	公私	施設名	所在地	電話番号
保育所(園)	公	第一保育所	深谷3667	029-897-0345
	公	やまゆり保育所	五反田298-20	0299-59-2172
	公	わかぐり保育所	下稲吉519-2	0299-59-2882
	私	のぞみ保育園	東野寺495-1	0299-23-5281
	私	美並未来みなみ保育園	上大堤210-1	029-897-2770
	私	霞ヶ浦保育園	坂4458-1	029-896-2200
	私	プルミッこ保育園	稲吉南二丁目9-1	029-834-7003
	私	千代田保育園	下稲吉2402-1	029-832-6550

区分	公私	施設名	所在地	電話番号
認定こども園	私	神立幼稚園	稲吉二丁目18-8	029-831-0328
	私	くりのみ自然幼稚園	穴倉6204-13	029-831-4510

放課後児童クラブ

市内には公立18ヶ所、私立7ヶ所の放課後児童クラブがあります。

保護者が就労等により昼間家庭にいない世帯の子どもを対象に、放課後の時間帯に子どもが安心して過ごすことができる場として、学校の余裕教室等を利用し、放課後児童支援員が遊びや生活の指導等を通して、子どもの健全な育成を目指しております。

詳しくは各児童クラブへお問合せください。

◆市内放課後児童クラブ一覧

公立児童クラブ名	開所場所	問い合わせ先
霞ヶ浦南小児童クラブ1	霞ヶ浦南小学校	大塚児童館 0299-59-4088
霞ヶ浦南小児童クラブ2・3・4	第一保育所	
霞ヶ浦北小児童クラブ1・2・3	霞ヶ浦北小学校	
志筑小児童クラブ	志筑小学校	
新治小児童クラブ	新治小学校	
七会小児童クラブ	七会小学校	
上佐谷小児童クラブ	上佐谷小学校	
下稲吉小児童クラブ1・2	下稲吉小学校	
下稲吉東小児童クラブ1・2	下稲吉東小学校	
稲吉児童館児童クラブ	稲吉児童館	
大塚児童館児童クラブ	大塚児童館	
新治児童館児童クラブ	新治児童館	
民間児童クラブ名	所在地	電話番号
児童クラブプルミッこ1・2・3	稲吉南二丁目3番7号	029-834-7003
メロディハウス児童クラブ1・2	下稲吉2897番地	0299-59-5985
みなみ児童クラブ1・2	上大堤210番地1	029-897-0101

広告



社会福祉法人 聖隷会
理事長 佐賀 弘美



のぞみ保育園
かすみがうら市東野寺 495-1
TEL 0299-23-5281



霞ヶ浦保育園
かすみがうら市坂 4458-1
TEL 029-896-2200



子育て



福祉

障害者福祉

社会福祉課(千代田庁舎)

◆身体障害者手帳の交付

身体に障害がある方は、各種福祉サービスを受ける際に必要な身体障害者手帳(障害の程度によって1級～6級まで)の交付を受けることができます。

【対象者】以下の障害が継続している方

視覚・聴覚・平衡機能・音声・言語・そしゃく機能・肢体不自由(上肢・下肢・体幹・移動機能) 心臓機能・腎臓機能・呼吸器機能・ぼうこう・直腸機能・小腸機能・H I Vによる免疫機能・肝臓機能

◆療育手帳の交付

療育手帳は、知的障害の方が各種福祉を受けるために必要な手帳で、障害の程度により㊤(最重度)、A(重度)、B(中度)、C(軽度)の4段階に判定されます。

【対象者】

児童相談所または福祉相談センターで知的障害と判定された方

◆精神障害者保健福祉手帳の交付

精神疾患により日常生活や社会生活に制約のある方が、医療や福祉の支援を受けやすくするためのものです。障害の程度によって1級から3級まで区分されます。

【対象者】

精神疾患を有する方のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方

◆手帳申請診断料助成

心身障害者手帳申請時の診断書作成文書料について、支払額の1/2(限度額5,000円)を助成します。ただし、条件により助成できない場合があります。

◆補装具の給付

身体に重度の障害を持つ人の生活や作業を容易にするため、補装具の給付・修理を行っています。(一部制限あり)

【対象者】

身体障害者手帳をもっている在宅の方または、指定難病に該当している方。なお障害の内容と程度により一定の基準があります。

◆補装具自己負担額の助成

補装具の交付、修理を行った場合に、本人・配偶者(お子様の場合は、その保護者)の課税状況により算出された自己負担額の半額を助成します。

【助成額】

○補装具の交付・修理に伴う本人またはその扶養義務者から徴収する自己負担額の半額

◆日常生活用具の給付

重度の障害を持つ人の日常生活を容易にするため、日常生活用具の給付を行なっています。(一部制限あり)

【対象者】

身体障害者手帳のおおむね1・2級または療育手帳の㊤・Aをもっている在宅の方。または、指定難病に該当している方。なお障害の内容と程度により一定の基準があります。

◆日常生活用具自己負担額の助成

日常生活用具の給付を受けた場合に、世帯の課税状況により算出された自己負担額について助成をします。

【助成額】

○日常生活用具の給付に伴う本人またはその扶養義務者から徴収する費用負担額。ただし助成額は年額一人15,000円を限度とします。
○ストマ用装具および紙おむつについては、15,000円の限度はなく、費用負担のうち、基準額の一割に相当する額。

広告

**家庭内暴力
引きこもり・発達障害
要介護 等
お気軽にお問合せください**



共同生活による宿泊型自立支援施設
NPO 法人 心道学園
かすみがうら市牛渡2845
☎029-898-3247
心道学園 かすみがうら市 検索

Kasumigaura Photogallery



◆運転免許取得費用

身体に障害を持つ方が、就労などのために自動車運転免許を取得する場合、指定自動車教習所において教習を受けるのに必要な費用の一部を補助します。

【対象者】	○身体障害者手帳1～4級の方 ○運転適性試験に合格した方
【補助額】	教習費用のうち15万円を限度額として、その2/3以内を補助

◆自動車改造費用の助成

身体に障害を持つ人が、就労などで自ら自動車を所有し運転するために改造する必要がある場合、その費用の一部を補助します。

【対象者】	○上肢、下肢又は体幹機能障害者で、身体障害者程度等級表の1級～2級の方 ○当該年度から起算して過去5年間のうちに、 当該補助を受けていない方 ただし、所得制限あり
【補助額】	10万円以内

◆有料道路の割引制度

有料道路の利用の際に障害者手帳を提示することにより、料金が半額に割引されます。ただし、事前に市福祉事務所への申請が必要です。

【対象者】
障害者本人が運転される場合 …身体障害者手帳の交付を受けている方 障害者本人が同乗し、介護者が運転される場合 …手帳に「第一種」と記載がある方

◆NHK放送受信料の減免

【全額免除】

身体・知的・精神障害者手帳のいずれかをお持ちの方がいる世帯で、住民基本台帳上の世帯員全員が市民税非課税であること。

【半額免除】

次の方が住民基本台帳における世帯主で、NHKの受信契約者であること。

- ・重度の身体障害(1級または2級)の方
- ・視覚または聴覚障害で手帳をお持ちの方
- ・重度の知的障害(㊤またはA)の方
- ・重度の精神障害(1級)の方

◆自動車税・自動車取得税の減免

身体・知的・精神障害者手帳をお持ちの方で一定の要件を満たす場合、申請により自動車税・自動車取得税が減免されます。

普通自動車:県税事務所

軽自動車:かすみがうら市税務課

◆自立支援医療制度

心身の障害を除去・軽減するための医療にかかる費用を一部負担します。

・精神通院医療 ・更生医療 ・育成医療

◆難病患者福祉金支給

原因が不明で、治療方法が確立されず、経過が慢性的な疾病で、医療費公費負担制度適用疾病となる特定疾患の認定を受けている方に見舞金を支給します。

【対象者】	指定難病特定医療費受給者
【支給額】	2万円(年額)

◆特別障害者手当

精神または身体に著しい障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする程度の状態にある在宅の20歳以上の方に対して支給されます。所得状況による制限があります。

【障害の程度】
○障害者基礎年金1級程度の障害が重複する方
○障害者基礎年金1級程度と2級程度の障害が2つ以上重複する方

◆障害児福祉手当

日常生活において常時介護を必要とする、20歳未満の重度障害児に支給されます。ただし、身体障害者等施設に入所している方は除きます。所得状況による制限があります。

広告

就労移行
支援事業

サポートステーション
オリオン

日中一時
支援事業

就労継続
B型
支援事業

障害者福祉サービス事業所
サポートステーションオリオン
相談支援事業所プラウ

通所支援事業所ベガサ
(2019年1月OPEN)

かすみがうら市田伏5428
電話: 029-875-7097

サポートステーションオリオン | 検索

一般社団法人 銀河

NPO法人 **メロディハウス**

●障害福祉サービス事業所
「ハーモニー」
生活介護

●障害児通所支援事業所
「ひまわり」
児童発達支援
放課後等デイサービス

●メロディハウス児童クラブ

かすみがうら市下稲吉2897
TEL 0299-59-5985
FAX 0299-59-7685
<http://www.melodyhouse.jp/>

ほびき園では、精神障がい者の方を対象にサービスを提供しています

就労移行支援 就労継続支援B型 生活訓練
施設入所支援 ショートステイ グループホーム
地域活動支援センター 相談支援事業

社会福祉法人明清会

ほびき園

かすみがうら市牛渡5513-1
☎029-898-3661
<http://www.hobikien.jp> ほびき園

福祉

◆在宅障害児福祉手当

精神または身体に障害のある20歳未満の児童を家庭で養育している父母または養育者に対して、在宅障害児福祉手当が支給されます。

【障害の程度】
○身体障害者手帳1級～2級程度の障害がある方
○療育手帳A・A程度の方

◆特別児童扶養手当

精神または身体に障害のある20歳未満の障害児(者)を家庭で養育している保護者の方に支給します。支給については、所得などの状況により制限されることがあります。

【障害の程度】
○身体障害者手帳1級～3級程度の障害がある方
○療育手帳A・A・B程度の方

◆心身障害者扶養共済制度

心身障害者の保護者が加入者となって一定の掛け金を納めることにより、保護者に万が一のことがあった場合、障害者に対し終身年金を支給します。

【掛金額】	加入時の年齢により、1口あたり月額9,300円～23,300円まで7段階
【年金額】	1口あたり月額20,000円

生活保護

社会福祉課(千代田庁舎)

生活に困窮する方が利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、最低限度の生活の維持のために活用してもなお、困窮する場合、その程度に応じて必要な保護を行い、最低限の生活を保障するとともに、自立を助長する制度です。

高齢者福祉

介護長寿課(千代田庁舎)

◆「食」の自立支援事業(配食サービス)

65歳以上のひとり暮らしの高齢者の方または高齢者のみの世帯で、老衰・心身の障害・疾病等の理由により調理が困難な方に、定期的に栄養バランスのとれた食事を配達するとともに、利用者の安否確認を行ないます。(自己負担あり)

◆軽度生活支援事業

65歳以上の在宅のひとり暮らしの高齢者または高齢者のみの世帯で日常生活が困難な方等に除草作業などの軽易な生活支援を行ないます。(自己負担あり)



福祉

広告



**グループホーム
マロン館**

かすみがうら市栄倉 6182-46
☎ 029-833-0651

**ゆったりと楽しく自由に
認知症対応型
共同生活介護事業所**



**グループホーム
土浦マロン館**

土浦市菅谷町 1358-1
☎ 029-831-7086

医療法人 晴生会 介護老人保健施設

葵の園・霞ヶ浦

高齢者保健施設
葵の園・霞ヶ浦

閑静な場所の広い空間で、すべての居室において心地よくご利用いただけます。




施設入所

短期入所
療養介護
(ショートステイ)

通所
リハビリテーション
(デイケア)

茨城県かすみがうら市下稲吉1136-40
入所に関するお問い合わせはこちらにご連絡下さい
TEL: 0299-59-0505

**住宅型有料老人ホーム
めいこうの里**

住み慣れた街で
快適な暮らしを



大石内科クリニック運営

デイサービス

施設見学・体験入居などもしております
ご相談・ご質問等はお気軽にどうぞ
土浦市大岩田 2469-11(大石内科クリニック隣)
TEL 029-823-0015
<http://www.ohishi-naika-clinic.jp/meikou/>

◆生活管理指導員派遣事業

介護認定において自立と判定された方で日常生活を営むのに支障がある方に、日常生活支援・指導等を行います。(自己負担あり)

◆要介護高齢者等福祉タクシー利用料金助成事業

要介護・要支援の認定を受けた方・重度の障害者、65歳以上の単身者で自動車の運転ができない非課税の方に対し、医療機関等への通院通所または外出する際のタクシー料金の一部を助成します。ただし、自動車税の減免を受けている方は利用できません。

◆緊急通報装置設置事業

虚弱などの理由により、緊急時に機敏に行動することが困難な65歳以上のひとり暮らしの高齢者の住居に緊急通報装置を設置し、急病などの緊急時に迅速・適切な対応を図り、不安の解消と生活の安全を確保します。

◆敬老祝金支給事業

敬老と長寿を祝福し、9月に敬老祝金を支給します。

◆在宅寝たきり老人等介護慰労金

要介護4以上及びこれに相当すると認められた方を介護サービスを利用することなく在宅で介護している非課税世帯に慰労金10万円を支給します。

◆いきいき健康教室

集落センターや公民館で主に60歳以上を対象に健康教室を行なっています。

◆住宅用火災報知器設置事業

対象者:65歳以上のひとり暮らしで、非課税世帯であり、身体虚弱で緊急事態に機敏に行動することが困難な方または突発的に生命に危険な症状の発生する持病を有する方の自宅に火災報知器を設置することで、生命財産を守り安心安全な生活を支援します。

※自己負担なし:1世帯につき1回限り、1個を限度とする。

◆寝具洗濯乾燥消毒サービス

寝具の衛生管理が困難な70歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみ世帯や寝たきり状態の65歳以上の方で身体障害者等の寝具を洗濯乾燥消毒します。(自己負担あり)

◆救急医療情報キット配布事業

65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯および心身に重度の障害がある方のみの世帯に医療情報・緊急連絡先を記入する用紙と自宅の冷蔵庫に保管する容器を配布します。

◆認知症高齢者QRコード活用見守り事業

在宅にいる認知症高齢者を介護する家族に対してQRコードを活用し、認知症高齢者が行方不明となった時または警察等に保護された時に早期に身元を特定します。

広 告

地域の皆様のため何ができるのか私たちは「まごころ」を込めて考えています。



介護老人保健施設 さくら 茨城県土浦市神立中央5-4-2 TEL 029-833-1020	ケアセンター 元氣館 茨城県土浦市神立中央5-4-20 TEL 029-832-3399
グループホーム おらが里 茨城県土浦市藤沢3534-1 ケアセンターにはいり敷地内 TEL 029-862-1101	グループホーム 寄居 茨城県土浦市神立町443-5 TEL 029-833-2070

医療法人社団青洲会
茨城県土浦市神立中央5-11-2

広 告

マッサージの出張施術おこないます。
健康保険取扱い(医師の同意書が必要)
あん摩マッサージ指圧師による施術です。
(厚生労働大臣免許)
お気軽にお問い合わせ下さい

レイス治療院
かすみがうら・石岡・笠間
桜川・筑西・真岡

Leis
Life and Ecology Improvement Service

〒309-1737 笠間市中央4-3-28
〒309-1216 桜川市明日香1-50
登録店 石岡市東石岡 筑西市蓬沼 真岡市大和田
TEL: 0296-73-5604
FAX: 0296-73-6383

転院や入院の際には
ご相談ください

大切なご家族を安全に医療に繋げる
移動のお手伝いをいたします



ドレックス観光ハイヤー

認定・資格
国土交通省・関東運輸局認可事業 貸自動車第二970号
かすみがうら市消防本部 患者等搬送事業認定
茨城県精神障害者等搬送事業 委託事業等

スタッフ資格
・普通、大型自動車2種免許
・患者等搬送業務員選任者
・介護福祉士
・ホームヘルパー2級
・ガイドヘルパー(全身・視覚)
・障害者等ホームヘルパー
・精神障害者ホームヘルパー

使用車両
・トヨタハイエース
ストレッチャー対応
ガイドシートリフター
車椅子対応
A/C冷暖房あり

各種割引
・初乗りチケットがご利用いただけます。
・障害者手帳のご提示により運賃が10%割引になります
お気軽にお問い合わせください(お見積もりは無料です)

電話 0299-59-1717
受付時間 8:00~18:00 (日曜を除く)
夜間緊急、不在時には転送となります
ドレックス観光ハイヤー
〒315-0056 茨城県かすみがうら市上郷古1829-32



地域包括支援センター

介護長寿課(地域包括支援センター)

◆介護予防教室

転倒を予防するための体操と認知症予防の脳トレ、お口の中の清潔や体操、栄養についての講話を行っています。

◆からだ改善教室

健康運動士の指導のもと、腰痛・膝痛・肩痛への理解を深めながら予防改善体操を行っています。

◆いきいき健康教室(かすみがうら市シルバーリハビリ体操指導士の会)

シルバーリハビリ体操指導士の指導のもと、関節の動く範囲を広げたり、筋力をつけることを目的とした体操を、公民館や集落センターなど市内約33か所で定期的で開催されています。

◆認知症初期集中支援

認知症の人や認知症の疑いのある人、その家族の元に保健師や社会福祉士が家庭訪問し、認知症サポート医の指導のもと、初期支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートをします。

◆認知症カフェ

ボランティアを中心に、認知症の人と家族・友人と一緒に参加できる場として、談話やレクリエーション、茶話会を行っています。

◆介護予防ケアマネジメント

介護保険の要支援に認定された方や総合事業の対象となった方にケアプランを作成や、介護予防サービス利用の支援をします。

◆総合相談支援

高齢者の抱える生活全般の悩み・相談に対して適切なサービスの紹介や解決のための支援をします。

◆権利擁護相談

高齢者の方への虐待の防止・早期発見や、悪質商法の被害防止、成年後見制度の利用相談を行っています。



Kasumigaura Photo Gallery



◆地域包括支援センターではこんな仕事をしています

●介護予防ケアマネジメント

自立して生活できるよう支援します

要支援1・2と認定された方や総合事業の対象となった方は介護保険の介護予防サービスを利用できます。

- 介護予防ケアプランの作成
- 要介護認定の申請を代行
- 支援や介護が必要となるおそれの高い人や自立した生活をしている人に対して、市が行う介護予防事業を紹介 など

●虐待防止・権利擁護事業

みなさんの権利を守ります

高齢者のみなさんが安心していきいきと暮らすために、みなさんが持つさまざまな権利を守ります。

- 高齢者虐待の早期発見、または相談・支援
- 悪質な訪問販売など、消費者被害への対策
- 成年後見制度を利用するための情報提供や支援 など



地域包括支援センター



地域包括支援センターでは、主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師などが中心となって高齢者のみなさんの支援を行います。3人はそれぞれ専門分野を持っていますが、専門分野の仕事だけを行うのではなく、互いに連携をとりながら「チーム」として総合的にみなさんを支えます。



●総合相談

なんでもご相談ください

高齢者のみなさんやその家族、近隣に暮らす人の介護に関する悩みや問題に対応します。

- 介護に関すること
- 健康や福祉、医療や生活に関すること
- サービス事業者への不満や意見など



さまざまな方面からみなさんを支えます

地域のケアマネジャーが円滑に仕事ができるように支援や指導をしていきます。

- ケアマネジャーへの助言や指導
- 医療機関や行政など、さまざまな関係機関との連携づくり など



このほかにも、地域の実情に合わせて支援をします。

介護保険

介護長寿課(千代田庁舎)

介護保険は、今まで主に家族が行っていた介護を社会全体で支え、老後を安心して送ることができるように創られた制度です。

介護サービスは、「住宅」で受けるものと「施設」で受けるものがあります。介護サービスを受けるには、申請をしていただき介護が必要であると認定される必要があります。詳しくはお問い合わせください。

広告

～ 特別養護老人ホーム ～
グリーンヒル千代田

サービス内容
介護老人福祉施設「特別養護老人ホーム」
短期入所生活介護事業所「ショートステイ」
通所介護事業所「デイサービスセンター」

介護に関する様々なご相談をお受けします
「相談機関」・居宅介護支援事業所「ケアプラン作成事業所」

かすみがうら市上佐谷 2008
☎0299-59-3787
社会福祉法人 あさひ会

まるふく介護保険サービス

**ケアプラン作成
福祉用具レンタル 販売**

株式会社手
かすみがうら市下稲吉 2632-24
TEL0299-59-0029
FAX0299-59-0031

**社会福祉法人 霞会
特別養護老人ホーム**

ふるさと

ショートステイ デイサービス

かすみがうら市新治江子田 1811-6
0299-59-7778
<http://www.kasumikai-furusato.com>

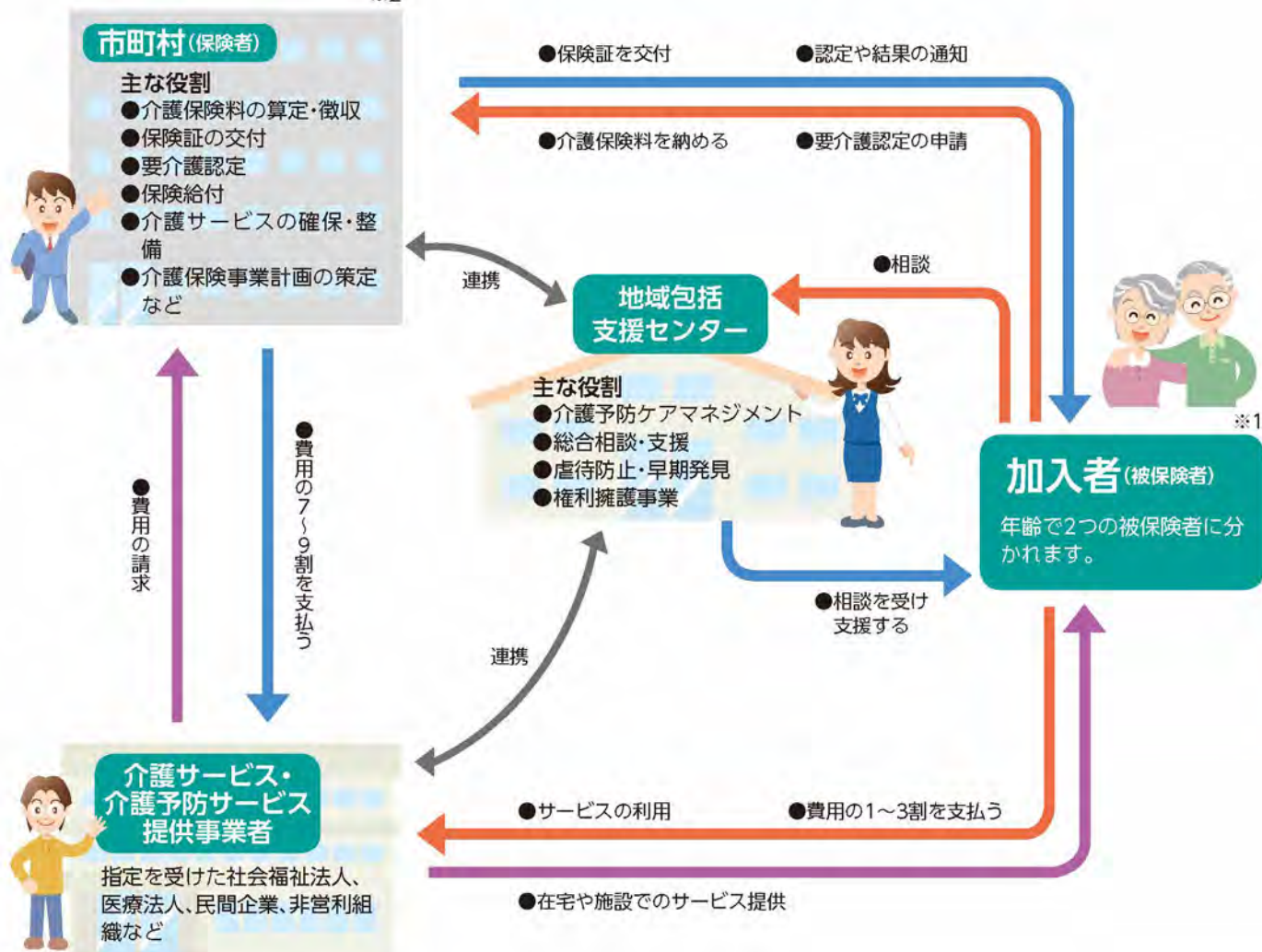
福祉

住み慣れた地域でいつまでも元気に

介護保険は市町村が運営し、40歳以上の方が加入します。

地域包括支援センターが中核となって、高齢者の暮らしを地域ぐるみで支える制度です。

※2



※1

高齢者住宅 ソレイユ
かすみがうら市深谷3654-9
☎029-869-9775

太陽のように
いつも明るく
いつも温かく

グループホーム 太陽
土浦市菅谷町1469-154
☎029-830-0301

手すり つけませんか?

ユニバーサルスペース つくば店
かすみがうら市上稲吉 17-3
TEL.0299-56-3981

いつまでも明るくお元気に!

ケアハウス ピソ天神
☎029-833-0298

小規模多機能型居宅介護 **げんき村**
☎029-833-0302

社会福祉法人明岳会
かすみがうら市穴倉 5696-3
<http://www.piso.or.jp> **ピソ天神** 検索

※1 65歳以上の方は

第1号被保険者

介護や支援が必要であると「認定」を受けた場合に、介護サービス・介護予防サービスを利用できます。

介護が必要となった原因は問われません。

介護保険の保険証

- 1人に1枚ずつ保険証が交付されます。
- 65歳になる月に交付されます。
- 保険証が必要なとき
 - ・要介護認定を申請するとき
 - ・サービスを利用するとき など

40～64歳の方は

第2号被保険者

介護保険で対象となる病気※が原因で「要介護認定」を受けた場合に、介護サービス・介護予防サービスを利用できます。

(交通事故などが原因の場合は、介護保険の対象外となります。)

※介護保険で対象となる病気(特定疾病)には、下記の16種類が指定されています

- | | |
|---------------------------|-------------------------------|
| ●筋萎縮性側索硬化症 | ●脳血管疾患 |
| ●後縦靱帯骨化症 | ●進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病 |
| ●骨折を伴う骨粗しょう症 | ●閉塞性動脈硬化症 |
| ●多系統萎縮症 | ●関節リウマチ |
| ●初老期における認知症 | ●慢性閉塞性肺疾患 |
| ●脊髄小脳変性症 | ●両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症 |
| ●脊柱管狭窄症 | ●がん末期 |
| ●早老症 | |
| ●糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 | |

※2 65歳以上の方の介護保険料

保険料は「基準額」をもとに所得により11段階に分かれています。「基準額」は3年ごとに改定されます。

納期限内納付にご協力をお願いします

納付を忘れて納期限を過ぎますと、未納扱いになります。

未納になると、本来納付すべき額のほかに督促手数料、さらに、延滞金も納付しなければなりませんので納期限内納付にご協力をお願いします。



医療法人 聖和会
介護老人保健施設

ホワイトハウス千代田

入所 100 名 (短期入所 ショートステイ)
通所リハビリ (デイケア)

職員一同、
真心こめて
介護に
努めます。



E-mail : seiwakai.tsukuba@snow.ocn.ne.jp
HP : <http://e-seiwakai.jp>
〒315-0072 かすみがうら市東野寺 495-2

TEL 0299(23)1133
FAX 0299(23)1117

豊かな高齢社会のために広がるふれあいの輪

社会福祉法人 廣山会

特別養護老人ホーム プルミエールひたち野

特別養護老人ホーム ショートステイ
デイサービスセンター グループホーム
居宅介護支援事業所 在宅介護支援センター

茨城県かすみがうら市上土田 330-2 **TEL.0299-59-5611**

プルミエールひたち野 2 号館

グループホーム デイサービス

茨城県かすみがうら市稲吉 2-21-7 **TEL.029-833-3300**

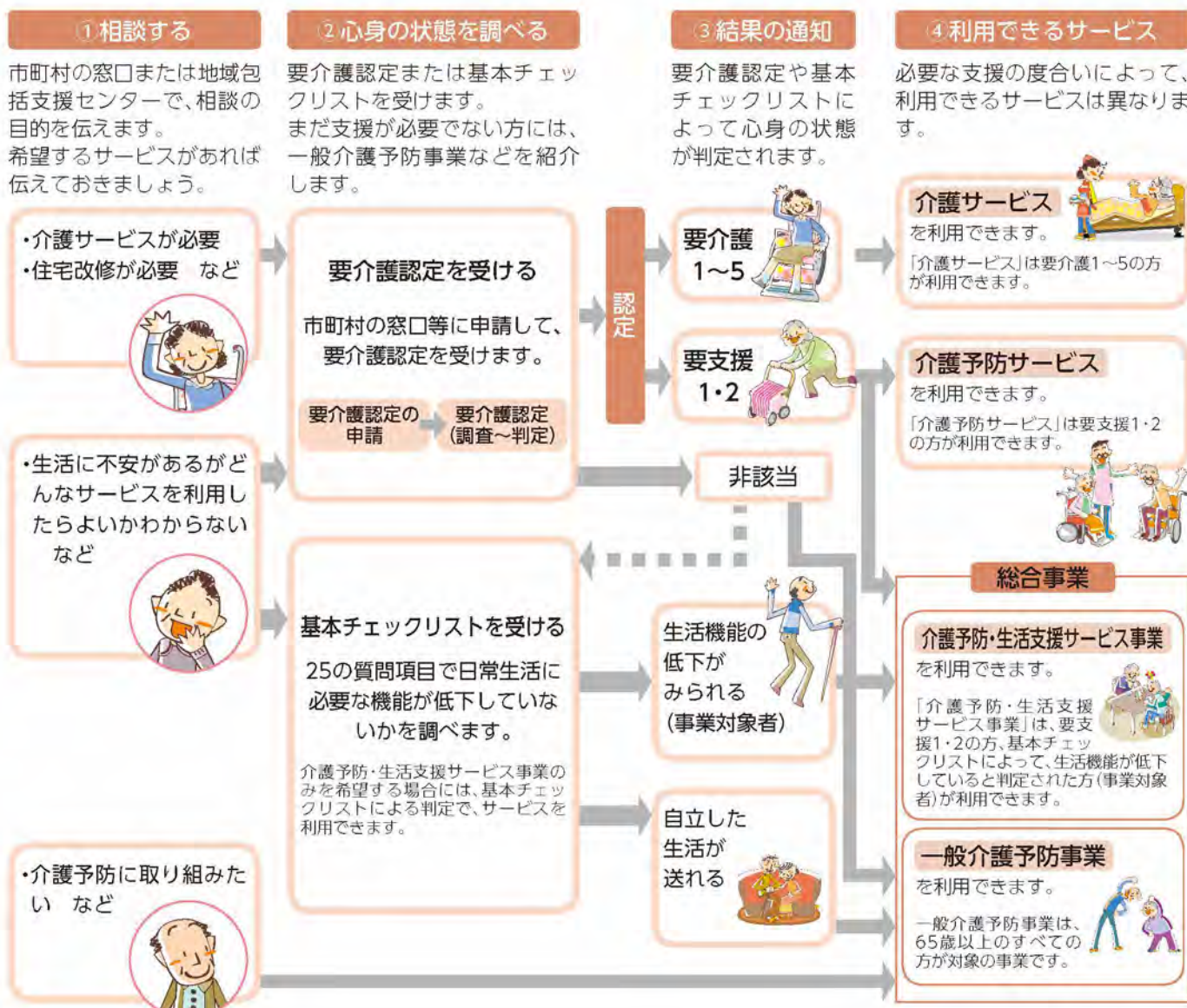
社会福祉法人 廣山会 <http://www.premierehitachino.com/>



福祉

◆サービスの流れ 相談～利用できるサービス

介護サービスや介護予防サービス、介護予防・生活支援サービス事業を利用するには、まずは、市町村の窓口や地域包括支援センターに相談しましょう。



福祉

広告

聖 社会福祉法人 聖隷会
理事長 佐賀 弘美

グループホーム 千代田の里
かすみがうら市東野寺 495-1
TEL 0299-23-1122

グループホーム 霞ヶ浦の里
かすみがうら市男神 356-1
TEL 029-834-6000

聖 社会福祉法人 聖隷会

特別養護老人ホーム 霞ヶ浦の里
かすみがうら市男神 356-1
TEL 029-834-6000
FAX 029-834-6151

社会福祉法人 聖朋会

サンシャインつくばに併設し、
認知症対応型デイサービスを
オープン予定

特別養護老人ホーム サンシャインつくば
かすみがうら市上大堤 210-27
TEL.029-897-0101
デイサービスセンター あゆみ
TEL.029-840-9195
<https://www.seihoukai-ibaraki.org/>



教養・文化・スポーツ

学校教育

学校教育課(霞ヶ浦庁舎)

◆小・中学校への入学

新たに小学校へ入学する児童の保護者には、1月中に就学通知書を送付し、新たに中学校へ入学する小学校6年生に在学している児童には、学校から就学通知書を配布いたします。

◆転入学・転出学の手続き

住所の変更に伴い、他の市町村からかすみがうら市内の学校へ転入学するとき、また、他の市町村へ転出する場合は、住民異動の手続きを行った後、転入、転出する学校で就学の手続きをお願いします。

書類	交付する場所	
	転入学する場合	転出学する場合
在学証明書	前に在学していた学校	現在、在学している学校
教科書給与証明書	前に在学していた学校	現在、在学している学校

※市内で転居する場合での手続きは同じです。

原則居住する学区の学校への就学となります。

◆就学援助費制度

経済的理由で就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対して給食費や学用品等の一部を援助しています。詳しくは通学する学校又は学校教育課にご相談ください。

生涯学習

生涯学習課(あじさい館内) ☎029-897-0511
 霞ヶ浦中地区公民館(あじさい館内) ☎029-897-0511
 千代田中地区公民館(千代田公民館内) ☎0299-59-5252
 下稲吉中地区公民館(わかぐり運動公園体育館内) ☎0299-56-3811
 歴史博物館 ☎029-896-0017

教養を高め健康で明るい生活に役立つよう、講座などを開設します。また、郷土の歴史を知り、ふるさとを愛する心を育む文化財の保護および活用を図ります。詳しい内容、日程については、生涯学習課、公民館、歴史博物館にお問い合わせください。

※マナビィ講座案内もご覧ください。マナビィ講座案内は、講座の案内と申し込み方法が書かれたもので、あじさい館・市役所・出張所にも備え付けてありますのでご利用ください。

Kasumigaura Photo Gallery



広告

学校法人 霞ヶ浦学園
 つくば国際大学
東風高等学校



○特別進学コース ○進学コース ○医療・看護進学コース

〒315-0057 かすみがうら市上土田 690-1 TEL.0299-59-7516 <https://www.ktt.ac.jp/harukaze/hs/>

人格を磨くことで学力も伸びる!!
 はるかぜは、社会で「生き抜く力」を育てます。

はるかぜ道徳
 個に応じた教育
東風クラブ



はるかぜで出会う仲間・教師たち



教養・文化・スポーツ

図書館

図書館本館(あじさい館内) ☎029-897-0647
図書館千代田分館(千代田公民館内) ☎0299-59-5252

生涯学習の中核の施設として資料や情報の提供を中心に、きめ細やかな奉仕活動を展開します。

図書館(本館・千代田分館)

	本館	分館
開館時間	(火・木) 午前9時～午後6時 (水・金) 午前9時～午後8時 ※ただし、祝日と毎月末日(末日が土・日・月の場合は金曜日)は除く (土・日・祝日) 午前9時～午後5時	午前9時～午後5時 (平日・土・日・祝日)
休館日	毎週月曜日 (月曜が祝日の場合はその翌日) 毎月月末 (末日が土・日・月の場合は、金曜日) 年末年始・特別整理期間	毎週月曜日(月曜が祝日の場合はその翌日) 年末年始・特別整理期間
お話し会	毎月第2土曜日(図書館) 午前10時30分～午前11時30分	
読み聞かせ		大塚・稲吉・新治児童館他

スポーツ

スポーツ振興課(あじさい館内)
☎029-897-0511

◆各種スポーツ大会

市や体育協会主催による各種スポーツ大会などを開催し、市民誰もが生活の中で主体的かつ手軽にスポーツを楽しみ、参加できるよう生涯スポーツ社会の実現に向けて、スポーツの普及、指導者の育成などを行ないます。また、土浦市をはじめとする各種団体とともに、かすみがうらマラソンを共催しています。

◆体育施設の貸し出し

市内体育施設の予約は、窓口予約(施設利用許可申請書)、またはインターネット(いばらき公共施設予約システム)で行なっています。インターネットで予約する場合には、IDが必要となります。

また、市内小中学校体育施設については、市内在住・在勤者で組織するスポーツ団体への貸出を行なっています。登録する場合は、公共施設使用料減免登録証交付申請書にて申請してください。

詳しくはスポーツ振興課までお問い合わせください。

◆スポーツ施設一覧

施設名	供用期間	供用時間
体育センター	1月5日から12月27日まで。ただし、毎週月曜日(月曜日が祝日の場合はその翌日)を除く。	午前9時～午後10時
多目的運動広場	//	午前9時～午後10時
多目的運動広場 テニスコート	//	午前9時～午後10時
多目的運動広場 弓道場	//	午前9時～午後5時
戸沢公園運動広場	//	午前9時～午後5時
わかぐり運動公園 多目的広場	//	午前9時～午後5時
わかぐり運動公園 テニスコート	//	午前9時～午後10時 (12月1日～3月31日は午後5時まで)
わかぐり運動公園 体育館	//	午前9時～午後10時
第1常陸野公園 多目的広場	//	午前9時～午後5時
第1常陸野公園 野球場	//	午前9時～午後10時 (12月1日～3月31日は午後5時まで)
第1常陸野公園 テニスコート	//	午前9時～午後10時 (12月1日～3月31日は午後5時まで)
千代田B&G 海洋センター体育館	//	午前9時～午後10時
千代田B&G 海洋センタープール	7月1日～8月31日 (開館日程等は広報誌等でお知らせします)	

Kasumigaura Photo Gallery





議 会

議 会

議会事務局(千代田庁舎)

◆市議会

市議会は、選挙に選ばれた市民の代表者(市議会議員)によって構成され、条例や予算などの市政の重要案件を審議、決定する議決機関です。議員定数は16人で、任期は4年間です。

議会は、年4回(おおむね3月、6月、9月、12月)招集される「定例会」のほか、必要に応じて招集される「臨時会」があります。

議会の会議には、全議員により審議、決定する「本会議」と、少数議員により専門的に審査する「常任委員会」や「議会運営委員会」のほか、特定の問題を審査するための「特別委員会」があります。

◆市議会ホームページ

市議会ホームページでは市長が提出した議案の概要情報や、本会議の審議結果の一覧、各委員会の活動情報、本会議の録画放映などをご覧いただけます。また、かすみがうら市アプリをはじめツイッターなどのSNSなどとも連携し、新着情報などを受信することができます。



かすみがうら市議会
ホームページ

◆議会の傍聴

議会本会議は、どなたでも傍聴することができます。傍聴を希望される方は、本会議当日に千代田庁舎3階傍聴席入口前で受付してください。

受付時間は、午前9時からとなります。

傍聴人の定員は、一般席は25人、車いす用傍聴席は2人、報道関係者席は5人となっており、当日先着順となります。

※本会議開催中は、千代田庁舎、霞ヶ浦庁舎、中央出張所、あじさい館のロビー及び市議会ホームページ内の議会中継から生中継をご覧いただけます。

また、本会議終了後約10日程度で市議会ホームページから録画映像をスマートフォン、パソコン、タブレット端末等でご覧いただけます。



(議場の様子)



(傍聴席の様子)

Kasumigaura Photo Gallery



議 会

霞ヶ浦広域バス・乗合タクシー

政策経営課(千代田庁舎)

【霞ヶ浦広域バス】

- **運行区間** 玉造駅～霞ヶ浦庁舎前・あじさい館・土浦協同病院～土浦駅西口
 - **運賃** 170円～720円(普通旅客運賃)
 - **運行本数** 1日5往復(毎日運行)
- ※座席にはモバイル電源用USBコンセントが設置されており、車内ではスマートフォンなどから無線LAN機能(Wi-Fi)を無料でご利用いただけます。

ご利用方法	現金	ICカード (PASMO、Suicaなど)
①乗車時 (中乗り)	整理券を取り乗車してください。	ICカードを機械にタッチしてください。
②走行中	走行中は、空いているお席にお座り頂くか、お立ちになる場合は、つり革、手すりをお持ちください。	
③降車時	お降りになる停留所がアナウンスされましたら、お近くの降車ブザーを押してお知らせください。危険ですのでバスが完全に停まるまで席を立たないよう気を付けてください。	
④お支払 (前降り)	運賃は運賃表示器でご確認のうえ、整理券とともに運賃箱へ入れてください。	ICカードを機械にタッチしてください。

◆お得な乗車券

- ・スクールパス…1ヵ月10,000円の特別割引定期券(3ヵ月30,000円でも購入可能です)
- ※スクールパスは、学校教育法に規定する小学校・中学校・高等学校・大学及び高等専門学校に通学する児童・生徒・学生が利用できます。
- ・通学定期券…運賃額の約60%で利用できる定期券
- ・通勤定期券…運賃額の約70%で利用できる定期券
- ・その他、各種回数券、関鉄ふれあいパス等

お問い合わせ

関鉄グリーンバス株式会社

☎0299-22-3384

【デマンド型乗合タクシー】

●利用条件

かすみがうら市にお住まいで、事前に利用登録のある方。

※介助が必要な方、一人で乗車が困難とされた場合は介添者が必要です。

●運行日

月曜日～金曜日(土・日・祝日、8月13日～15日、12月29日～1月3日は運休)

●運行区域

JR常磐線を境界線に、千代田地区・霞ヶ浦地区の2区域で運行

●運行時刻

平日	午前 9時	午前 10時	午前 11時	午後 1時	午後 2時	午後 3時	午後 4時	午後 5時
----	----------	-----------	-----------	----------	----------	----------	----------	----------

※霞ヶ浦地区の運行車両1台は午後6時便を運行します。

●予約受付時間

利用希望日の3営業日前から利用希望時間の1時間前まで

[午前8時30分～12時／午後1時～午後5時]

●乗降場所

各地区の「利用者自宅前⇄指定乗降箇所」、「指定乗降箇所⇄指定乗降箇所」

※常磐線を跨ぐ場合は、神立駅西口で乗り継ぎになります。

●運賃

1乗車:400円

65歳以上・障害者・介添人・高校生以下:200円

3歳未満:無料

●支払

乗車時に回数券でお支払ください。

※回数券販売窓口:乗合タクシー車内

市地域公共交通会議事務局

(千代田庁舎・政策経営課内)

※回数券販売金額:1,000円(100円券10枚綴り)



◆利用方法

1. 事前登録

初めて利用される方は事前登録(無料)が必要です。
所定の登録申請書に必要事項を記入のうえ、郵送・FAX
等により地域公共交通会議事務局まで提出してください。

2. 電話予約

予約センターに次の事項を伝えてください。

①利用者氏名

②利用日

③乗車場所・降車場所

④希望乗車時間帯

3. 予約時間前に乗車場所で待ちます。

※乗合せなので、予約時刻と利用時刻は前後します。

4. 乗車したら料金を回数券で支払います。

5. 他の予約者と乗合せながら指定乗降箇所へ

【乗合タクシー予約センター】

受付時間

午前8時30分～12時／午後1時～午後5時

☎0299-59-4775 FAX0299-59-2176

【かすみがうら市高齢者運転免許自主返納支援事業】

高齢者による交通事故防止策の一つとして、自主的に運転免許を返納された方の移動を支援しています。

●対象者

運転免許証を自主返納されたかすみがうら市民で、
次の事項に該当する方

1. 自主返納時に満65歳以上の方

2. 自主返納してから6か月を経過していない者

●支援内容

路線バス回数乗車券20,000円分(1人1回限り)

※路線バス回数乗車券は、関鉄グリーンバス株式会社
または関鉄観光バス株式会社から選択できます。

●申請方法

必要事項を記入した申請書に「運転経歴証明書」又は
「取消通知書の写し」を添えて、市地域公共交通会議事
務局に申請(郵送可)してください。

【申請・お問い合わせ先】

市地域公共交通会議事務局(千代田庁舎・政策経営課内)

☎0299-59-2111 FAX0299-59-2176



Kasumigaura Photo Gallery



広告

ジャンボタクシー(10人乗)
貸切できます

(有)美並タクシー

☎029-897-0024
FAX 029-897-0197

車イスのままご乗車可能な
UDタクシーを導入しました。
料金は一般タクシーと同じです。
お気軽にお問い合わせ下さい。

かすみがうら市深谷3430-1



交通



主な公共施設

各庁舎・出張所

かすみがうら市役所 千代田庁舎



霞ヶ浦庁舎とともに、市の行政運営の中心を担っています。

所在地	かすみがうら市上土田461
電話番号	0299-59-2111 029-897-1111

かすみがうら市役所 霞ヶ浦庁舎



千代田庁舎とともに、市の行政運営の中心を担っています。

所在地	かすみがうら市大和田562
電話番号	029-897-1111 0299-59-2111

働く女性の家(中央出張所)



集会室・研修室・会議室のほか、講習室や軽運動室、料理実習室、相談室、筋力トレーニング室を設けています。また、施設内には各種行政手続きが行なえるよう中央出張所も設置され、多くの地域住民に利用されています。

所在地	かすみがうら市稲吉3-15-67
電話番号	029-831-2234
開館時間	午前9時～午後10時 トレーニング室は午後9時まで ※中央出張所は平日午前8時30分～午後5時15分
休館日	年末年始など

水道事務所



上下水道施設の整備及び維持管理、上下水道加入受付および料金賦課受付などを行なっています。

所在地	かすみがうら市西成井1941-1
電話番号	029-897-1346 上下水道お客様センター

西消防署



主に千代田地区の消防・救急活動の拠点となっています。

火災・救急・救助は119番へご連絡ください。

所在地	かすみがうら市上土田501
電話番号	0299-59-0119

東消防署



主に霞ヶ浦地区の消防・救急活動の拠点となっています。

火災・救急・救助は119番へご連絡ください。

所在地	かすみがうら市宍倉2410-6
電話番号	029-897-0119

福祉・保健

あじさい館



あじさい館は、福祉館・公民館・図書館の3つの機能をもった複合施設です。学習や趣味を通じた活発なグループ活動などにより、仲間との交流による生きがいに満ちた生活を支援していきます。

所在地	かすみがうら市深谷3719-1
電話番号	029-897-0511
【福祉館】	
開館時間	【浴室】午前10時～午後9時(最終受付時間は午後8時30分となります) 【トレーニング室・軽運動室】午前9時～午後9時 【カラオケ集会施設】午前10時～午後2時、午後3時～午後6時 【多目的室】午前9時～午後10時 【コミュニティ広場】午前8時30分～午後5時30分
休館日	●毎週月曜日(祝日の場合は、その翌日) ●年末年始(12月27日～翌年1月4日)
【霞ヶ浦公民館】	
開館時間	【会議室・研修室・視聴覚室ほか】午前9時～午後10時
休館日	●毎週月曜日(祝日の場合は、その翌日) ●年末年始(12月27日～翌年1月4日)など
【図書館本館】	
開館時間	(火・木)午前9時～午後6時 (水・金)午前9時～午後8時 ※ただし、祝日と毎月末日(末日が土・日・月の場合は金曜日)は除く (土・日・祝日)午前9時～午後5時
休館日	●毎週月曜日(祝日の場合は、その翌日) ●毎月月末(末日が土・日・月の場合は金曜日) ●年末年始(12月27日～翌年1月4日) ●特別整理期間

やまゆり館



世代間交流を促進するコミュニティー施設です。子育て支援の機能も備えた福祉の拠点です。

所在地	かすみがうら市下稻吉2423-9
電話番号	029-832-5601
開館時間	午前9時30分～午後9時(月～土)
休館日	日・祝・年末年始

霞ヶ浦保健センター



健康づくり増進課を設置し、市内の保健行政の中心となっています。

所在地	かすみがうら市深谷3671-2
電話番号	029-898-2312

千代田保健センター



介護長寿課の地域包括支援センターが設置されています。

所在地	かすみがうら市上土田433-2
電話番号	0299-59-3645

大塚ふれあいセンター(大塚児童館)



集会室や和室、調理室などを備え付け、2階部分は大塚児童館も兼ねています。地域住民ふれあいのコミュニティ広場として、子どもからお年寄りまで幅広く利用されています。

所在地	かすみがうら市下稻吉1868-22
電話番号	0299-59-4088
【大塚ふれあいセンター】	
開館時間	午前9時～午後10時(ただし、日曜日および祝日は午前9時～午後5時)
休館日	年末年始(12月28日～翌年1月4日)
【大塚児童館】	
開館時間	午前8時30分～午後5時 土曜日 午前8時30分～正午 ※開館時間に変更になる場合がありますので、事前にお問い合わせください。
休館日	日・祝・年末年始(12月28日～翌年1月4日)

新治児童館



集会室や児童クラブ室を備え付け、地域の子どもの健全な遊び場として、また、幼児とそのお母さんたちの交流の場として活用することができます。

所在地	かすみがうら市西野寺51-1
電話番号	0299-22-2125
開館時間	午前8時30分～午後5時(月～金) ※開館時間は変更になる場合がありますので、事前にお問い合わせください。
休館日	土・日・祝 年末年始(12月28日～翌年1月4日)

稲吉児童館



公園に隣接した地域の子どもの健全な遊び場として、いろいろな行事や各種クラブに参加し、体験を通して友達との交流を楽しむ場です。

所在地	かすみがうら市稲吉2-6-5
電話番号	029-832-1022
開館時間	午前8時30分～午後5時(月～金) ※開館時間は変更になる場合がありますので、事前にお問い合わせください。
休館日	土・日・祝 年末年始(12月28日～翌年1月4日)

文化・スポーツ

千代田公民館



会議室や調理室のほか、図書館(分館)としても利用されています。そして、さまざまな講演会などが催される講堂が併設された複合施設になっています。

所在地	かすみがうら市上佐谷991-5
電話番号	0299-59-5252
開館時間	午前9時～午後10時
休館日	毎週月曜日(月曜日が祝日の場合は、その翌日)、年末年始など

農村環境改善センター



霞ヶ浦湖岸にある施設です。会議や研修などにも利用することもできます。

所在地	かすみがうら市坂934-1
電話番号	029-896-1138

歴史博物館



霞ヶ浦漁業のシンボルであった帆引き船の模型や、当時の漁船で使用されていた道具等を展示しております。また、かすみがうら市の歴史を考古・歴史資料と共にパネル展示を通して紹介しております。

4階は周囲を360度見渡せる展望台となっております。霞ヶ浦はもちろん、霞ヶ浦大橋や筑波の山並、空気の澄んだ日には遠く富士山までの眺望が楽しめます。

市の歴史、文化に関する資料等の収集、整理保存、調査研究を行い、それらを展示や講演会、講座等という形で情報発信を行っています。また、市内に所在する遺跡(埋蔵文化財)に関する手続きもこちらで行えます。

所在地	かすみがうら市坂1029-1
電話番号	029-896-0017
開館時間	午前9時～午後4時30分
休館日	毎週月曜日、年末年始(12月28日～翌年1月1日) ※祝日が月曜日と重なる場合は開館し、翌日の火曜日が休館となります。

勤労青少年ホーム



和室・集会室・音楽室・体育室などが設けられレクリエーション活動の場となっています。

所在地	かすみがうら市稲吉2-6-25
電話番号	029-831-5896
開館時間	午前9時～午後10時(ただし、日曜日および祝日は午前9時～午後5時)
休館日	年末年始など

第1常陸野公園(千代田B&G海洋センター)



夜間照明設備を備えた野球場やテニスコートのほか、海洋センター体育館やプールを利用することができます。

所在地	かすみがうら市中佐谷1250
電話番号	0299-59-4829
開館時間	午前9時～午後5時 (夜間使用については午後10時まで)
休館日	毎週月曜日(月曜日が祝日の場合は、その翌日)、年末年始など ※プールを除く

わかぐり運動公園



多目的広場のほか、夜間照明設備を備えたテニスコートや、バスケットボール・バレーボール・バドミントンなどさまざまな屋内スポーツに利用できる体育館も併設されています。

所在地	かすみがうら市新治1813-2
電話番号	0299-59-2909
開館時間	午前9時～午後5時 (夜間使用については午後10時まで)
休館日	毎週月曜日(月曜日が祝日の場合は、その翌日)、年末年始など

多目的運動広場



夜間照明設備を備えた多目的運動広場やテニスコートのほか、弓道場などの利用ができます。

所在地	かすみがうら市深谷3384-1
電話番号	029-898-2017
開館時間	午前9時～午後5時 (夜間使用については午後10時まで)
休館日	毎週月曜日(月曜日が祝日の場合は、その翌日)、年末年始など

戸沢公園運動広場



一面芝生の戸沢公園運動広場では、土日ともなるとサッカーや少年野球で多くの利用者と賑わい、多目的に利用されています。

所在地	かすみがうら市穴倉3604-1
電話番号	029-898-2017(多目的運動広場)
開館時間	午前9時～午後5時
休館日	毎週月曜日(月曜日が祝日の場合は、その翌日)、年末年始など

体育センター



主にバレーボールやバスケットボール、バドミントンなど、さまざまな屋内スポーツに利用できる体育施設となっています。

所在地	かすみがうら市深谷3682-1
電話番号	029-898-2017(多目的運動広場)
開館時間	午前9時～午後10時
休館日	毎週月曜日(月曜日が祝日の場合は、その翌日)、年末年始など

観光

かすみがうら市交流センター



雄大な『霞ヶ浦』や豊富な農水産物等の地域資源を活用し、ブルーツーリズム(親水空間の創造)や体験型プログラムを展開する観光交流の拠点となっています。

所在地	かすみがうら市坂4784番地先
電話番号	029-840-9010
開館時間	午前9時～午後5時
休館日	年末年始など

公共施設使用料減免団体登録制度

行財政改革・公共施設等マネジメント推進室

市民の皆さんの自主的で公益的な活動を支援するため、市では、一定の要件を満たす同好会などを対象に、公共施設使用料減免団体登録制度を設けています。

登録を希望される団体は、申請手続きが必要となります。

【公共施設使用料減免団体の登録要件】

① 活動目的

- ・市が推進する施策の目的に合致する活動をしていること
- ・利用者の直接の営利を目的としないこと
- ・市が主催する行事への参加や事業への協力など、活動成果を広く還元いただけること

② 会員構成

- ・5人(社会教育関係団体は2人)以上で構成され、かつ、市民が半数以上で構成されていること
- ・門戸を広く開き、活動目的に賛同する市民の入会を制限しないこと

③ 運営方法

- ・年間を通じ定期的・継続的な活動を行っていること
- ・会員の総意によって、自主的で組織的な運営がされていること
- ・活動費用は会員の会費で賄われ、収支決算が適切に行われていること
- ・講師を定期的に招いたり、代表者と会員間の師弟関係など、塾や教室的な形態になっていないこと

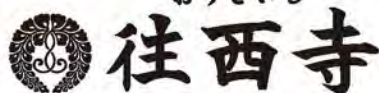
※市内の自治会組織や子ども会、スポーツ少年団、老人クラブ等が活動目的にそって施設を使用する場合は、この登録制度によらず使用申請の際に申し出ていただくことで、使用料の減免を受けることができます。

広 告



浄土真宗本願寺派

おうさいじ



往西寺

かすみがうら市下土田 1413

☎ 0299-59-2438

Kasumigauro 📷 PhotoGallery



かすみがうら公共施設等マップ



避難所情報

総務課(千代田庁舎)

《避難所 兼 避難場所》

番号	施設名称	所在地	電話	番号	施設名称	所在地	電話
1	志筑小学校	中志筑2112	0299-37-7071	13	旧佐賀小学校	坂2039-1	—
2	新治小学校	西野寺736	0299-22-2314	14	旧安飾小学校	安食2235	—
3	千代田中学校	上佐谷990	0299-59-3502	15	霞ヶ浦北小学校	下軽部1232	029-896-1213
4	上佐谷小学校	上佐谷1837	0299-59-2004	16	旧志土庫小学校	穴倉1594	—
5	七会小学校	上稲吉182-2	0299-59-2002	17	旧穴倉小学校	穴倉5462	—
6	下稲吉小学校	下稲吉1623-5	0299-59-2054	18	わかぐり運動公園体育館	新治1813-2	0299-59-2909
7	下稲吉中学校	下稲吉2273-2	029-831-7400	19	体育センター	深谷3682-1	—
8	下稲吉東小学校	下稲吉2286	029-831-8878	20	千代田公民館	上佐谷991-5	0299-59-5252
9	旧下大津小学校	加茂4469	—	21	千代田講堂	上佐谷991-5	0299-59-5252
10	霞ヶ浦南小学校	深谷3660-1	029-897-1231	22	農村環境改善センター	坂934-1	029-896-1138
11	霞ヶ浦中学校	深谷3398-2	029-897-1211	23	あじさい館	深谷3719-1	029-897-0511
12	旧牛渡小学校	牛渡2873	—		計	23施設	

《避難場所》

番号	施設名称	所在地	電話	番号	施設名称	所在地	電話
1	老人福祉センター	上佐谷33	0299-59-4648	10	旧牛渡地区公民館	牛渡2862-3	—
2	やまゆり保育所	五反田298-20	0299-59-2172	11	旧安飾地区公民館	安食1075-1	—
3	第2常陸野公園	中佐谷671-1	—	12	旧志土庫地区第1公民館	穴倉3622-4	—
4	関鉄自動車工業	上稲吉1828	0299-59-3115	13	旧志土庫地区第2公民館	西成井85	—
5	わかぐり保育所	下稲吉519-2	0299-59-2882	14	大塚ふれあいセンター	下稲吉1868-22	0299-59-4088
6	稲吉ふれあい公園	稲吉4-10-1	—	15	千代田保健センター	上土田433-2	0299-59-3645
7	勤労青少年ホーム	稲吉2-6-25	029-831-5896	16	霞ヶ浦保健センター	深谷3671-2	029-898-2312
8	働く女性の家	稲吉3-15-67	029-831-2234		計	16施設	
9	逆西防災広場	稲吉2-9-18	—				

《協定避難所》

番号	施設名称	所在地	電話
1	真如苑 茨城本部 長禅寺	坂924-3	029-896-0012

《福祉避難所》

番号	施設名称	所在地	電話
1	やまゆり館	下稲吉2423-9	029-832-5601
2	社会福祉法人 明岳会 ピン天神	穴倉5696-3	029-833-0298

- 避難所とは……被災者の住居が確保されるまでの一時的な生活の本拠地となるもの
- 避難場所とは……災害が発生したときに、生命の安全を確保するために、一時的に避難する場所となるもの
- 協定避難所とは…公共施設以外で、協定に基づいて避難所として提供が可能な避難施設
- 福祉避難所とは…一般的な避難所では生活に支障をきたす高齢者や障がい者、妊産婦など特別な配慮を必要とする人たちを対象に開設される避難施設

避難場所・避難所マップ



生活ガイド INDEX

身近な
医療機関がわかる

医療機関 ガイド

日々の生活に
役立つ
暮らしの
知識

病院・医院ガイドマップ 90

かすみがうら市の病院・医院 94

かすみがうら市の歯科医院 95

かすみがうら市商工会 96

リフォームの基礎知識 98

葬儀について／
お墓の形いろいろ 101

※生活ガイドでは、暮らしに役立つ情報を掲載しています。

※地図のページに関しましては、該当ページに広告をご掲載いただきました施設の情報のみ表示しています。

広告

いつでも受けられる救命救急と地域医療



茨城県厚生農業協同組合連合会 総合病院 土浦協同病院

〒300-0028 茨城県土浦市おおつ野四丁目 1-1
TEL: 029-830-3711 www.tkgk.jp

■ 診療のご案内

受付時間: 08:30 ~ 11:30
(月曜日から金曜日)

休 診 日: 土曜・日曜・祝日・年末年始

■ 診療科

内科系: 循環器内科、消化器内科、呼吸器内科、
腎臓内科、血液内科、代謝・内分泌内科、
リウマチ科、神経内科、小児科、
小児科(新生児)

外科系: 消化器外科、心臓血管外科、血管外科、
呼吸器外科、脳神経外科、整形外科、
皮膚科、形成外科、乳腺外科、小児外科、
泌尿器科、産科、婦人科、眼科、
耳鼻咽喉科・頭頸部外科、歯科口腔外科

その他: 救急科、放射線診断科、放射線治療科、
病理診断科、リハビリテーション科

自律と友愛の学び舎



茨城県厚生農業協同組合連合会
土浦協同病院附属看護専門学校
〒300-0028
茨城県土浦市おおつ野二丁目 2 番 10 号
TEL 029-869-5110





病院・医院ガイドマップ①

地図のページに関しましては、該当ページに広告をご掲載いただきました施設の情報のみ表示しています。

久松皮膚科医院

日本皮膚科学会認定皮膚科専門医
院長 久松 晃

診療時間	月	火	水	木	金	土
午前9時～12時	●	●	休	●	●	●
午後3時～6時	●	●	休	●	●	休

休診日：土曜日午後・水曜日・日曜日・祝日
かすみがうら市上稲吉字向原1756-2
(神鋼ノース側となり)

☎(029) 830-1300

整形外科・リハビリテーション科・リウマチ科

医療法人社団 一音会

菊池整形外科クリニック

診療時間	月	火	水	木	金	土
9:00～12:30	●	●	●	●	●	●
15:00～18:30	●	●	●	／	●	／

休診日 / 木曜の午後・土曜の午後・日曜・祝日
かすみがうら市新治 1827-34

☎0299-59-1181

ケーヨーD2西となり
伊東クリニック

耳鼻咽喉科・アレルギー科

かすみがうら市下稲吉 2633-172

☎(0299) 59-1187

http://www17.plala.or.jp/ito_ent_clinic/

院長 伊東善哉 日本耳鼻咽喉科学会
認定耳鼻咽喉科専門医

・超音波断層検査・漢方診療
・補聴器相談・めまい相談

診療時間	休診日
9:30～12:30 15:00～18:30 (土曜は18:00迄)	水曜・日曜・祝日

◆平日◆
9:00～12:00、15:00～18:00
(眼科のみ 14:00～17:00)

◆土曜日◆
9:00～12:00

※休診日※
土曜日午後、日曜日、各日
土浦市神立中央 5-11-2
☎029-831-9711

医療法人社団 青洲会

神立病院



Kandatsu Dental Clinic

神立デンタルクリニック

☎(029)830-2161

月・火・水・金曜日

土・日曜日

AM 9:00～1:00 PM 3:00～7:30

AM 9:00～12:30 PM 1:30～4:30

土浦市神立町682-45

(神立コミュニティセンター向かい)

休診日/木曜・祝日

深谷歯科医院

FUKAYA DENTAL CLINIC

診療時間	月	火	水	木	金	土	日/祝
午前 9:00～12:30	●	●	●	／	●	●	／
午後 15:00～19:00	●	●	●	／	●	▲	／

休診日：木・日曜・祝日

▲は 18:00 まで

土浦市神立東 1-9-31 ☎029-898-9102



ここは有料広告掲載ページです



歯科・小児歯科・矯正歯科・歯科口腔外科

医療法人 はなわ会

荒川歯科医院

<http://www.citydo.com/sp/029-833-2222>

キッズコーナーあり デジタルレントゲン使用

診療時間	月	火	水	木	金	土	日・祝
AM9:00~PM12:30	●	●	●	●	●	●	●
PM2:30~PM7:00	●	●	●	●	●	●	●

※平成28年1月から日曜日も休診日になります。なお、歯科に当院は第1が第2日曜、矯正歯科は第3日曜日に診療をします。詳しくは受付までお問い合わせください。

<http://www.arakawa-dc.com/>
かすみがうら市下稲吉2833-88 (ヨークベニマルさん裏です)

☎029-833-2222

三輪眼科

診療時間	月	火	水	木	金	土	日・祝
午前 9:00~12:00	●	●	●	●	●	●	●
午後 9:00~13:00	●	●	●	●	●	●	●
午後 15:00~18:00	●	●	●	●	●	●	●

かすみがうら市稲吉 5-19-10

☎029-833-0030

内科・小児科

大和医院

診療時間	月	火	水	木	金	土	日・祝
8:30~12:00	●	●	●	●	●	●	●
15:00~17:30	●	●	●	●	●	●	●

<http://daiwa-iin.jp> 大和医院 検索

かすみがうら市稲吉 5-20-12

☎029-831-7937

歯科 小児歯科 矯正歯科

あしか 歯科

診療時間	月	火	水	木	金	土	日・祝
午前 9:30~13:00	★	★	★	★	★	★	★
午後 14:30~19:00	★	★	★	★	★	★	★

矯正相談を毎月1回(日曜日)に
設けております。(予約制)

☎029-830-1515 休診日 水・日・祝日

かすみがうら市稲吉 4-2-2 あしか歯科クリニック 検索

医療法人 SHIGERU YOSHIDA E.N.T

吉田 茂 耳鼻咽喉科

院長: 吉田 茂

診療時間	月	火	水	木	金	土	日・祝
午前 9:00~12:00	○	○	○	○	○	○	○
午後 2:30~5:30	○	○	○	○	○	○	○

■診療科目 耳鼻咽喉科・小児科 ※ 休診日 水曜・日曜・祝日
■健康相談の実施 めまいに関する健康相談・アレルギーに
関する健康相談

かすみがうら市下稲吉 3808-1 (下稲吉東小となり)

☎029-834-8200

歯科・小児歯科

ひかり 歯科

《診療時間》午前9:30~12:30
午後3:00~7:30
(水曜5:30まで 土曜6:00まで)
《休診日》日曜・祝祭日

かすみがうら市下稲吉4002-4

☎(029)833-1060

神立駅東口(徒歩5分)

小児科・アレルギー科

白井こどもクリニック

院長 白井潤二

診療時間	月	火	水	木	金	土	日・祝
AM 9:00~12:00	●	●	●	●	●	●	●
PM 2:00~6:00	●	●	●	●	●	●	●

休診日 水・日・祝日

かすみがうら市稲吉2-14-11

TEL 029(831)3803

www.shirai-children-clinic.com

内科・消化器内科・小児科
循環器内科・呼吸器内科

高木 医院

診療時間	月	火	水	木	金	土	日・祝
8:30~12:00	○	○	○	○	○	○	○
3:00~6:00	○	○	○	○	○	○	○

かすみがうら市稲吉東1-15-1

☎029-832-2020

生活ガイド





病院・医院ガイドマップ②

地図のページに関しましては、該当ページに広告をご掲載いただきました施設の情報のみ表示しています。

脳神経外科・内科/脳ドック
おおくぼ脳脊髄クリニック

院長 大久保 信治

診療時間	月	火	水	木	金	土	日
9:00~12:00	●	●	●	●	●	●	●
15:00~18:30	●	●	●	●	●	●	●

休診日 木曜・日曜・祝日
土浦市並木5-4079-1
TEL.029-832-8732
<http://www.ohkubo-clinic.jp>

内科・消化器内科・糖尿病内科・循環器内科
泌尿器科・腎臓内科・人工透析内科

BERYL 土浦ベリルクリニック

診療時間	月	火	水	木	金	土	日
9:00~12:00	●	●	●	●	●	●	●
12:00~14:00	●	●	●	●	●	●	●
14:00~18:00	●	●	●	●	●	●	●

・糖尿病 月・金・火曜午後3時～・泌尿器火曜午後・水曜午後(5時迄)
・循環器 水曜/第2・第4土曜午前
・内科、消化器の木曜午前と金曜午後は検査のみ
土浦市都和4-4022-2 **TEL.029-835-3002**
<http://www.beryl-clinic.org/>

内科 呼吸器内科 アレルギー科

*睡眠時無呼吸症候群治療

あおき内科クリニック

院長 青木 弘道
日本呼吸器学会呼吸器専門医

■診療時間 ●月～金 午前 9:00~12:00
午後 2:00~ 6:00
●水・土 午前 9:00~12:00(午後休診)
■休診 日 日曜・祝日

土浦市木田余1646-3 TEL:(029)825-8181

白内障日帰り手術

ののやま眼科

院長 野々山 智仁

診療時間	月	火	水	木	金	土
AM8:45~12:00	●	●	●	●	●	●
PM3:00~ 6:00	●	●	●	●	●	●

※火曜午後の手術終了後は通常の診療を行います
休診日 日曜・祝日 水・土午後
土浦市木田余1644-1
TEL.029-827-0513

整形外科・リハビリテーション科・リウマチ科
MR I・骨粗鬆症検診

岡田整形外科クリニック

院長 岡田 基 医師 中村 木緒子

診療受付	月	火	水	木	金	土	日
午前 8:00 ~ 11:30 (リハビリ受付は ~ 12:00)	●	●	●	●	●	●	●
午後 2:45 ~ 6:30	●	●	●	●	●	●	●

診療開始は午前 9:00 ~
午後 3:00 ~ となります。休診日: 木・土午後、日曜、祝日
TEL.029-825-3377
MRI 予約専用 TEL.029-825-3378
<http://okada-seikei.com>



独立行政法人 国立病院機構
霞ヶ浦医療センター

内科・呼吸器内科・消化器内科・循環器内科
小児科・外科・整形外科・形成外科
脳神経外科・泌尿器科・産婦人科・眼科
耳鼻咽喉科・麻酔科(福田 妙子)・歯科口腔外科

外来のご案内受付時間/8:30~11:00
休診日/土・日・祝日・年末年始
TEL.029-822-5050
霞ヶ浦医療センター 検索 土浦市下高津2-7-14

内科(糖尿病・腎臓・人工透析)
大石内科クリニック

院長 大石 明
日本内科学会認定総合内科専門医 日本糖尿病学会認定糖尿病専門医
日本腎臓学会認定腎臓専門医 日本透析医学会認定透析専門医

診療時間	月	火	水	木	金	土	日
AM8:00~12:30 受付時間 終了30分前	●	●	●	●	●	●	●
PM2:30~ 7:00 終了30分前	●	●	●	●	●	●	●

注1) 月1回 火曜代診あり、月1回 木曜代診あり。
注2) 月2回 日曜診療あり、以上、要電話確認。
ご不明な場合はお電話下さい 土浦市大岩田2472
(予約受付) **TEL.029-835-0014**
<http://www.ohishi-naika-clinic.jp/>



ここは有料広告掲載ページです



内科・小児科

酒井医院

受付時間 午前8:30～12:00

休診日 日曜、祝日

かすみがうら市穴倉4468-1

TEL029-897-1006

内科・小児科・放射線科

川島医院

院長 川島 房宣

休診日 水曜午後・日曜・祝日

〒300-0134 かすみがうら市深谷3656-1

☎029(897)1237 FAX029(897)1947

つちうら在宅診療所



在宅医療 24時間対応

外来への通院が困難な方に対し、ご自宅に医師が出向いて診療する制度です。

診療時間	月	火	水	木	金	土	日・祝
午前 9:00～17:00	●	●	●	●	●	●	休

【休診日】 土・日・祝日

土浦市手野町 1958

詳しくはホームページをご覧ください。

☎029-828-8615 つちうら在宅診療所 検索

土・日 午前診療

小児科・内科

おおつ野こどもクリニック

院長 (公社)日本小児科学会 小児科専門医 鈴木 敏之

診療時間	月	火	水	木	金	土	日
午前 8:30～12:00	●	●	●	休	●	●	▲
午後 3:00～ 6:00	●	●	●	休	●	休	休

予防接種・乳児健診 (予約制) 平日午後 2:00～3:00

▲ 第1・第3日曜日診療 <http://www.o-kids.net>

土浦市おおつ野 8-2-18 ☎ (029)828-2580

いつもと違う頭痛



今までに経験したことのないような激しい頭痛で嘔気、嘔吐を伴う場合は、くも膜下出血の可能性があります。即刻、専門の医療機関での受診が必要です。また、高熱や麻痺を伴ったり、ろれつ困難となった場合も、直ちに医療機関に相談してください。一瞬のためらいが手遅れをもたらす可能性があります。



医療法人幕内会

山王台病院

石岡市東石岡4-1-38 石岡中学校隣り

TEL 0299-26-3130

乳がん検診・子宮がん検診・胃がん検診・大腸がん検診

24時間救急指定 救急循環器



山王台病院附属 人工透析 眼科・内科クリニック

人間ドック・脳ドック・心臓ドック・二重検査・労災健診

石岡市東石岡5-2-33

TEL 0299-26-3533



山王台病院附属新館アネックス 石岡市東石岡5-1-29

第一クリニック TEL0299-27-0860

第二クリニック TEL0299-27-0870

訪問看護ステーションさんのうだい

TEL0299-36-3110



かすみがうら市の病院・医院

※50音順で表記しております。

名 称	所在地	電話番号
伊東クリニック	下稲吉2633-172	0299-59-1187
太田医院	下稲吉1598-1	0299-59-2026
川島医院	深谷3656-1	029-897-1237
川俣医院	中志筑1329	0299-22-3075
菊池整形外科クリニック	新治1827-34	0299-59-1181
酒井医院	穴倉4468-1	029-897-1006
桜井皮膚科医院	下稲吉2625-107	029-832-2745
白井こどもクリニック	稲吉2-14-11	029-831-3803
大和医院	稲吉5-20-12	029-831-7937
高木医院	稲吉東1-15-1	029-832-2020
久松皮膚科医院	上稲吉1756-2	029-830-1300
三輪眼科	稲吉5-19-10	029-833-0030
MED AGRI CLINIC かすみがうら	上稲吉38	0299-57-3005
矢原診療所	穴倉6167-1	029-831-8576
吉田茂耳鼻咽喉科	下稲吉3808-1	029-834-8200



かすみがうら市の歯科医院

※50音順で表記しております。

名 称	所在地	電話番号
あいざわ歯科医院	下稲吉1966-2	0299-59-2717
あしか歯科クリニック	稲吉4-2-2	029-830-1515
荒川歯科医院	下稲吉2633-88	029-833-2222
今松歯科医院	稲吉4-10-18	029-833-0200
色川歯科医院	稲吉5-3-11	029-831-2672
宇野歯科医院	下稲吉1665-1	0299-59-7710
奥山歯科	下稲吉2648-27	0299-59-5125
島崎歯科医院	下稲吉1483-8	0299-59-4134
高野歯科医院	市川419	0299-23-8148
中佐谷歯科	中佐谷839-1	0299-37-7890
にとう歯科医院	深谷2813-4	029-898-3718
ひかり歯科医院	下稲吉4002-4	029-833-1060
美並歯科医院	深谷75-30	029-898-2211
みやざき歯科医院	大和田572-3	029-898-3636
吉田歯科医院	稲吉2-9-11	029-831-0503





かすみがうら市商工会



ちからになりたい。コツもヒントもノウハウも。

かすみがうら市商工会は、
経営のあらゆるご相談にお応えします。



商工会とは・・・

商工会は、商工業の総合的改善発達を図るとともに、社会一般の福祉の増進に資する事を目的として、法律に基づき設立された商工業者の組織です。

中小企業の近代化のため、国や県は従来からきめこまかい施策を設けています。全国の商工会では、それぞれの地域の小規模事業者の経営の近代化を促進する指導機関として国・県・市町村の助成を得て、地域の振興を図る事業や各種の経営相談に当たっています。



商工会の主な事業内容

経営指導

経営についてお気軽にご相談下さい。

【経営指導】

経営のことでお悩みの皆さまに対し、事務局に専門スタッフを配し、適切なアドバイスを行います。また、定期的に皆さまの事業所を回る巡回指導も行っています。

【創業・経営革新支援事業】

創業予定者や新分野への進出など、新たな事業分野開拓のための専門的指導やセミナー等を開催し支援しています。

【専門家派遣事業】

経営戦略や販売促進、店舗レイアウト、法律問題等、様々な経営課題に対し、各分野の専門家、税理士、中小企業診断士、デザイナー等がアドバイスします。

金融指導

運転資金や設備資金など、大きな事業資金ほどわずかな金利差で負担が変わってきます。各種の低利な融資制度が揃っています。

【小規模事業者経営改善資金融資制度】

国が小規模事業者に対して制度化したもので、商工会長の推薦によって日本政策金融公庫から融資を行います。保証人も担保も必要なく、しかも低利な融資制度です。

◆利用対象

商工会の経営指導を6ヶ月以上受けている従業員20人以下(商業・サービス業では5人以下)の事業者。

【各種融資制度】

市の自治金融や県の制度融資など低利な融資制度をご案内します。



税務・経理指導

税金の各種控除・消費税・青色申告制度などのお悩みに対し、帳簿の付け方、決算、申告の仕方までアドバイスを行っています。決算や申告期には、税理士が無料の相談に応じています。

【記帳の記入代行】

所定の用紙に毎日の取引をご記入のうえ、1ヶ月ごとにまとめてご提出いただくだけで、分析した経営データを毎月お届けします。わずらわしい確定申告もスピーディーに行えます。

労働保険(労災保険・雇用保険)

従業員を1人でも雇用する事業主は、業種のいかんを問わず、すべての労働保険に加入しなければなりません。労働保険の手続きがわずらわしい方、人手不足のため労働保険の事務処理に困っている方には、商工会への事務委託をおすすめします。

商工会に事務委託すると、事務処理が軽減されるとともに、労災保険に加入できない事業主及び家族従事者も労災保険に特別に加入することができます。

青年部・女性部・各部会

【青年部・女性部について】

青年部は45歳までの経営者・後継者で組織。女性部は、会員の配偶者や女性経営者で組織しています。それぞれの立場での研修会や親睦事業を行うとともに、商工会の内部組織として、地域の発展に貢献するさまざまな活動も積極的に実施しています。

【各部会活動】

かすみがうら市商工会は、5つの部会があり、視察研修や業種特有の経営問題点について研究・情報交換等を行っております。

その他事業

かすみがうら市商工会では、下記の事業も行っております。

- ◆技能講習会受講料金助成(㈱日立建機教習センター茨城教習所霞ヶ浦コース)
- ◆健康診断受診事業
- ◆新春講演会及び賀詞交歓会(かすみがうら市と共催)
- ◆日帰り会員研修会(前回:隅田川 屋形船)
- ◆ゴルフ大会

商工会加入のご案内

入会資格

原則として、市内で事業を行っている商工業者であれば、法人・個人を問わずどなたでもご入会いただけます。
会費は、税務計算上全額必要経費に算入できます。

申込方法

加入のお申込みにつきましては、下記までお問合せ下さいませよう願いたします。

お問合せ 申 込 先

- ◆〒315-0057 かすみがうら市上土田433-2(かすみがうら市商工会)
TEL:0299-59-3755 FAX:0299-59-5580
- ◆〒300-0134 かすみがうら市深谷2964-7(霞ヶ浦支所)
TEL:029-897-0055 FAX:029-897-0956

URL:<http://kasumi-shoko.or.jp/>

会員随時
募集中!



リフォームの基礎知識

その1



リフォームの進め方とポイント

STEP.1

具体的な計画をたてる

POINT

- ・時期、期間は？
- ・予算は？

リフォームの目的から具体的な計画を立てましょう。
この時点での情報収集も大切なポイントです。



STEP.2

事業者を決める～契約する

POINT

- ・施工業者の事業内容がリフォーム目的と合致しているか？
- ・実績や業務内容を吟味。信頼できる事業者か？
- ・候補を数社選んで同じ条件で見積書を提出してもらい検討したか？

契約前に疑問点・不安点は徹底的に確認しましょう。

見積書・提案書や契約書だけでなく、打ち合わせの際の資料やメモなど書類にはしっかり目を通し、保管しておきましょう。

STEP.3

着工

POINT

- ・工事に向けての準備や近隣への周知は大丈夫か？
- ・工程表に基づいて進んでいるか？
- ・変更・追加などが発生していないか？

定期的に施工業者から報告・連絡を受けるようにしましょう。また、不安がある場合は施工業者の担当者を通じて確認するようにしましょう。



STEP.4

着工後

POINT

- ・事業者立ち会いの下、確認をし説明をうけたか？
- ・今後のメンテナンスや保証先を確認したか？



リフォームの疑問

Q リフォームの費用はどのくらいかかりますか？

A 改装の範囲で変わっていきます

建物の一부분の改装もリフォームですが、全面改装でもリフォームです。当然のことですが、手を加えれば加える程かかる費用は増えていきます。例えば、畳敷きの6畳間をフローリングに替える場合は十数万円ですが、家全体に及ぶ大掛かりな改装の場合は、建替えの方が安くなる事もあります。

Q 満足いくリフォームのポイントは？

A まずは現在の不満点を挙げてみましょう

現在のお住まいの不満のある所をリストアップする事をおすすめします。そうすることでただ漠然と不満に感じていた事も具体的に検討出来るようになり、優先順位をつけて内容の整理もしやすくなります。

また、キッチンなどの設備の取り替えをお考えの場合は、ショールームなどで実際に見て触ってみる事も重要です。

Q 信頼のおける業者とは？

A 2～3社は候補を挙げて比較しましょう

- 費用の安さで決めずに、契約内容に納得した上で契約をかわしましょう。
- 建築士や増改築相談員などの資格者がいるか確認しましょう。
- 経験豊富で実績がある事業者かどうか確認しましょう。
- アフターフォローはどうか、必ず確認しましょう。



太陽光発電のメンテナンス蓄電池の設置

太陽光パネル清掃・パワコンの点検修理・樹木の剪定・雑草の手入れ
新築・リフォーム・防草シート施工・屋根設置後の防水劣化修復他



太陽光のことなら、地元の取扱店

飯塚建築

どんな事でもお気軽にご相談下さい

かすみがうら市下軽部 1175-1

TEL・FAX 029-896-0615



株式会社サイネックスによる編集記事ページです

ここは有料広告掲載ページです

年月を重ねるごとに心地よさが深まるそんな素敵な家づくり



人それぞれの顔や性格が違うように、家にも個性があります
ライフスタイルに合わせた納得のいく住まい作りをお手伝いします
新築・リフォーム・社寺建築・設計・施工・監理

前川建築業

前川建築設計事務所

かすみがうら市穴倉6196-188

☎029-897-0728



SEARCH 前川建築業

修理工事 オレ直みや



建具工事一式・ガラス工事
障子紙張り・襖張替え

谷口建具店

かすみがうら市坂 4397

☎029-896-0483

水廻りのリフォーム
上下水道指定工事店

**コーマキ
水道設備**

かすみがうら市牛渡1839

TEL029-897-1016

職工組合員

安全・安心な
住宅リフォームをめざして。



地震のこと 台風のこと 四季のこと



各種屋根材 設計・企画・施工・販売
有限会社坂本瓦興業

かすみがうら市稲吉2-9-20 ☎029-831-0027

炎のある暮らし、はじめませんか？



ペレットストーブの暖かさを
ぜひ、ご体感ください
燃料は環境に優しい木質ペレット。
SAIKAIペレットストーブを。
全機種揃えてお待ちしております。

ペレットステーションいばらき

伸栄工業株式会社

茨城県かすみがうら市上稲吉1751

TEL029-831-5315 FAX029-833-0933

<https://shin-ei-kogyo.com>



あなたらしい理想の我が家に



あなたの大切なマイホームの模様替え。
左官屋さんにまかせてみませんか？

左官土間工事一式

(有)石橋工業

かすみがうら市東野寺18

TEL 0299-23-1604

ie+coco LIXIL
イエコ Link to Good Living

**新築・増築 / 改築
リフォーム・営繕工事**



井坂工業

☎029-897-0224

かすみがうら市加茂2022-2 <http://www.isaka-kougyou.com> 井坂工業



リフォームの基礎知識

その2



住まいの整備に関する補助金

介護保険制度では、「要支援1～2」や「要介護1～5」と認定された方が、自宅で生活をしやすい住環境にするための手すりの取り付けや段差解消などの、住宅改修に対して費用が支給されます。

また介護保険制度とは別に、高齢者向けや障がい者向けに住宅改修に助成金を支給しているところもあります。工事をお考えの際には事前に自治体に相談してみると良いでしょう。



バリアフリー住宅

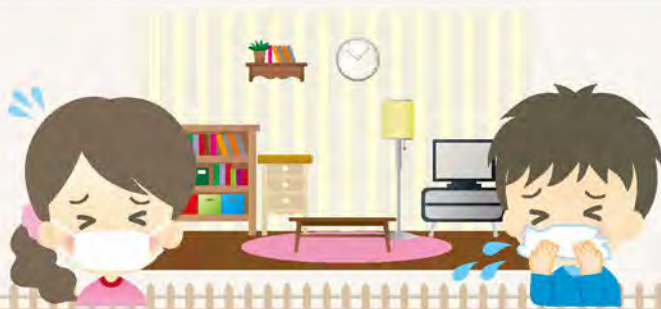
バリアフリー住宅は、お年寄りや障がいをお持ちの方でも住みやすい生活をおくれる住宅のことです。床の段差をなくしたり、階段に手すりを取り付けるなどいつまでも安全で暮らしやすい家で子どもから高齢のご両親まで、みんなが居心地よく住めることが重要です。



自然塗料

室内の床や壁、柱、家具などの木製品は、多くは何らかの塗装がされています。特に大量生産の製品はそのほとんどに化学塗料が使われています。

近年、シックハウス症候群の原因となる、化学物質による室内の空気汚染が問題視されています。お子さんやご家族がアレルギー体質なら業者にまず相談する必要があるでしょう。



業者の探し方

最近では自社ホームページを持っているリフォーム会社も多いようです。ポストに入ってくるチラシも情報収集のチャンスです。

またご近所や知り合いでリフォーム工事をした家があったら、その会社がどんな対応だったか聞いてみるのも一つの手です。



リフォームと建築基準法

リフォーム時には、住宅に関する法律についても知っておく必要があります。通常業者さんが把握しており問題の起こることはあまりありませんが、知っておきたい法律としては建築基準法があります。建築基準法は住宅の安全性、居住性、周辺環境への配慮を目的としている法律で、新築だけでなくリフォーム時にも適用されるので注意が必要です。



床のきしみ直し、雨樋の修繕など
「家」のこどもなら
おまかせください！

- 新築工事
- 古民家再生
- リフォーム工事

(木造住宅の点検・修理・修繕、増築・改築
エコ住宅、バリアフリー)

あなたの町の大工さん
川井工務店に
おまかせください！

川井工務店
協同組合いばらき大工棟梁の会

TEL 315-0054
かすみがうら市番吉 1-5-17
TEL 029-831-1861

川井 幸浩
一級建築士/二級建築士
建築監理専任

これからの家づくり
新築やリフォームで新しくなるのは当たり前
家の中の温度差の少ない。結露にくい家づくり
今、新しい住み心地のよい家づくりを目指します
「今や床のバリアフリーは当たり前、環境の
バリアフリーを目指します」

バリアフリー	ベトリフォーム
木造建築工事全般	リフォーム工事

有限会社 ナオイ工務店
石岡市三村 2087-1 TEL 0299-24-1509
http://www.naoi.co.jp



株式会社サイネックスに
よる編集記事ページです

ここは有料広告掲載ページです

葬儀について

故人の宗教に合わせた作法を

日常生活の中で、できるだけ考えたくないことかもしれませんが、どのような人生にも終焉は訪れます。いざというとき慌てないために、基本的な葬儀や法要の流れ、会葬のマナーは心得ておきましょう。

弔事の流れ 臨終から法要まで

葬儀は人生最後の儀式。弔事の一つひとつにしきたりがあり、意味があります。地方によって、また宗教や宗派によって名称や作法は異なりますが、大方の流れは次のようになります。

臨 終

遺体を北枕に安置し、喪主、儀式の形式と日取り、葬儀社を決めて依頼し、寺院や知らせるべき人に連絡します。

通夜の準備

枕飾りをして遺体を安置。喪服、遺影の準備と世話役との打ち合わせ。戒名の依頼や隣近所への挨拶、死亡届の手配も行います。

通 夜

故人との別れを惜しみ、夜通し香と灯火を絶やさず遺体を守ったのが本来の通夜ですが、最近では数時間ほどで終わる形式が多くなりました。通夜が終了した後は、通夜ぶるまいとして親族や親しい人に食事などを振る舞ったり、代わりに折り詰めなどをお渡しすることもあります。

葬儀・告別式

通夜の翌日に、死者を弔うのが葬儀で、故人に別れを告げるのが告別式です。読経の後、遺族、親族が焼香し、参列者の焼香へと移ります。

出棺・火葬

最後の対面の後、別れの花などを行い、遺族の手で霊柩車へ。会葬者は合掌して見送ります。
※葬儀・告別式の前行う場合もあります。



火葬・骨上げ

火葬の前に全員が焼香。火葬終了後は、二人一組になって箸で遺骨をはさみ骨壺にいれる骨上げを行います。
※葬儀・告別式の前行う場合もあります。

還骨回向

持ち帰った遺骨、位牌を祭壇に安置し、僧侶が読経する中、遺族による焼香が行われます。このとき、本来7日目に行う初七日法要を、繰り上げてとりおこなう場合が多くなっています。

精進落とし

法要後、お世話になった人に感謝と慰労の気持ちを込めて喪主が挨拶。遺族が酒と料理でもてなし、故人をしのびます。

追善供養

初七日に始まり、三十五日、四十九日、百か日と、お経を上げて、お香で供養します。このとき納骨を行う場合もあります。



年忌法要

一周忌に始まり、2年目の三回忌、6年目の七回忌、その後十三回忌、十七回忌、二十回忌、二十七回忌、三十三回忌、三十七回忌、五十回忌と法要が続きます。三十三回忌または五十回忌をもって、弔い上げ（最終の年忌法要）とする場合が多くなっています。



お墓の形いろいろ

現在、墓地や霊園などで多く見られる形のお墓は、江戸時代の中頃から広く使われるようになったと言われています。鎌倉時代から室町時代にかけて多く作られた、五輪塔（ごりんとう）など供養塔型のお墓も一部で見られます。近年は、背が低く横幅が広い洋型のお墓も増えてきました。また、既成の型にこだわらない自由なデザインのお墓も見られます。



和 型

最も標準的な形のお墓です。卒石（さいし）の下に上台石（じょうだいし）、下台石（げだいし）を重ねた形が多く見られます。下台石の下に芝台石（しばだいし）を置いたり、卒石と上台の間にスリンと呼ばれる石を置く場合もあります。また、付属品として香炉（こうろ）、水鉢（みずばち）、花立て（はなたて）、臺誌（ぼし）、卒塔婆立て（そとばたて）なども、必要に応じて設置されます。



和型供養塔

現在の和型墓石が広く普及する以前に多く作られた、供養塔の形をしたお墓です。五輪塔（ごりんとう）、多宝塔（たほうとう）、宝篋印塔（ほうきょういんとう）、無縫塔（むほうとう）などの種類があります。



洋 型

芝生墓地やガーデニング霊園、西洋風霊園などの増加とともに、西洋風のお墓も増えてきました。台石の上に、和型と比べて背が低く、横幅が広い卒石を置いたお墓で、卒石の前面を斜めに加工した「オルガン型」や、垂直に加工した「ストレート型」などがあります。また、芝生墓地などで多く見られる「プレート型」もあります。



デザイン墓石

伝統的な形にとらわれず、故人の趣味や個性を反映したオリジナルのデザインを施したお墓を選ぶ方も増えています。ただし、墓地や霊園によっては特異なデザインのお墓を建造できない場合がありますので、事前に確認する必要があります。

※掲載の記事に関しましては、一般的な様式を掲載したものであり、各宗教や宗派または地域により異なる場合がございます。



株式会社サイネックスによる編集記事ページです

ここは有料広告掲載ページです

365日24時間受付
JA土浦セレモニーホール
かすみがうら斎場



出向く職員 動けるJA
ご葬儀・法事のことなら
☎ 029-828-0983
病院からの搬送なら
専用ダイヤル
0120-30-1225

いつまでも 無縁にならない



永代供養等のご相談承ります
真言宗 文殊院
かすみがうら市下志筑 675
0299-22-4501



かすみがうら市 暮らしの便利帳が **電子書籍**に!!

わが街 事典[®]

パソコンやあなたのお手持ちの携帯端末でご覧になれます!

iPadアプリ版

iPhoneアプリ版

Androidアプリ版



無料

閲覧に伴う通信料は
ご負担ください



「わが街事典」 電子書籍の特徴

お手持ちの携帯端末にダウンロードすることで、簡単に持ち運びでき、お好きなシーンで活用できます。使いやすいインターフェイスと電子書籍ならではの拡大・縮小機能で、どこでもどなたでもご利用いただけます。

いつでも
持ち歩ける
利便性 



ダウンロード方法や対応端末など詳しくはこちら 

<http://www.scinex.co.jp/wagamachi/ebook/index.html>

わが街
とくさん
ネット

産地が「太鼓判」 全国で「大評判」

わが街とくさんネットだけの、隠れた名品・逸品の数々を、その場からスグお取り寄せ。

自治体や地元団体の協力のもと、ホンモノの特産品・名産品をお届けします。

地域特産市場

生産者のモノ作りのこだわりと、顔が見える特産品の数々

わが街とくさんネット

SEARCH わが街とくさんネット

GO

全国の特産品を取り揃えています!!

地方自治体や地元団体の協力のもと、日本全国の特産品・名産品をお取り扱いしております。

全国の隠れた名品や、逸品の数々をお取り寄せ、またご贈答にもご利用いただけます。

ご注文方法もいろいろ選べます!

インターネットのほか、お電話やFAXからでもご注文していただけます。

詳しくは

<http://www.wagamachi-tokusan.jp/>

「わが街とくさんネット」ホームページをご覧ください。



SGINEX 株式会社サイネックス・ネットワーク

〒542-0066 大阪府大阪市中央区瓦屋町3-6-13
TEL:0120-75-1093 FAX:06-6767-3660



編集後記

「かすみがうら市 暮らしの便利帳」は、かすみがうら市にお住まいの皆様方へ、市の行政情報をお届けするとともに、地域企業の発展につなげることを目的として発行いたしました。

また、市民の皆様方に、より利便性の高い情報源としてご利用いただけるよう、官民協働事業としてかすみがうら市と株式会社サイネックスとの共同発行としました。

「かすみがうら市 暮らしの便利帳」は、地域の各団体及び事業者の皆様のご協力により、行政機関への設置はもとより、かすみがうら市の全世帯へ無償配布することができました。あらためて心より厚くお礼申し上げます。

■「かすみがうら市 暮らしの便利帳」に掲載の行政情報は、平成30年4月1日現在の情報を掲載しています。社会情勢の変動等により内容が変更される場合がありますので、あらかじめご了承ください。行政情報の内容・手続き等で不明な場合は、各担当課までお問い合わせください。

■また掲載されているスポンサー広告は、暮らしの情報としてご活用ください。広告内容については株式会社サイネックスにお尋ねください。

かすみがうら市 暮らしの便利帳

平成31年1月発行

発行

かすみがうら市
千代田庁舎
〒315-8512 かすみがうら市上土田461
霞ヶ浦庁舎
〒300-0192 かすみがうら市大和田562
TEL.0299-59-2111/029-897-1111

株式会社サイネックス
〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3
TEL.03-3265-6545

広告販売

株式会社サイネックス つくば支店
〒305-0817 茨城県つくば市研究学園5-20-2
つくばシティア・モアビル5F
TEL.029-858-0570

無断で複写、転載することはお遠慮ください。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

写真提供:霞ヶ浦帆引き船・帆引き網漁法保存会



霞ヶ浦の名産品わかさを
中心に、おいしい佃煮を
全国へお届けいたします。

農林水産大臣賞8回受賞!

8th

農林水産
大臣賞受賞

霞ヶ浦の畔で佃煮をつくり続けて80余年。合成保存料・合成着色料を使用せず、素材の味を生かした佃煮をつくっています。



常温で長期保存ができるカラフルなパッケージ
「帆引せんシリーズ」



贈答箱2段(6P用)



贈答箱1段(3P用)

湖の幸
海の幸

水と人とが作り出す伝統の味



出羽屋

お問い合わせ

☎0120-883-088

受付時間/8:30~17:00
(月曜日~土曜日)

<https://www.dewaya.net>

本社工場/茨城県かすみがうら市加茂3385

[ピアタウン店]
土浦市真鍋新町18-13

TEL.029-824-0933 (直)

[水戸赤塚店]
水戸市河和田1-1
カスミ水戸赤塚店1F
TEL.029-255-5832 (直)

[イオン土浦店]
土浦市上高津367
イオンモール土浦1F
TEL.029-822-5508 (直)

[水戸駅ビル店]
水戸市宮町1-7-31
エクセルみなみ3F
TEL.029-226-2011 (直)

[つくば店]
つくば市学園の森3-21-1
MeeToco-C棟
TEL.029-856-2115

[下妻店]
下妻市長塚24-1
TEL.0296-43-8323 (直)

[守谷店]
守谷市百合ヶ丘3-249-1
イオンタウン1F
TEL.0297-46-4541